

第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案について

1. 策定経過

平成29年6月23日	第1回品川区地域自立支援協議会
平成29年8月	品川区障害児実態・意向調査
平成29年10月11日	品川区視覚障害者福祉協会ヒアリング
平成29年10月14日	品川区精神障害者家族会（かもめ会）ヒアリング
平成29年10月17日	品川区肢体不自由児・者父母の会ヒアリング 品川失語症友の会ヒアリング 品川区聴覚障害者協会ヒアリング
平成29年10月24日	品川区高次脳機能障害者と家族の会ヒアリング
平成29年10月29日	ポラリス品川（ダウン症児の親の会）ヒアリング
平成29年10月30日	品川区知的障害者育成会ヒアリング
平成29年10月31日	品川区の障がい者福祉を考える会ヒアリング
平成29年11月17日	計画策定意見交換会 （品川区障害者七団体協議会、障害者相談員）
平成29年11月20日	第2回品川区地域自立支援協議会
平成29年11月21日	品川区重症心身障害児（者）を守る会ヒアリング
平成29年12月11日	庁内連絡会

2. 計画について

資料1「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画」（素案）のとおり

3. パブリックコメント実施結果

- (1) 実施期間 平成29年12月11日から平成30年1月10日まで
- (2) 提出人数 15人（直接持参1人、ホームページ14人）
- (3) 意見件数 164件
- (4) 内容および回答

資料2「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画（素案）」についての区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について」のとおり

- (5) 公表 第3回品川区地域自立支援協議会の結果を踏まえ、区ホームページにて公表

4. 今後の予定

- (1) 平成30年3月2日、第3回品川区地域自立支援協議会
- (2) 平成30年4月1日、広報しながわ（平成30年4月1日号）および区ホームページにて公表
- (3) 平成30年4月1日より、障害者福祉課および区政資料コーナー、地域センター、保健センター、図書館にて布置
- (4) 平成30年4月1日、冊子印刷物500部（A4版）および概要版2,000部発行

第5期品川区障害福祉計画 第1期品川区障害児福祉計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

（素案）

平成30年 月

品川区

目 次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
(1) 品川区地域自立支援協議会.....	4
(2) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための意見交換会等.....	5
(3) パブリックコメント.....	5
5 計画の推進に向けて.....	5
(1) 総合的な計画推進体制の強化.....	5
(2) 地域における連携・協力体制の活用.....	5
(3) 計画の点検・評価.....	5
(4) 計画の進行管理.....	6
第2章 障害者の現状.....	7
1 障害者手帳交付者数等の推移.....	7
2 身体障害者の状況.....	9
3 知的障害者の状況.....	11
4 精神障害者の状況.....	12
5 障害児の状況.....	14
第3章 障害者施策推進の取組みと課題.....	17
1 障害者施策推進の取組み.....	17
(1) 品川区障害者計画.....	17
(2) 障害者計画における施策の柱に対する前期（H27～29）の事業展開.....	22

2	今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み	29
(1)	相談支援の充実と適切な情報提供.....	29
(2)	障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用.....	30
(3)	保健・医療との連携.....	31
(4)	地域生活支援拠点の整備.....	32
(5)	社会資源の開拓と地域による偏りの解消.....	34
(6)	人材育成.....	35
(7)	包括的な障害児支援の充実.....	36
第4章	計画における成果目標.....	39
1	施設入所者の地域生活への移行	39
(1)	国の基本指針.....	39
(2)	成果目標.....	39
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
(1)	国の基本指針.....	40
(2)	成果目標.....	40
3	地域生活支援拠点等の整備	40
(1)	国の基本指針.....	40
(2)	成果目標.....	40
4	福祉施設から一般就労への移行等	41
(1)	国の基本指針.....	41
(2)	成果目標.....	41
5	障害児支援の提供体制の整備等	42
(1)	国の基本指針.....	42
(2)	成果目標.....	42
第5章	サービス見込量および確保のための方策	44
1	障害福祉サービス	44
(1)	訪問系サービス.....	44
(2)	日中活動系サービス.....	45
(3)	居住系サービス.....	49
(4)	相談支援.....	51

2	児童福祉法に基づく障害児サービス	53
	(1) 障害児通所支援.....	53
	(2) 相談支援.....	56
3	地域生活支援事業	57
	(1) 必須事業.....	57
	(2) 任意事業.....	63
第6章 資料編.....		66
1	品川区の障害者向け施設・サービスの現状	66
	(1) 品川区の主な障害者支援施設一覧.....	66
	(2) 品川区の主な障害者支援施設所在地.....	69
	(3) 品川区の主な地域生活への支援事業一覧.....	71
2	策定体制	72
3	策定経過	73
4	品川区障害児実態・意向調査.....	74
	(1) 調査概要.....	74
	(2) 調査結果概要.....	74
	(3) 調査票.....	90

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては長寿化が進み、障害者やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化という問題が顕在化している一方で、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、また、情報化の進展により障害者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。このような状況下で障害者の意識も変化し、社会参加や就労、地域における自立した生活への意欲が高まっています。

障害者施策において国は、共生社会の実現が明記された平成23年の「障害者基本法¹」の一部改正に始まり、平成24年の「障害者虐待防止法²」施行、平成26年の「障害者総合支援法³」の完全施行、平成28年の「障害者差別解消法⁴」施行に至るまで、制度の集中的な改革を推進してきました。その後、「障害者総合支援法」施行3年後の見直しが行われ、平成28年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正では、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担軽減の仕組み等が新たに設けられました(平成30年4月施行)。加えて、障害児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

区では、平成20年4月に「品川区基本構想」、平成21年4月に「品川区長期基本計画」(平成26年4月改定)を策定し、5つの都市像⁵の1つである「みんなで築

¹ 昭和45年法律第84号。障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めたものです。

² 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)。障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防および早期発見その他障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護等を定めたものです。

³ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)。障害児者や一定の難病患者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めたものです。

⁴ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)。行政機関等および事業者における障害者を理由とする差別を解消するための措置等を定めたもので、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を求めています。

⁵ 「品川区長期基本計画」は、その上位計画である「品川区基本構想」における3つの理念(1.暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる 2.伝統と文化を育み活かす品川区をつくる 3.区民と区との協働で、「私たちのまち」品川区をつくる)を具体化するために行う施策と実現の方向を明らかにし、5つの都市像(1.だれもが輝くにぎわい都市 2.未来を創る子育て・教育都市 3.みんなで築く健康・福祉都市 4.次代につなぐ環境都市 5.暮らしを守る安全・安心都市)を掲げています。

く健康・福祉都市」の実現に向け、障害者基本法第 11 条第 3 項⁶に基づく「品川区障害者計画」を平成 27 年に策定しました。合わせて、障害福祉サービス⁷等の見込量や確保のための方策を定める「品川区障害福祉計画」を策定しました。

本計画は、前計画で取り組んできた施策の評価および検証を行い、今後重点的に取り組むべき課題を明確にし、国の動向にも対応しながら障害者への支援施策を総合的かつ計画的に展開していくことを目的として策定したものです。また、本計画から「品川区障害児福祉計画」を包含する計画として策定します。

計画の策定にあたっては、品川区地域自立支援協議会において、前計画の評価および検証から計画の策定まで審議を行うと共に、障害児実態・意向調査⁸の実施、障害者団体へのヒアリング、パブリックコメント⁹の実施等により、幅広い区民意見や要望を聴取し、計画に反映させました。

⁶ 障害者基本法第 11 条第 3 項では、市町村は当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定することが定められています。

⁷ 障害福祉サービスには、障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付があります。利用者はサービスを選択し、市区町村に相談、支給申請を行います。その後の障害支援区分判定の結果に基づき、市区町村は支給決定を行います。受給者証交付の後、利用者はサービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることとなります。

⁸ P. 78 以降参照。区内 18 歳以下の障害児のいる世帯（平成 29 年 6 月末日現在）を対象としたアンケート調査を実施しました。

⁹ 行政機関が政令や省令等を定める際に、あらかじめその案を公表し、広く公（＝国民、住民等）から意見、情報を募集する手続きのことです。

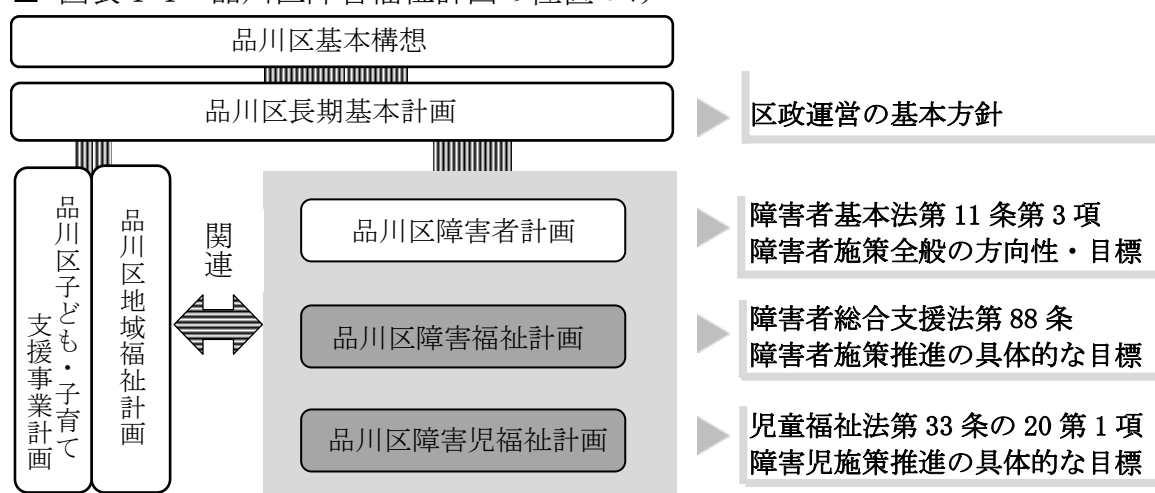
2 計画の位置づけ

「品川区障害福祉計画」は障害者総合支援法第 88 条¹⁰の規定に基づく市町村障害福祉計画として定め、平成 28 年の児童福祉法の改正に伴い義務付けられた「品川区障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項¹¹の規定に基づく市町村障害児福祉計画として定めるものです。

「第 5 期品川区障害福祉計画」は、「第 1 期品川区障害児福祉計画」と一体のものとして策定します。国が平成 29 年 3 月に策定した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針¹²」（以下「基本指針」といいます。）に即し、年度ごとに障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標および見込量、地域生活支援事業¹³の実施に関する事項を定めています。

本計画は、「品川区基本構想」および基本構想が掲げている区の将来像を実現するために策定された「品川区長期基本計画」の障害者施策に関する下位計画として位置づけられています。また、社会福祉法第 107 条¹⁴に基づく地域福祉計画である「品川区地域福祉計画」、子ども・子育て支援の取組み促進のための教育・保育施設等の整備計画である「品川区子ども・子育て支援事業計画」との調和と整合性を図っています。

■ 図表 1-1 品川区障害福祉計画の位置づけ



¹⁰ 障害者総合支援法第 88 条では、市町村は障害福祉サービス等の提供体制の確保および円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を策定することが定められています。

¹¹ 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項では、市町村は障害児通所支援、障害児相談支援等の提供体制の確保と円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を策定することが定められています。

¹² 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項や成果目標、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に関する事項、地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項等を国が定めたものです。（平成 18 年 6 月 26 日告示）

¹³ 市区町村が地域の実情に応じて計画的かつ柔軟に実施する事業です。

¹⁴ 社会福祉法第 107 条では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進および社会福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進についての事項を盛り込んだ市町村地域福祉計画を策定することが定められています。

3 計画期間

本計画は、国が定める基本指針に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とします。

■ 図表 1-2 品川区障害福祉計画の計画期間

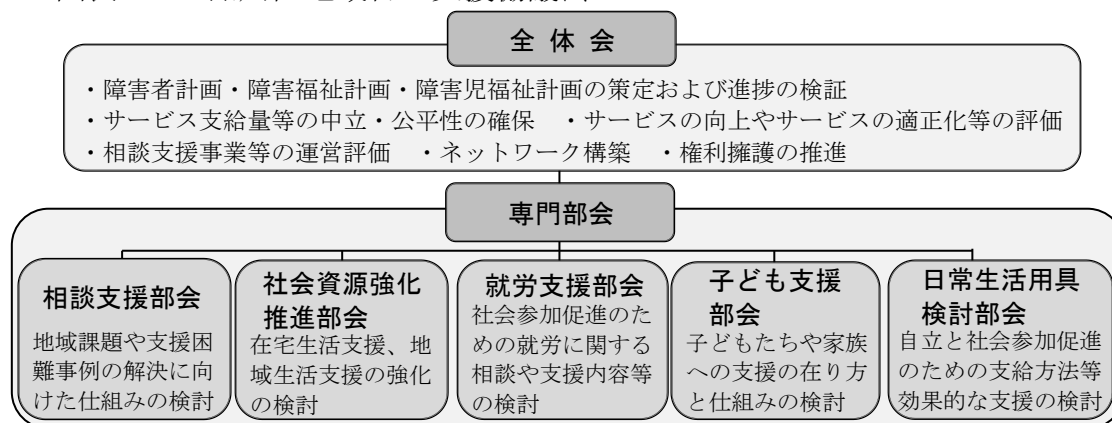
	年度（平成）														
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
品川区長期基本計画	21～30【10年】														
品川区障害者計画							27～35【9年】								
第5期品川区障害福祉計画										30～32【3年】					
第1期品川区障害児福祉計画										30～32【3年】					
品川区地域福祉計画			23～32【10年】												
品川区子ども・子育て支援事業計画							27～31【5年】								

4 計画の策定体制

（1）品川区地域自立支援協議会

区では、障害者への支援体制の充実のために、障害者総合支援法第 89 条の 3¹⁵に基づく「品川区地域自立支援協議会」を設置しています。協議会では、「相談支援部会」、「社会資源強化推進部会」、「就労支援部会」、「子ども支援部会」、「日常生活用具検討部会」を設置し、障害者団体代表、関連機関および事業者が参画し、課題解決に向けた協議を行っています。本計画は、協議会に意見聴取をしながら策定しています。なお、協議会は傍聴が可能であると共に、議事録等は区のホームページにて公表しています。

■ 図表 1-3 品川区地域自立支援協議会



¹⁵ 障害者総合支援法第 89 条の 3 では、関係機関、関係団体、障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務従事者等により構成される協議会の設置が求められています。

(2) 品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための意見交換会等

平成 29 年 10 月～11 月にかけて障害者団体を対象としたヒアリング、11 月 17 日に品川区障害者七団体協議会¹⁶および障害者相談員¹⁷を対象とした意見交換会を実施しました。

(3) パブリックコメント

平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 1 月 10 日まで、広報誌を通してパブリックコメントを実施しました。

5 計画の推進に向けて

(1) 総合的な計画推進体制の強化

障害福祉施策の総合的な推進のために、計画は全庁的な取組みとして捉え、各部署における障害福祉施策を推進すると共に、福祉・保健・教育・雇用・まちづくり等、関係部署が一体的な取組みを推し進めています。また、庁内にとどまらず、福祉・保健・医療・教育・雇用関係機関等との連携を強化します。

(2) 地域における連携・協力体制の活用

障害のある人の地域生活への支援や就労支援、障害への理解の醸成のために、サービス提供機関、ボランティア団体、地域の関係者・関係機関および障害者団体等と連携・協力し、障害のある人も参加した地域で支え合うまちづくりを進めていきます。

(3) 計画の点検・評価

定期的に障害福祉サービス等各事業の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

¹⁶ 品川区視覚障害者福祉協会、品川区肢体不自由児・者父母の会、品川区重症心身障害児(者)を守る会、品川区身体障害者友和会、品川区知的障害者育成会、品川区聴覚障害者協会、品川区精神障害者家族会(かもめ会)の七団体で構成される協議会です。

¹⁷ 区長から委嘱された相談員(任期2年、平成28年～29年度25名)が、障害のある方の更生援護に関する相談と必要な指導・助言に応じています。

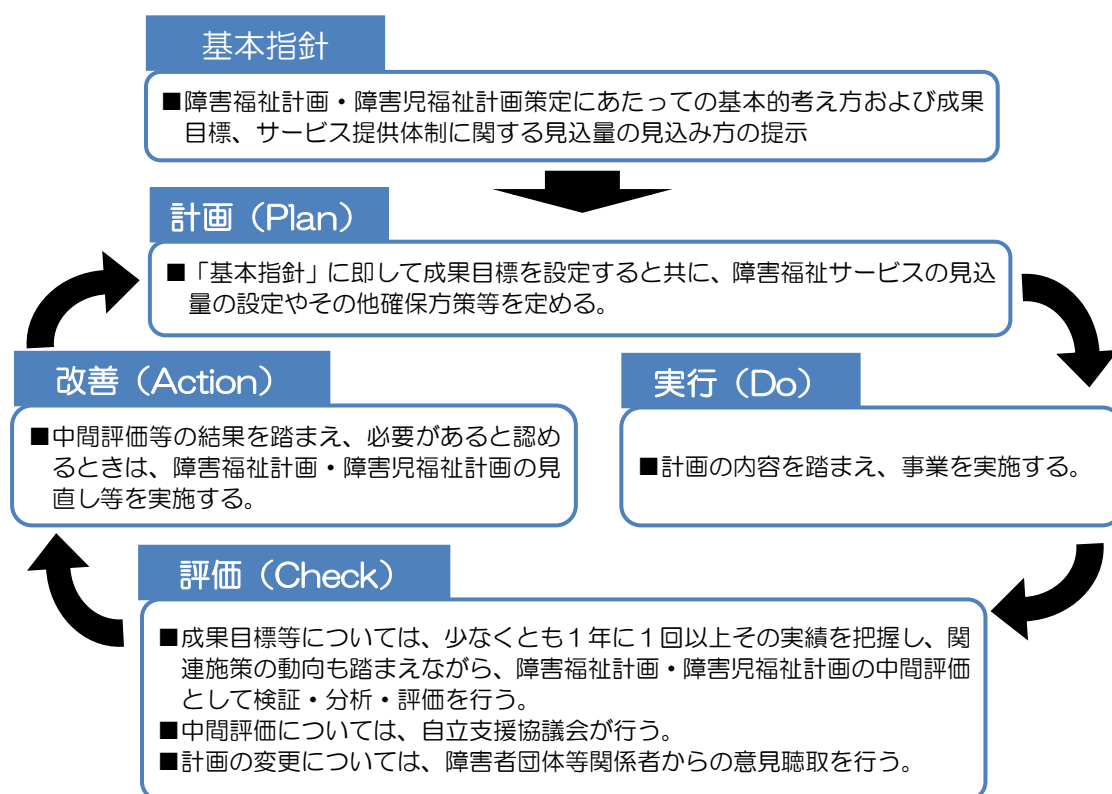
(4) 計画の進行管理

計画の円滑・着実な実行のためにPDCAサイクル¹⁸を導入し、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については少なくとも1年に1回以上その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら計画の中間報告として分析・評価をし、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

障害者総合支援法第88条第8項においては、市町村は「障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」とされています。

計画の進捗状況の検証・分析・評価の役割は、品川区地域自立支援協議会が担い、区として取り組むべき課題の明確化等を進めていきます。

■ 図表 1-4 PDCAサイクルのプロセス



¹⁸ PDCA サイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されているためPDCA という名称になっており、4段階の活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを改善していく手法のことです。Planでは目標を設定してそれを達成するための行動計画を策定し、Doでは策定した計画を実行し、Checkでは実施した結果と当初の目標を比較して問題点の洗い出し等評価・分析を行い、Actionでは評価・分析を受けてプロセスや計画の改善、実施体制の見直し等を行います。

第2章 障害者の現状

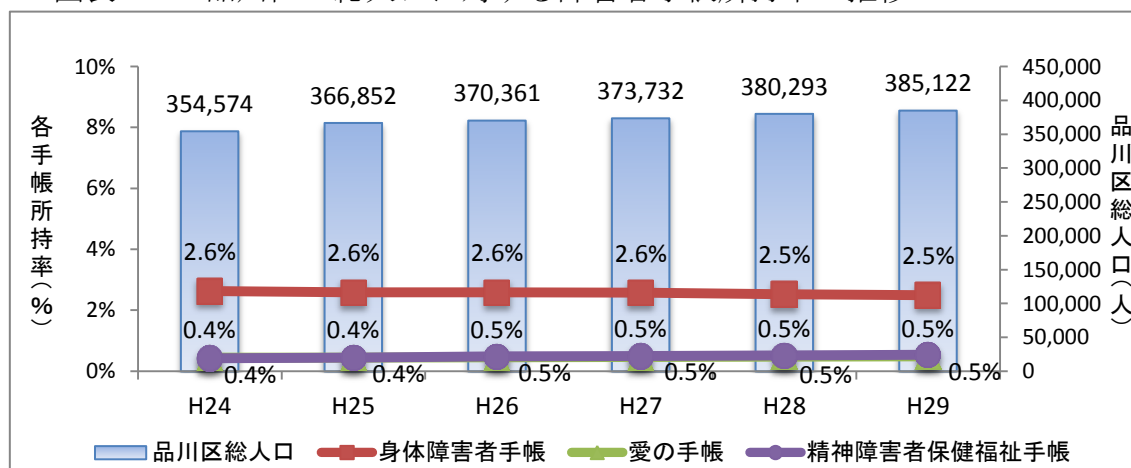
1 障害者手帳交付者数等の推移

品川区の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は、平成29年4月1日現在、身体障害者手帳¹⁹2.5%、愛の手帳²⁰0.5%、精神障害者保健福祉手帳²¹0.5%となっています。過去6年の推移を見ると大きな変化はありません。(図表2-1)

また、身体障害者手帳と愛の手帳の両方を所持する、身体障害および知的障害の重複障害者は、平成29年4月1日現在、319人となっています。

障害福祉サービス受給者証²²発行者数については、平成28年度で1,624人となっており、平成24年度から平成28年度までの過去5年間の推移を見ると、11.0%増加しています。(図表2-2)

■ 図表2-1 品川区の総人口に対する障害者手帳所持率の推移



※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が2年であるため、当該年度と前年度の認定件数の合計値としています。

¹⁹ 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる障害の範囲は身体障害者福祉法に定められ、障害程度等級表により1級から7級までの区分が設けられています。(ただし、7級の障害が1つのみでは手帳交付の対象にはなりません。)

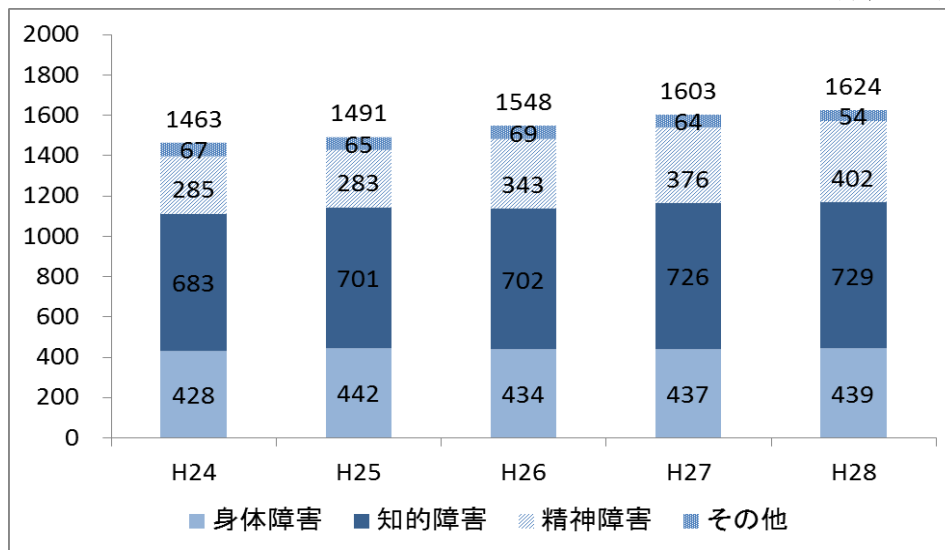
²⁰ 愛の手帳は、東京都愛の手帳交付要綱に基づき交付されているものです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。

²¹ 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあり日常生活または社会生活への制約のある方を対象として交付されるものです。障害の等級は1級から3級までであり、この手帳を持つことで福祉サービスが受けやすくなります。

²² 障害福祉サービス受給者証は、障害福祉サービスの利用を希望される方が市区町村に申請後、市区町村が障害支援区分調査と認定を行い、相談支援事業所作成のサービス等利用計画案を勘案してサービスの種類や量を決定した後、交付するものです。利用者は、利用計画に基づいてサービス提供事業所と利用契約を結び、サービスを利用することとなります。

■ 図表 2-2 障害福祉サービス受給者証発行者数の推移

(単位：人)



	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害	428	442	434	437	439
知的障害	683	701	702	726	729
精神障害	285	283	343	376	402
その他	67	65	69	64	54
総数	1,463	1,491	1,548	1,603	1,624

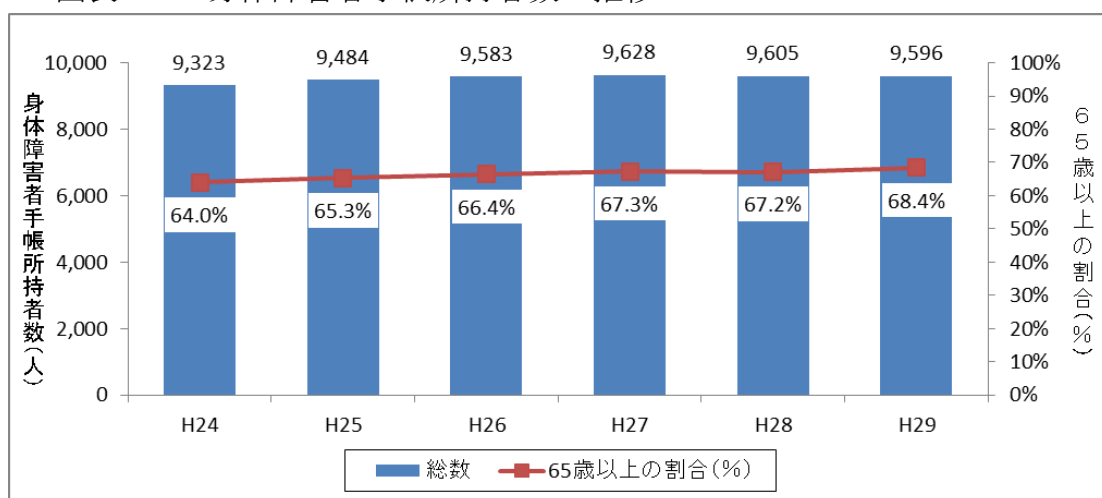
2 身体障害者の状況

品川区の身体障害者手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在 9,596 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 68.4%となっています。(図表 2-3)

平成 24 年度から平成 29 年度までの過去 6 年の推移を見ると、手帳所持者数は 2.9%、65 歳以上の割合は 4.4 ポイント増加しています。等級別割合には大きな変化はありません。(図表 2-3、4)

障害種別にみると、平成 29 年 4 月 1 日現在、最も多いのは肢体不自由²³4,632 人、次いで内部機能障害²⁴3,437 人、その後は聴覚平衡障害・視覚障害が続いています。(図表 2-5)

■ 図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移

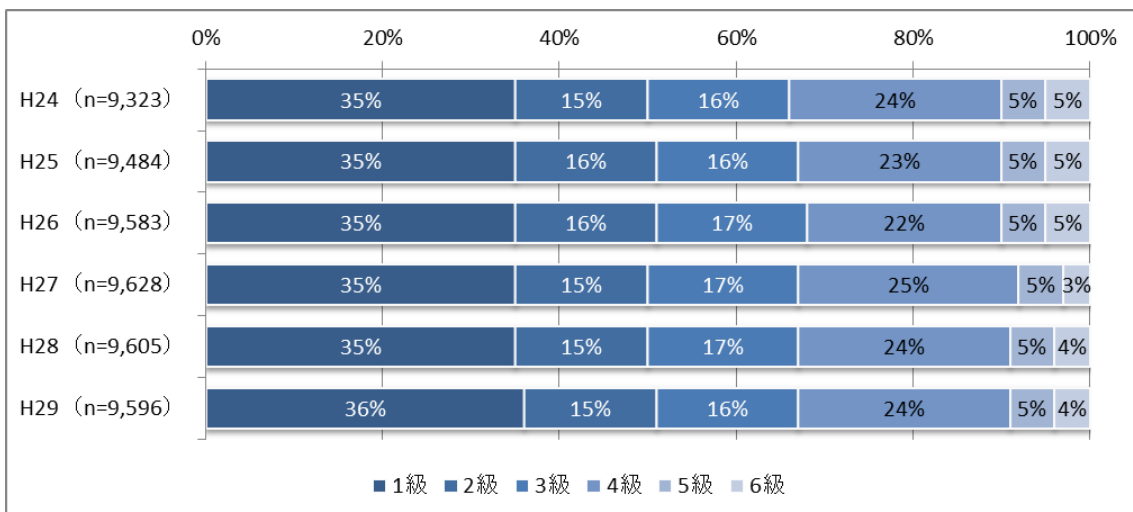


	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	9,323	9,484	9,583	9,628	9,605	9,596
65歳以上	5,967	6,194	6,362	6,484	6,455	6,563

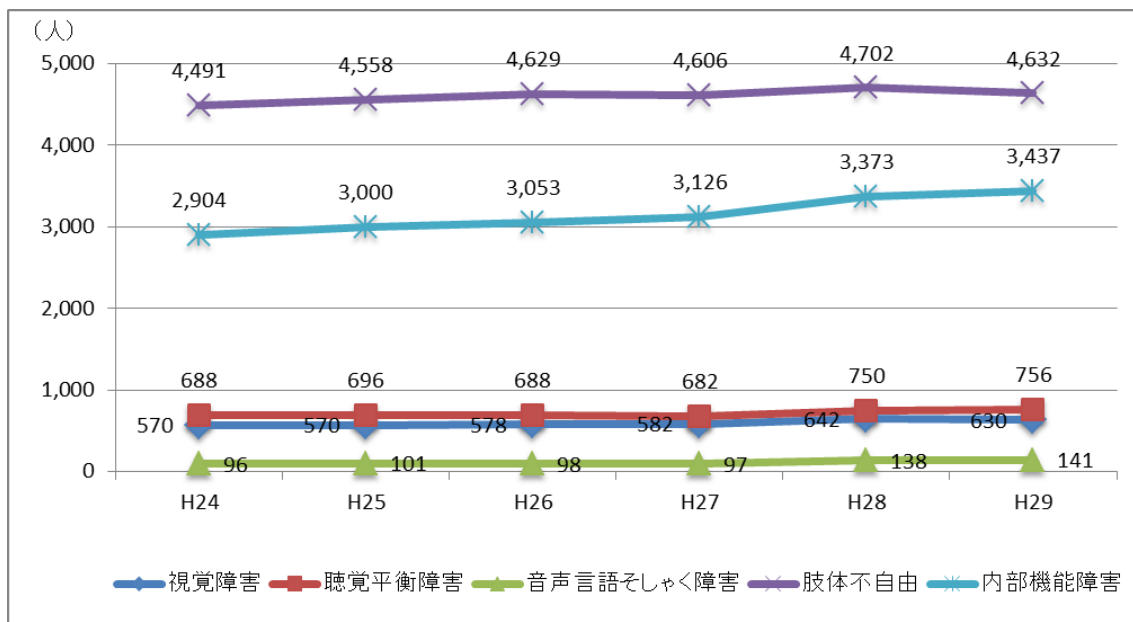
²³ 肢体不自由とは、四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）が病気や怪我等で損なわれ、長期にわたり歩行や筆記等の日常生活動作や、姿勢の保持に困難が伴う状態をいいます。

²⁴ 内部機能障害とは、疾患等による内臓の機能障害により、日常生活活動が制限されることです。身体障害者福祉法では、心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能障害が規定されています。外見は健常者と変わりがないため、周囲からの理解を得にくいともいわれています。

■ 図表 2-4 身体障害者手帳所持者の等級別割合の推移



■ 図表 2-5 身体障害者手帳保持者の障害種別推移



(参考) 平成 29 年度障害種別等級別人数

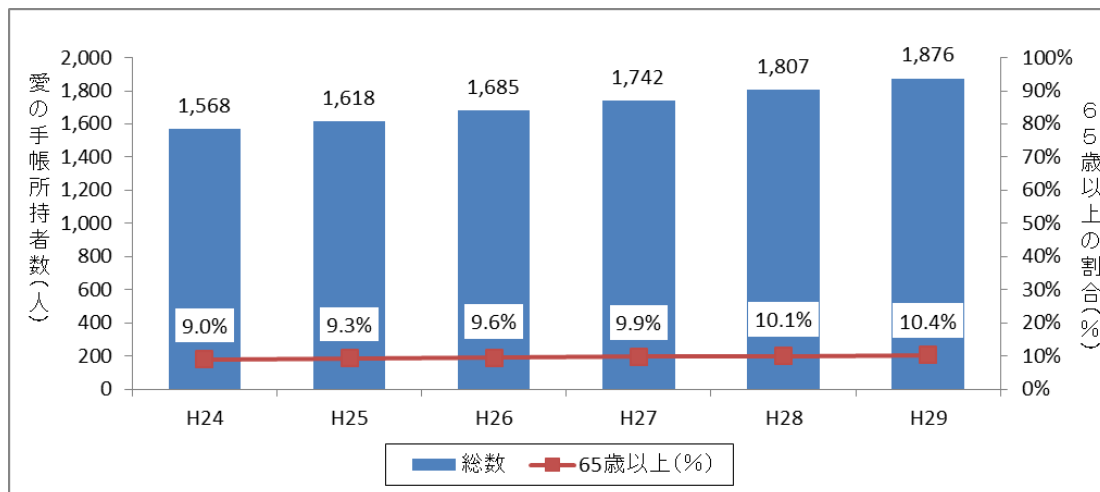
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	177	181	55	60	113	44	630
聴覚平衡障害	37	252	86	175	3	203	756
音声言語そしゃく障害	12	7	80	42	-	-	141
肢体不自由	826	897	1,001	1,380	353	175	4,632
内部機能障害	2,390	82	341	624	-	-	3,437

3 知的障害者の状況

品川区の愛の手帳所持者は、平成 29 年 4 月 1 日現在、1,876 人で、そのうち 65 歳以上の割合は 10.4%となっています。(図表 2-6)

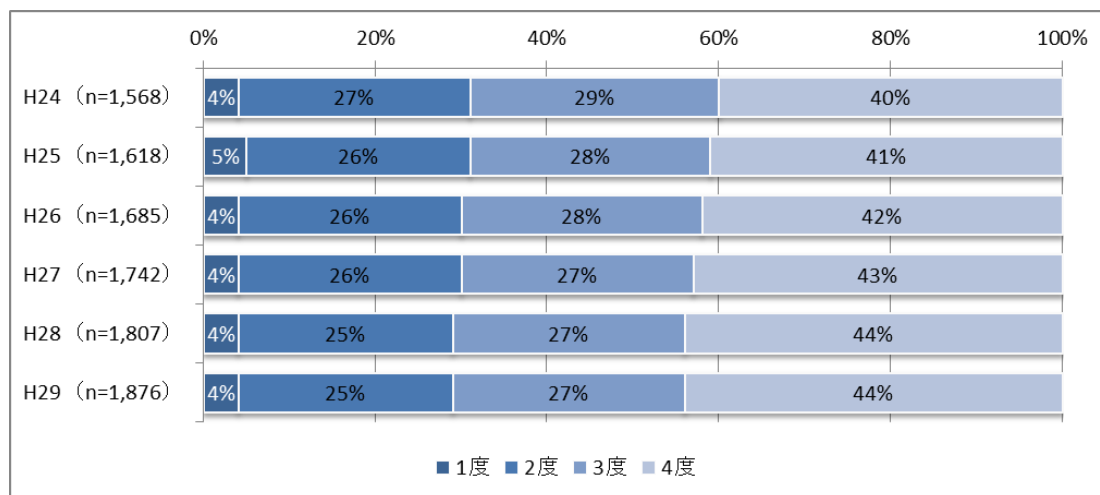
平成 24 年度から平成 29 年度までの過去 6 年間の推移を見ると、手帳所持者数は 19.6%、65 歳以上の割合は 1.4 ポイント増加しています。等級別割合では障害の程度が軽い人の割合が若干増えています。(図表 2-6、7)

■ 図表 2-6 愛の手帳所持者数の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,568	1,618	1,685	1,742	1,807	1,876
65歳以上	141	150	161	172	182	195

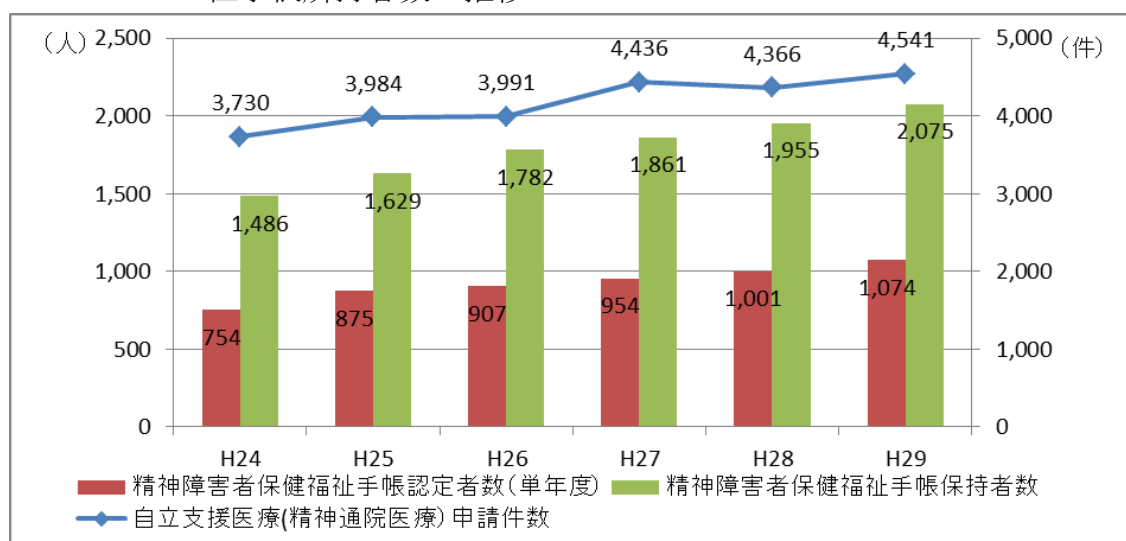
■ 図表 2-7 愛の手帳所持者の等級別割合の推移



4 精神障害者の状況

品川区の平成 28 年度の自立支援医療（精神通院医療）²⁵の申請件数は 4,366 件、精神障害者保健福祉手帳の認定者数は 1,001 人となっています。平成 24 年度から平成 28 年度までの過去 5 年間の推移を見ると、自立支援医療（精神通院医療）の申請件数は 17.1%、精神障害者保健福祉手帳の認定者数は 32.8%増加しています。等級別割合には大きな変化はありません。（図表 2-8、9）

■ 図表 2-8 自立支援医療（精神通院医療）申請件数および精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



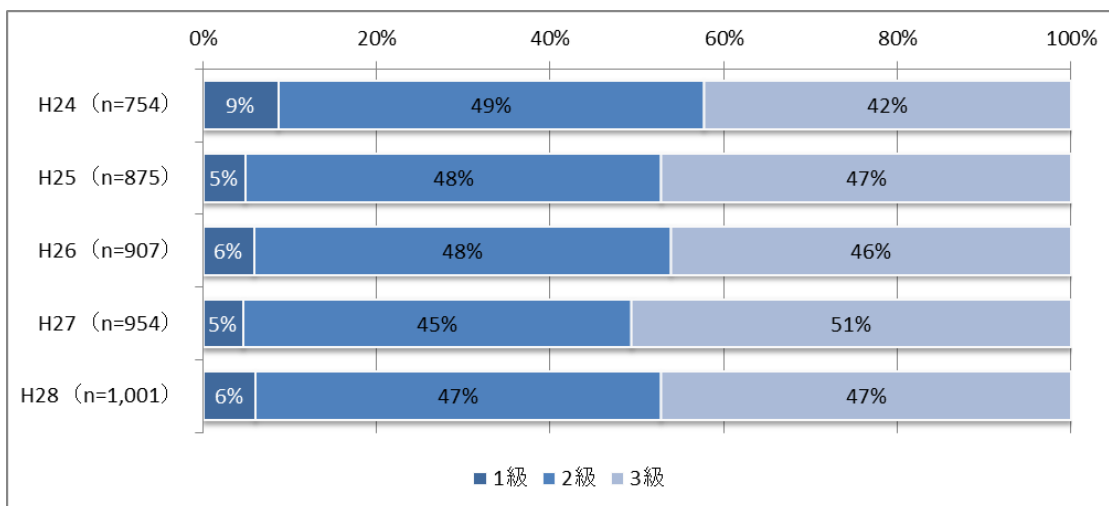
	H24	H25	H26	H27	H28	H29
自立支援医療（精神通院医療）申請件数	3,730	3,984	3,991	4,436	4,366	4,541
精神障害者保健福祉手帳認定者数（単年度）	754	875	907	954	1,001	1,074
精神障害者保健福祉手帳保持者数	1,486	1,629	1,782	1,861	1,955	2,075

※平成 29 年度は推計値です。

※精神障害者保健福祉手帳保持者数は、手帳の有効期限が 2 年であるため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

²⁵ 自立支援医療（精神通院医療）とは、精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症等の精神疾患により、通院による精神医療を継続的に要する方を対象とした、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

■ 図表 2-9 精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別割合の推移



5 障害児の状況

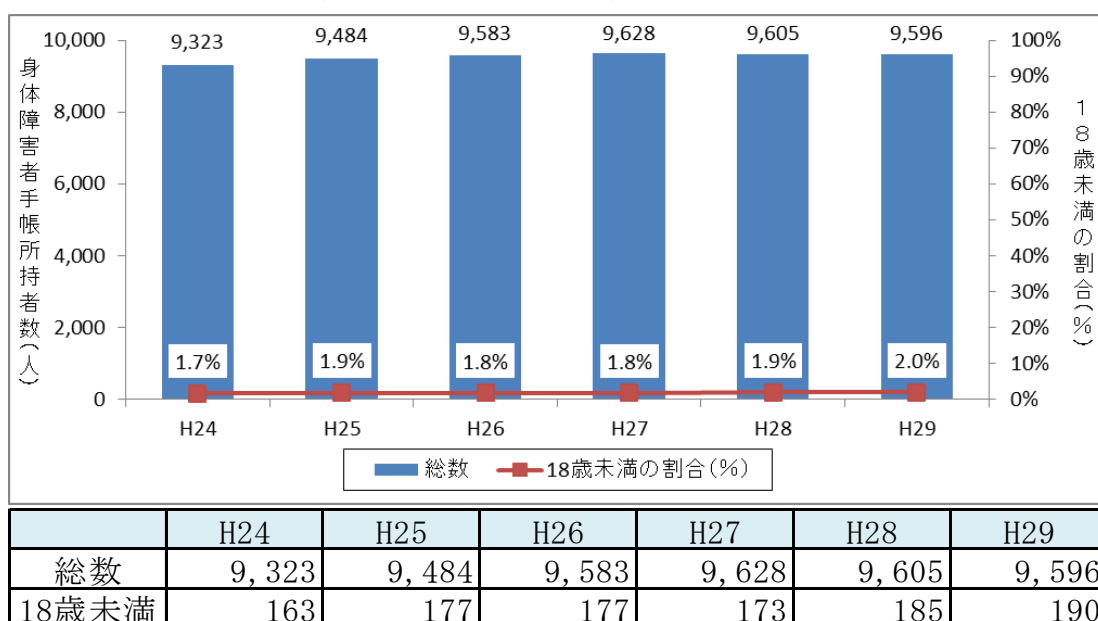
品川区の平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数 9,596 人のうち、18 歳未満の割合は 2%となっています。平成 24 年度から平成 29 年度までの過去 6 年の推移を見ると、その割合に大きな変化はありませんが、18 歳未満の手帳所持者数は、16.6%増加しています。(図表 2-10)

愛の手帳所持者数については、平成 29 年 4 月 1 日現在の総所持者数 1,876 人のうち、18 歳未満の割合は 22.8%となっています。その割合は、過去 6 年の推移に大きな変化はありませんが、18 歳未満の手帳所持者数は、24.5%増加しています。(図表 2-11)

受給者証(児童発達支援、放課後等デイサービス)発行者数については、平成 28 年度で 523 人となっており、平成 24 年度から平成 28 年度までの過去 5 年間の推移を見ると、113.5%増加しています。未就学児、小学生は、それぞれ 83.5%、106.7%増加しています。(図表 2-12)

医療的ケア児²⁶については、平成 29 年 10 月 1 日現在で未就学児が 17 人、就学児が 8 人となっています。医療的ケアの内容は、最も多いのが吸引 14 人、次いで経管栄養²⁷ 9 人、胃瘻²⁸ 7 人が続いています。(図表 2-13、14)

■ 図表 2-10 身体障害者手帳 18 歳未満所持者数の割合の推移

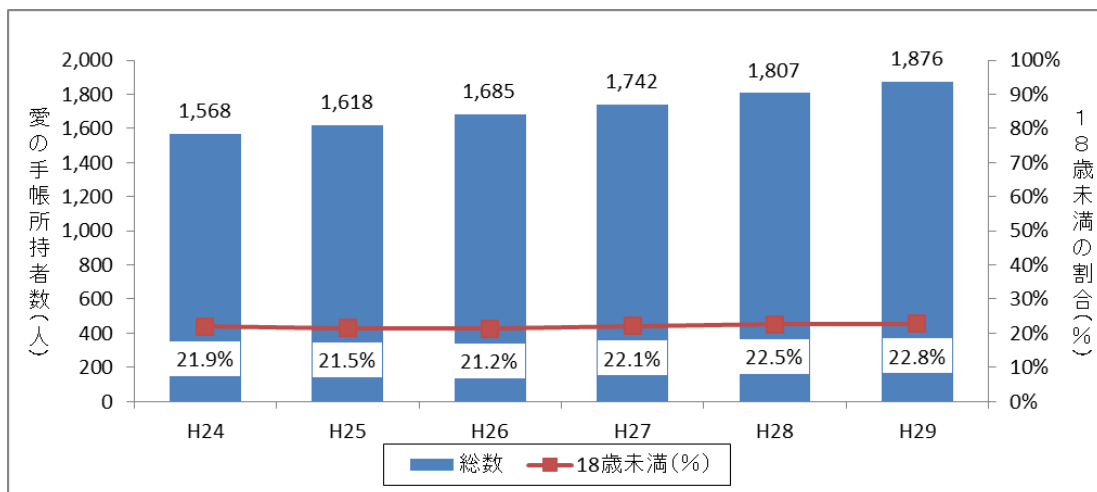


²⁶ 医療的ケア児とは、NICU等に長期入院した後、引き続き人口呼吸器や胃瘻等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障害児のことをいいます。

²⁷ 経管栄養とは、食事を口から摂れない方に対して、鼻や腹部に形成した瘻孔(ろうこう)から管を使って栄養補給を行うことをいいます。

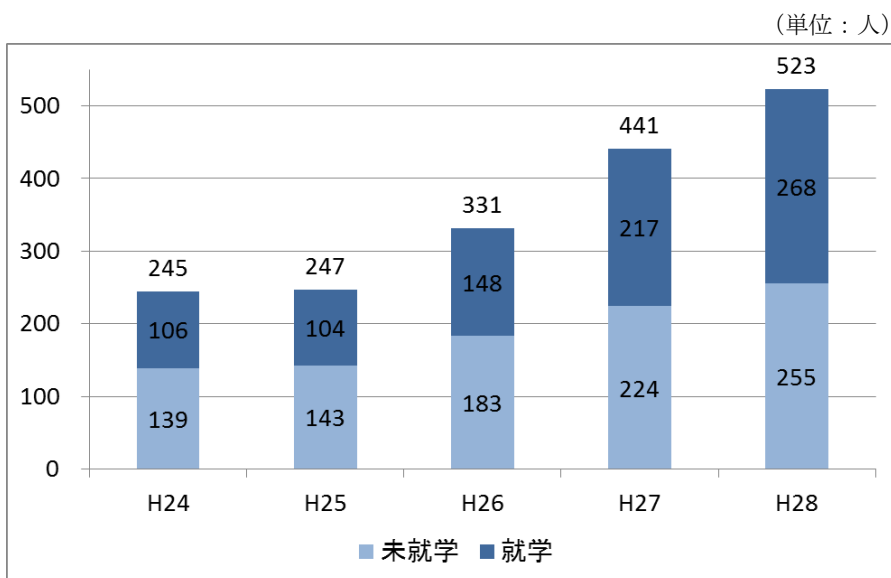
²⁸ 胃瘻とは、食事を口から摂れない方に対して、腹部外部から管を入れて胃と体表をつなぎ、管を通じて胃の内部に栄養や水分を送ることをいいます。

■ 図表 2-11 愛の手帳 18 歳未満所持者数の割合の推移



	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数	1,568	1,618	1,685	1,742	1,807	1,876
18歳未満	343	348	358	385	407	427

■ 図表 2-12 受給者証 18 歳未満発行者数の推移

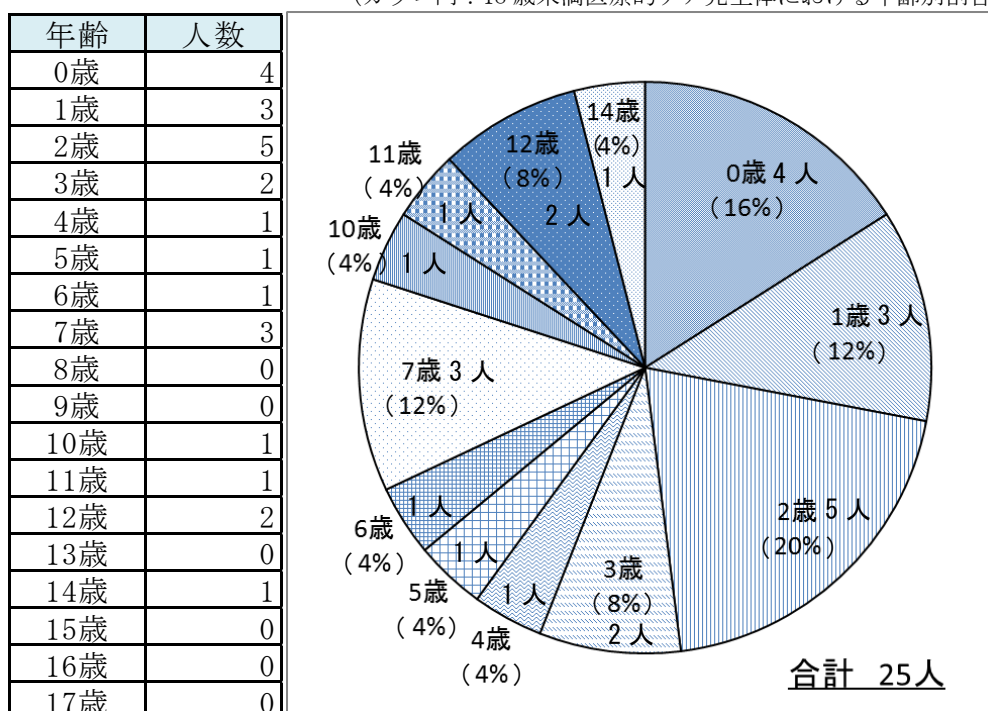


	H24	H25	H26	H27	H28
未就学	139	143	183	224	255
小学校	105	102	133	183	217
中学校	0	1	12	25	31
高校	1	1	3	9	20
総数	245	247	331	441	523

※受給者証・・・児童発達支援、放課後等デイサービス

■ 図表 2-13 18 歳未満医療的ケア利用年齢別実人数と割合

(カッコ内：18 歳未満医療的ケア児全体における年齢別割合)



※平成 29 年 10 月 1 日現在、障害者福祉課および保健センターで把握している人数です。

■ 図表 2-14 18 歳未満医療的ケアの内容・年齢別構成

(複数回答あり、単位：人)

医療的ケア	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
気管切開		2			1	1	1	1											6
人工呼吸器				1	1			1											3
経管栄養	2	1	2	1	1	1					1								9
在宅酸素	2	1	1	1															5
導尿			1					1											2
吸引	3	2		1	1	1	1	3			1				1				14
吸入		1				1	1								1				4
胃瘻			1				1	1				1	2		1				7
延人数	7	7	5	4	4	4	4	7			2	1	2		3				50

※平成 29 年 10 月 1 日現在、障害者福祉課および保健センターで把握している人数です。

第3章 障害者施策推進の取組みと課題

1 障害者施策推進の取組み

(1) 品川区障害者計画

区は、平成27年、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障害者施策全般の基本的な理念や方向性、目標について定める「品川区障害者計画」を策定しました。計画期間は平成27年から平成35年までの9年間です。

① 計画の基本理念

“自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ”
～人それぞれのライフステージを通し、自分らしく生きられる地域社会の実現～

② 計画の基本方針

a. 障害者のライフステージ²⁹を通じた総合的・継続的な支援

一人ひとりの人生が違うように、また人生に対する価値観が違うように、障害のある方のライフスタイルや価値観、その時々々のライフステージごとに求められる支援も変化していきます。障害者が自ら必要と考える支援を選択し、生活を組み立て、可能なかぎり地域で自立し、質の高い生活を送ることができるようになるためには、個々の障害特性やその時々々のニーズを的確に把握すると共に、本人をとりまく家族状況や家庭環境、社会生活面を含めた生活環境全体に配慮した上で、様々な社会資源³⁰・支援サービスに適切につなぐことが重要になります。乳幼児期から就学期、成人期、高齢期へとそれぞれのライフステージごとの支援が途切れることなく、総合的・継続的になされるよう、区全体の施策を展開していきます。

²⁹ ライフステージとは、人の一生のうち、年代にともない変化していく段階のことです。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等に分けられます。

³⁰ 社会資源とは、利用者のニーズを充足するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物資・法律・情報・集団・知識・技術等を総称して指すものです。

b. 障害者の主体性の尊重

障害者支援で大切なことは、障害者が自ら主体的に生活のあり方を選択・決定していくことを最大限尊重することです。どんなに障害が重くても、その人らしく生きていくことが本人にとっての自立を意味すると考え、自らの選択によって一人ひとりがより豊かに生活の質を高めることができるよう、様々な社会資源を整備していきます。一方、障害者が主体的に働ける社会や文化・スポーツ活動等の余暇を楽しむ社会を推進していくことも重要です。障害特性に配慮した環境整備と共に、働き方を自己選択できるような就労メニューの工夫をすることで、障害者が安心して働きつづけられるような支援を充実させていきます。文化・芸術活動、スポーツ等についても、障害者が主体的に自らのライフスタイル³¹を豊かにできるような支援を進めます。

c. 共に生きる、共に暮らす地域社会の実現

障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の成立に至るまで、障害者の人権を守るための制度の整備が進んでいます。これらの法整備により、日本は平成 26 年 2 月に障害者の権利条約³²に批准しました。これらの制度・法整備は、障害者にとって大きな意義をもつものです。障害者基本法にもうたわれている「全ての国民が分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ためには、日常的に地域社会の中に交流の機会があることや、一般区民が利用する図書館、文化センター、体育館などの公共施設の利用が合理的配慮³³によりスムーズになっていくこと、児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉えることが、共に生き、共に暮らしていく社会をつくっていく第一歩となります。障害者理解のための普及啓発活動の推進を図り、共に生きる社会の実現をめざします。

³¹ ライフスタイルとは、生活の様式や営み方、また、人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方のことをいいます。

³² 障害者権利条約とは、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約です。日本は平成 19 年に署名し、国内法等の整備後、平成 26 年に批准しました。

³³ 合理的配慮とは、障害者差別解消法において、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定められているものです。これは、障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことであり、筆談による意思疎通、車いすでの移動の手助け、学校や公共施設でのバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。

③ 重点施策

a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化

障害者の基礎調査³⁴結果からも、地域で独立して生活したいという希望が半数以上を占めているように、障害が重くても長く住み続けられるよう、地域支援・在宅支援を強化していく必要があります。

就労支援体制の強化により障害者の社会参加が進みつつありますが、今後は、合理的配慮の視点に立ち、障害特性を踏まえた教育体制、雇用体制等社会生活の基盤の見直しを進めることが、自立を促進していく大事な要素と考えます。その一方で、地域移行や地域定着支援の促進も含め、支援を受けながらその人らしい自立生活を地域で支えるには、多角的な視点が必要となります。

居住環境の整備や居宅介護等の障害福祉サービスによる在宅支援の強化とあわせ、地域センターや民生委員の協力といった身近な地域で日常的に支えていく環境を整えていきます。また、重度障害者が地域で暮らし続けるための保健医療部門と協働する仕組みなど、それぞれの暮らし方に合った支援が円滑に進められるよう、横断的なネットワーク体制を強化していきます。

b. 重度化・高齢化への対応

障害のある方の重度化・高齢化に伴い、「老障介護」といわれるように、支える家族も高齢化しています。支える家族が少ない場合、主たる介護者に何かあった時には、突然在宅生活が成り立たなくなることもあります。こうした老障介護の現状で、「親亡き後」を見据えた支援を構築していくためには、高齢化により心身の機能が低下した方や、重度の障害のある方、常に医療的なケアが必要な方でも安心して地域で暮らせる支援体制を整備する必要があります。在宅生活の見守りや困ったときの居宅介護サービスや宿泊できる体制、日中活動の場の組み合わせ等、地域生活コーディネートを基本とした新たな仕組み「地域生活支援拠点」の構築³⁵は欠かせないものです。

また、介護保険サービスとの連携や、訪問診療・訪問看護・訪問訓練といったアウトリーチ型サービス³⁶の提供には、福祉・保健・医療等関係機関の連携が欠かせないものであり、支援体制の整備・構築を合わせて進めていきます。

相談支援を中心に据えながら、個々のライフステージごとに変化する障害の状態像、家族の介護力や社会生活の環境の変化等、節目を見据え

³⁴ 平成 25 年度、区内障害者および 18 歳未満の障害児のいる世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。配布数 5,299、有効回収数 2,961、回収率 55.9%。

³⁵ P. 32 参照。

³⁶ アウトリーチとは「手を伸ばす」という意味で、支援を必要とする人のもとへ訪問等により福祉サービスのスタッフが直接出向いて支援を行うことです。

た中長期的視点に立った継続した支援を進めます。

c. 療育支援体制の充実

児童福祉法改正（平成 24 年）以降、国においても、障害児支援のあり方が改めて見直され、「子どもの将来の自立にむけた発達支援」だけでなく、「ライフステージを通した一貫した支援」、「家族を含めた総合的な支援」、「できるだけ身近な地域における支援」が必要であるとうたわれています。

区においても、成長段階において切れ目のない支援のために、保健センター等医療保健部門、保育課等子育て支援部門、教育委員会等教育部門などの連携を強化し、組織横断的な支援・連携体制（ネットワーク）を構築していきます。

また、障害児の低年齢化・多様化に対応した早期からの発達相談や療育を充実させるためには、児童発達支援センターに障害特性に応じた専門職の配置が必須です。肢体不自由児も含めた療育体制をあらためて整備すると共に、障害児を育てる保護者（家族）支援を大切にし、成長段階を見守ることができる、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

④ 施策体系

基本理念	基本方針	施策の柱	施策の方向
<p>一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ 一人それぞれのライフステージを通して、自分らしく生きられる地域社会の実現</p>	<p>障害者のライフステージを通しての総合的・継続的な支援</p>	1. 相談支援体制の充実	① 障害児・者一人ひとりに合ったケアマネジメント体制の充実 ② 障害の個別性に合わせた専門相談の充実 ③ 関係機関（保健・医療・教育等）との連携強化による相談支援体制の充実
		2. 地域生活支援体制の整備	① 地域で自立・安心した生活を送るための拠点施設や住環境の整備 ② 在宅サービスの充実 ③ 障害特性に応じた支援の強化
		3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実	① 専門性の高い相談・療育支援体制の整備 ② 障害があっても地域で育てる仕組みの構築 ③ 障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実
		4. 安心・安全な生活基盤の確保	① 重度化・高齢化した障害者とその家族への支援体制の構築 ② 地域の見守りと緊急時支援の取組みや対応力の強化 ③ 災害時における支援体制の整備
		5. 人材育成	① 障害特性を理解し、幅広い観点から支援できる人材の育成 ② 障害者支援の核となる人材の育成 ③ ボランティアや当事者参加による地域支援力の向上
	<p>障害者の主体性の尊重</p>	6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実	① 障害者一人ひとりに即した日常生活の質を高める支援の充実 ② 文化・芸術活動、スポーツ等余暇活動の促進 ③ 地域における社会参加や社会活動への支援
	<p>障害者の主体性の尊重</p>	7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実	① 一般就労に向けての就労支援の強化 ② 福祉的就労の場におけるそれぞれの障害者の能力を活かせる多様な就労メニューの工夫 ③ 障害者の雇用拡大に向けた区の率先した取組みの推進
	<p>共に生きる、地域社会の実現</p>	8. 権利擁護体制の構築	① 障害者虐待防止対策事業の強化・推進 ② 成年後見制度の利用促進 ③ サービス向上に向けた取組みの推進
	<p>共に生きる、地域社会の実現</p>	9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり	① インクルージョン（地域社会への参加・包容）に基づく、障害者にやさしいまちづくりの推進 ② 合理的配慮を共通基盤とした行政サービスの整備 ③ 障害者理解のための普及・啓発活動の充実

(2) 障害者計画における施策の柱に対する前期（H27～29）の事業展開

< 1. 相談支援体制の充実 >

障害のある人が身近な地域において必要な支援を受けながら安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、区内に拠点相談支援事業所³⁷を4カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター、精神障害者地域生活支援センター）整備しました。障害者福祉課に設置している基幹相談支援センター³⁸が総合的な相談体制の中核としての機能を果たし、各相談支援機関に対して指導、助言、相談支援員等の人材育成を行い、相談支援の質の向上に向けた取り組みを実施しています。また、発達障害³⁹や高次脳機能障害⁴⁰等の専門相談に取り組みました。

相談支援事業所、その他関係機関のネットワーク化が図られ、地域自立支援協議会ではケース事例を通して明確化した地域課題について検討を行いました。

前期において実施した主な取り組み
障害者総合支援法における障害福祉サービス等受給者に対する計画相談導入実績は、平成29年3月時点で97.0%です。
高次脳機能障害について、積極的な周知と相談機能の充実により、相談件数は平成27年度440件から平成29年度には500件（見込み）へ増加しました。また、平成28年度より支援者養成講座を実施しています。
発達障害について、思春期から成人期にかけての各成長段階における発達特性に適した支援体制の構築を進め、成人期支援において就労系事業との連携強化を図っています。
平成29年6月、区内4カ所目の拠点相談支援事業所となるグロー障害者相談支援センターが開設されました。

³⁷ 拠点相談支援事業所は、地域の中核となる地域拠点相談支援センターとして位置付けられ、計画相談支援（ケアマネジメントプロセスにおけるインテークからアセスメント、プランニング、モニタリングまで全てを行い、内容は「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」に分けられ、障害福祉サービスおよび地域相談支援を利用する場合の相談支援（個別給付の対象））および基本相談支援（全ての相談支援業務の土台となるもので、障害児者等からの相談に応じて必要な情報の提供および助言を行い、あわせて市区町村および障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他障害児者に必要な支援を総合的に供与する相談支援（個別給付の対象外））等を行い、迅速かつ適切なケアマネジメント、円滑なサービス利用計画の策定等により、地域の障害者を支えています。

³⁸ 基幹相談支援センターとは、障害者総合支援法に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者等の相談、相談支援事業者間の連絡調整等を行います。

³⁹ 発達障害とは、脳機能の障害等により、発達の遅れやゆがみ、機能獲得の困難等の心身の状態が、主に低年齢期に現れるものをいいます。

⁴⁰ 高次脳機能障害とは、外傷性脳損傷、脳血管障害等により、脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶、注意、遂行機能、社会的行動等の認知機能（高次脳機能）不具合が生じた状態をいいます。

＜ 2. 地域生活支援体制の整備＞

地域生活への移行を促進する上で重要な住環境の整備のため、民間事業者によるグループホーム開設への支援を行い、障害者の住まいの確保に努めてきました。グループホームでは世話人による支援を受けながら社会生活能力を高め、アパートへの転居等地域生活の次のステップを目指すことができます。

障害のある人の生活支援や介護する家族等の負担軽減のため、居宅系サービスの提供とレスパイト支援⁴¹に取り組んできました。また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者⁴²、その介護者への支援の充実に向けて検討を行いました。

高齢化の進行に伴う障害特性に応じた支援体制の構築のため、障害福祉サービスと高齢福祉サービス双方の適切な提供について検討しました。

障害者の地域生活を多方面から支える地域生活支援拠点について、社会資源の連携による面的整備を行いました。

前期において実施した主な取組み
グループホームを開設する民間事業者向けの整備助成制度を平成 27 年度、創設しました。助成制度を活用し、平成 28 年にはグループホームふくふく（精神障害者）、平成 29 年にグループホーム金子山（知的障害者）が開設されました。
在宅で生活する重症心身障害児者や医療的ケア児の家族等への支援のために、平成 28 年度より重症心身障害児者等在宅レスパイト事業を実施しています。
平成 29 年度、庁内において高齢障害者への対応の検討会を設置しました。利用者にとっての最適なサービス提供に向けて、障害福祉サービス、介護保険サービス双方の柔軟な運用についての検討を進めています。
平成 29 年度、地域生活支援拠点を 3 カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター）設置しました。地域生活支援拠点コーディネーターの役割を担う拠点マネージャーを配置し、地域における社会資源の連携による支援体制の強化を図っています。

⁴¹ レスパイト支援とは、障害者を一時的に預かることにより、家族等の介護者が休息する時間をつくり、心身の疲れを回復させる等、介護者の負担軽減を図るものです。

⁴² 重症心身障害児者とは、重度の身体障害（肢体不自由）の他に、様々な程度の精神遅滞（知的障害）やてんかん、行動障害等を合併している方々のことで、昭和 41 年の旧厚労省の定義では、「身体的・精神的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童および満十八歳以上の者」とされています。心身障害児の大島分類という障害児施設等で使用されている分類法では、重症心身障害児は区分 1～4 に該当するとされています。

＜3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実＞

区においては、相談機関や子育て機関で把握している障害や発達に課題のある子どもの数が増加しています。それに伴い、支給決定している障害児通所支援事業の利用児童は増加傾向にあります。平成24年度に創設された「放課後等デイサービス事業」においても、民間事業者を主体としたサービス提供が増え、利用者は大幅に増加しています。平成29年実施の障害児実態・意向調査によると、児童発達支援の現在の利用状況について、「利用している」が80.1%、「利用していない」が17.6%、「(今後も)利用したい」は66.5%となっています。また、放課後等デイサービスの現在の利用状況については、「利用している」が53.7%、「利用していない」が42.5%、「(今後も)利用したい」が49.4%となっています。今後もニーズの増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

区は、早い段階から障害や発達の課題に気づき、相談から早期の支援へつなげる相談支援体制の構築に努めてきました。

障害や発達に課題のある子どもが地域で健やかに成長し、成人期においても円滑な地域生活を送ることができるよう、成長段階において切れ目のない一貫した支援体制の整備に向けて、関係機関と協議を行ってきました。

前期において実施した主な取組み
通所支援施設の整備が進み、児童発達支援については平成27年度2カ所、平成29年度6カ所、放課後等デイサービスについては平成27年度1カ所、平成28年度2カ所、平成29年度4カ所開設されています。
平成29年度に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1カ所設置されました。
平成27年度、医療的ケア児の受け入れ可能な児童発達支援を運営する民間事業者を対象とした助成制度を創設しました。
平成27年度に自立支援協議会に子ども支援部会を設置し、関係機関の連携強化を行い、支援体制整備・強化についての協議を進めています。
平成27年度から移動支援の対象範囲に学齢児の通学支援を含めました。
平成28年度から障害児計画相談を開始しました。
平成28年度、障害児を育てる保護者向けに、保健、福祉、保育・子育て、教育等の情報を掲載した「発達支援ガイドブック」を発行しました。
平成29年度、乳幼児期から学齢期まで途切れることなく各成長段階に応じた関係機関からの必要な支援を受けることができるよう、障害児の発達状況や生活状況、医療・福祉情報等を保護者が記録していく「しながわっこのサポートブック」を作成しました。

< 4. 安心・安全な生活基盤の確保 >

区では、障害者の高齢化や重度化、家族の高齢化による介護力の低下に対応した緊急時等における支援体制の整備を図ってきました。

災害時の安否確認や避難誘導を円滑かつ安全に実施できるよう、要配慮者名簿の作成、二次避難所⁴³の立ち上げ等支援体制の整備を進めています。障害者施設における防犯設備の整備等防犯対策に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
区立施設において、緊急ショート枠1床を設定しました。
平成29年度、地域生活支援拠点を3カ所設置し、安定した地域生活のための総合的な支援に向けて、事業者連携による地域の体制づくりを進めています。
平成28年度は区立障害者入所施設等に防犯カメラ等防犯設備を設置し、平成29年度は民間障害者施設を対象に、防犯カメラ等防犯設備の設置に対する助成を実施しました。
平成28年度より、区内二次避難所の立ち上げ訓練を実施し、災害時の避難行動や、要配慮者の円滑な受け入れ体制の整備に努めています。

< 5. 人材育成 >

障害特性を的確に捉えた適切なアセスメント⁴⁴による支援の組み立てのために、障害者一人ひとりの特性に応じた支援を行うことのできる人材の育成に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
平成27年度より、障害者版福祉カレッジ ⁴⁵ の障害者ケアマネジメントコースにおいて、強度行動障害 ⁴⁶ の特性に応じた支援やアセスメントの向上に向けた実践的なカリキュラムを実施しています。
居宅介護における介護者の介護技術および資質の維持向上に向けて、精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修の充実に取り組んでいます。
同行援護従業者の安全かつ適切なガイドヘルプを行うための誘導技術や情報提供等の知識・技術向上に向けて、同行援護従業者養成研修の充実に取り組んでいます。

⁴³ 二次避難所では、災害時において、一般的な避難所では十分な救援や救護活動が実施できずに生活に支障をきたす高齢者や障害者、妊産婦、病弱者等の受け入れを行います。

⁴⁴ アセスメントとは、「評価・査定」という意味で、ここでは利用者の身体的・精神的状況だけでなく、日常生活や文化・余暇活動などの社会的生活の状況等を総合的に把握し、利用者のニーズを踏まえてその現状を評価することをいいます。

⁴⁵ 区では、区内事業者および職員を対象に、「障害者版福祉カレッジ」として、個々の支援技術力と地域全体の支援力向上のために各種研修および講座を実施しています。

⁴⁶ 強度行動障害とは、直接的な他害（噛みつき、頭づき等）や間接的な他害（同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現している状態のことをいいます。

< 6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実 >

障害者がすべてのライフステージを通じて、自立のために社会的な活動を展開できるよう、社会参加や余暇活動の促進のための取組みを進めてきました。

前期において実施した主な取組み
移動支援事業について、平成 27 年度より対象者に難病 ⁴⁷ 患者および高次脳機能障害者を含めると共に、グループ型支援 ⁴⁸ および通学支援を取り入れました。また、支給時間数を 16 時間から 36 時間に拡大しました。
平成 27 年度より、障害者の芸術活動支援事業（アール・ブリュット ⁴⁹ 展の開催、障害者施設へのアート・ディレクター派遣）を実施しています。
平成 27 年度より、知的障害児者を対象として、社会参加のための外出支援事業を実施しています。
平成 27 年度より、障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツレクリエーションイベントである「ユニバーサルスポーツ大会」を実施しています。
区立図書館では、マルチメディア・デイジー図書等の貸出、資料利用相談、区内特別支援学級への情報提供をはじめ、音声ガイドと字幕付きの「バリアフリー映画会」、手話通訳を配した「バリアフリーおはなし会」の開催等障害者への支援事業の充実に取り組んでいます。

< 7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実 >

障害のある人もない人も共に社会で暮らしていくことのできる共生社会の実現に向けて、障害者が当たり前に働くことのできる地域社会の実現を目指した取組みを進めてきました。

就労支援センターおよび平成 29 年 10 月現在区内に 5 カ所設置されている就労移行支援事業所をはじめとする就労系事業所が障害者雇用推進への取組みを行ってきました。

品川区地域自立支援協議会における就労支援部会では、障害者の能力を活かせる多様な就労メニュー等課題の解決に向けての情報共有および効果的な取組みについての検討を行ってきました。

⁴⁷ 平成 25 年 4 月より障害者総合支援法における障害者の範囲に難病等の方々があり、平成 29 年 4 月からは対象となる難病等は 358 に拡大されました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。

⁴⁸ 移動支援事業のグループ型支援とは、屋外での移動が困難な複数の障害者または障害児（グループ）に対して、余暇活動等の社会参加のための外出を一人の支援者（ガイドヘルパー）が支援するものです。

⁴⁹ アール・ブリュット（Art Brut）とは、フランス語で「生の芸術」という意味です。画家のジャン・デュビュッフエが 1945 年に考案した概念で、正規の美術教育を受けていない人が、社会の潮流に流されることなく、独自の発想と方法により生み出した、既存の芸術の様式・形式に影響を受けていない絵画や造形のことをいいます。

障害者就労支援センターを中心に、就労移行支援施設から就職した人等に対し、一人ひとりの特性に応じて、日常生活の安定のための生活相談等総合的な就労相談支援に努めてきました。

前期において実施した主な取組み
平成 27 年 4 月以降、就労移行支援事業所が 3 カ所開設されました。利用者数は、就労への意欲喚起等により増加傾向にあり、一般就労への移行者数は、平成 27 年度 16 人、平成 28 年度 23 人となっています。
就労系事業所、相談支援事業所等関係機関の連携により、就労支援体制の整備・強化についての協議を進めています。
就労継続支援事業所を中心に、工賃向上に向けて商品価値を高める取組みを行ってきました。

< 8. 権利擁護体制の構築 >

障害者権利条約の批准をはじめ、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の施行により、障害者の権利を擁護する気運が高まっています。

区では、障害者への理解促進を図りつつ、障害者の社会的障壁⁵⁰を取り除き、一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重し合い、支え合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者虐待の防止、成年後見制度⁵¹の活用等、障害者の権利擁護の取組みを推進してきました。障害者福祉課には、障害者虐待防止センター機能を持たせ、虐待の通報や届出を受け付けています。

また、成年後見制度の普及を図り、法人後見の活動支援や、費用助成等の利用者支援に取り組んできました。

前期において実施した主な取組み
障害者福祉課に設置している障害者虐待防止センターにおいて、虐待通報に対して関係機関との連携等による迅速な対応を行いました。
成年後見制度の啓発と利用を促進しています。
障害者の権利擁護に係る相談について、必要な支援に向けて事業所との連携を図っています。

⁵⁰ 社会的障壁とは、障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

⁵¹ 成年後見制度とは、判断能力が不十分であるため、契約等の法律行為における意思決定が困難な成年者（知的障害者、精神障害者、認知症の高齢者等）を、代理権等を付与された後見人が本人の意思を尊重しつつ保護（財産管理、身上監護等）する制度のことです。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があります。

< 9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり >

平成 28 年 4 月、障害者差別解消法が施行されました。区では、障害者理解の促進と共に、国の定める基本方針⁵²等に基づき、障害当事者等の意見を取り入れながら、障害者の社会的障壁を取り除くための取組みを進めてきました。合わせて、区有施設のバリアフリー化に向けての整備計画を進めています。

前期において実施した主な取組み
平成 28 年 4 月、「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 ⁵³ 」を制定しました。
区全職員向けに、障害者理解促進のための研修および講演会を実施しました。
平成 28 年、社会的障壁除去の視点から、区役所窓口等の改善の検証により「合理的配慮の庁内統一ルール ⁵⁴ 」を作成しました。
障害者理解促進と合理的配慮の浸透に向けて、「障害者差別解消法ハンドブック」を作成し、区施設およびイベントでの配布等積極的な周知を行いました。
平成 27 年度より、障害者および障害をテーマとした映画祭を実施しています。なお、平成 29 年度は「障害者週間 ⁵⁵ 記念のつどい」内で開催しました。

⁵² 基本方針は、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものとして、平成 27 年 2 月 24 日に閣議決定されました。

⁵³ 「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は、障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に関して区の職員が適切に対応するために、平成 28 年に定められました。

⁵⁴ 「合理的配慮の庁内統一ルール」は、合理的配慮の視点から庁内における障害者への接遇対応向上のために、平成 28 年に定めたものです。窓口配置すべき備品類や、車椅子利用者への負担の少ないカウンター仕様等について記載されています。

⁵⁵ 障害者週間とは、広く人々の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めると共に、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められた週間です。障害者基本法の公布日である 12 月 3 日を起点とし、障害者の日である 12 月 9 日までの 1 週間と定められ、平成 16 年の障害者基本法改正により明記されました。

2 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み

(1) 相談支援の充実と適切な情報提供

<現状と課題>

今後ますます多様化が進むと想定される障害者のニーズに適切に対応するためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保と共に、それらサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠となっています。

区においては、基幹相談支援センターが相談支援体制の中核となり、拠点相談支援事業所4カ所が地域に配置され、身近な地域でのきめ細かな相談と合わせ、計画相談を実施しています。さらなる地域全体の相談支援の充実に向けて、民間の相談支援事業所との連携等ネットワークの強化が課題となっています。

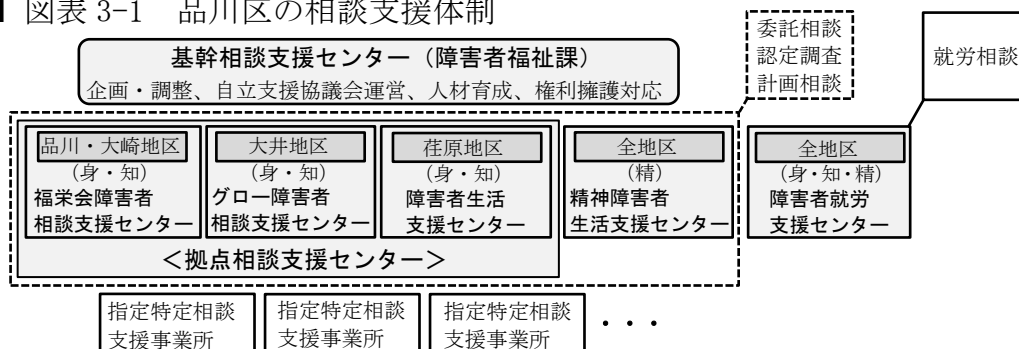
情報格差⁵⁶が生まれることなく、利用者が障害福祉の制度およびサービスをよりよく知ることのできる環境づくりが大切となっています。多様な事業者が提供する多くのサービスから、利用者が必要なサービスを自ら選択し、利用するためには、サービスについての適切な情報提供が重要です。

<取組みの方向性>

一人ひとりのニーズとライフステージに応じたサービス提供の実現に向けて、基幹相談支援センターが区の相談支援体制の中核となり、拠点相談支援センターを中心とする相談支援事業者間のネットワークを構築・活用し、利用者への情報提供およびニーズに適切に対応した相談等地域全体の相談支援の充実を図ります。

ホームページや「障害者福祉のしおり」等を中心に情報提供に工夫を凝らし、サービスを利用するために必要な情報を必要な人に確実に届ける仕組みづくりを進めていきます。また、情報を得ることが困難な人に対しては、個々の状態に合わせ、手話、筆記、点字、音声・文字の拡大、色使いの配慮、インターネット等適切な伝達方法による情報提供を行います。

■ 図表 3-1 品川区の相談支援体制



⁵⁶ 情報格差とは、個々人の有するパソコン、インターネット等情報技術の差により生じる格差のことをいいます。情報格差から生じる格差としては、情報量・質の格差、得られる収入の格差、利用できるサービスの格差、機会の格差等があげられます。

(2) 障害福祉サービスと介護保険サービスの適切な運用

<現状と課題>

障害の種別にかかわらず高齢化が進んでおり、障害特性に応じた支援の充実と共に、高齢福祉施策との連携が重要な課題となっています。障害福祉サービス利用者が介護保険⁵⁷の被保険者となった場合には、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用等様々なケースが生じます。双方において同様のサービス利用が可能な場合は介護保険が優先されることとなります。サービス併用の場合においては、ケアマネジャー（介護保険）と相談支援員（障害福祉）との密な連携等利用者が安心して引き続き生活を送れるような支援体制の整備が求められています。

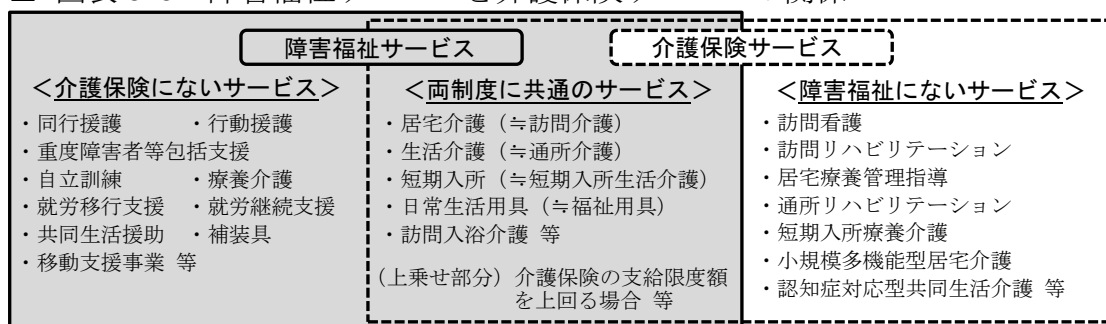
<取組みの方向性>

障害福祉サービス利用者にも計画相談支援が導入され、定着が進んでいます。サービス等利用計画に基づいた一人ひとりの生活状況を踏まえたサービス提供を行い、介護保険制度の利用開始の前後で利用者視点のサービスが大きく変化することのないよう、個々のケースに応じた柔軟な対応を行います。柔軟かつ適正なサービスの提供に向けて、高齢福祉施策との連携と共に、支援に係る者が制度等への理解を深め、適切な運用を行います。

■ 図表 3-2 障害者総合支援制度と介護保険制度の比較

	障害者総合支援制度	介護保険制度
給付目的	基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な給付を行う（障害者総合支援法第1条）	尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な給付を行う（介護保険法第1条）
区分	障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして定める区分（障害者総合支援法第4条第4項）	日常生活における基本的な動作の全部または一部について、その介護の必要の程度に応じて定める区分（介護保険法第7条第1項）

■ 図表 3-3 障害福祉サービスと介護保険サービスの関係



⁵⁷ 介護保険とは、市区町村が保険者となり運営を行い、被保険者（加入者、利用者等）がサービス事業者の提供する介護に関するサービスを選択して利用できる制度です。被保険者は第1号被保険者（原因を問わず所定の介護や支援が必要と認定された65歳以上の人がサービスを利用可能）と第2号被保険者（特定疾病が原因で所定の介護や支援が必要と認定された40歳以上65歳未満の医療保険加入者がサービスを利用可能）に分かれています。

(3) 保健・医療との連携

<現状と課題>

障害者が地域で安心して生活していく上では、地域における保健・医療分野と福祉分野の連携による、個々の障害の状況に応じたきめ細かな支援が必要です。ライフステージや症状の変化に合わせた支援、アウトリーチ支援、通所施設や短期入所における医療ニーズの高い利用者の受け入れ態勢の整備、介護する家族の負担を軽減するための支援の充実が求められています。また、障害の高齢化・重度化の進行に伴い増加する医療的ケアを必要とする障害者への支援の必要性が高まっています。

<取組みの方向性>

精神障害者を支える地域社会の実現に向けて、保健センター等関係機関間の連携のもと、相談支援の充実、地域生活安定化支援事業における精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問等により、地域における支援体制の充実を図ります。

医療的ケアの必要な重症心身障害児者等については、通所施設や短期入所において医療ニーズの高い利用者を安全かつ安定的に受け入れるための体制整備と、家族支援のためのレスパイト支援を進めていきます。

発達障害児については、ライフステージに応じた支援体制の充実のため、保健センター、保育園、幼稚園等関係機関と連携した早期発見・早期支援へつながる体制整備の検討を進めていきます。成人期の発達障害者については、相談支援の充実や支援の質の向上に向けての取組みを検討していきます。

意思疎通の支援等を要する失語症⁵⁸のある障害者や高次脳機能障害者、その家族に対する相談支援の充実により、医療機関や就労支援機関等との連携を図り、発症後の急性期治療から地域生活、就労等社会参加に至るまでの切れ目のない支援に取り組んでいきます。

平成31年開設の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設では、医療的ケアの必要な重症心身障害児者の受け入れを行います。また、精神科のクリニック・デイケア・訪問看護ステーションを併設し、医療連携を図ります。

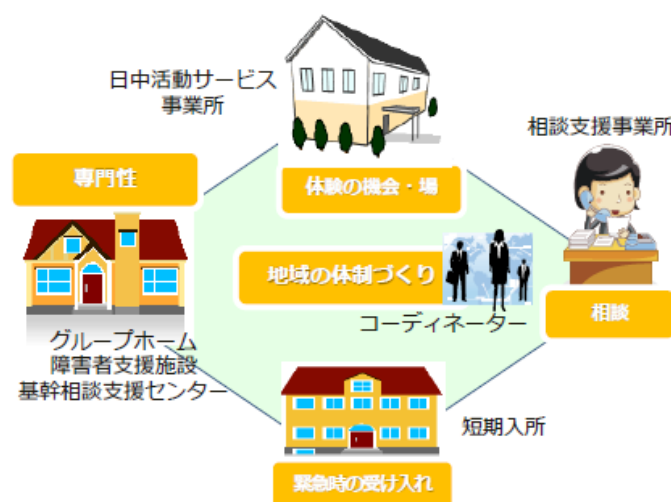
⁵⁸ 失語症とは、脳出血、脳梗塞等主に脳血管障害によって脳の言語機能の中枢に損傷を受けることにより、獲得した言語機能(「聞く」、「話す」といった音声に関わる機能および「読む」、「書く」といった文字に関わる機能)に支障をきたしている状態のことをいいます。

(4) 地域生活支援拠点の整備

<現状と課題>

地域には障害児を支える様々な資源があり、区においても地域生活支援のための機能の充実に継続的に取り組んできました。しかしながらそれらの間の結びつきは必ずしも十分ではなく、重症心身障害、強度行動障害等の支援が難しい障害児者への対応をはじめ、事業者間でそれぞれの機能を活かした効果的な連携を行い、地域生活を多面的に支える体制の構築が求められています。今後のさらなる障害者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えると、障害児者が地域生活を続ける上では、①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり、これら5つの視点からの機能整備が課題となっています。

■ 図表 3-4 地域生活支援拠点イメージ（面的整備型⁵⁹）



<取組みの方向性>

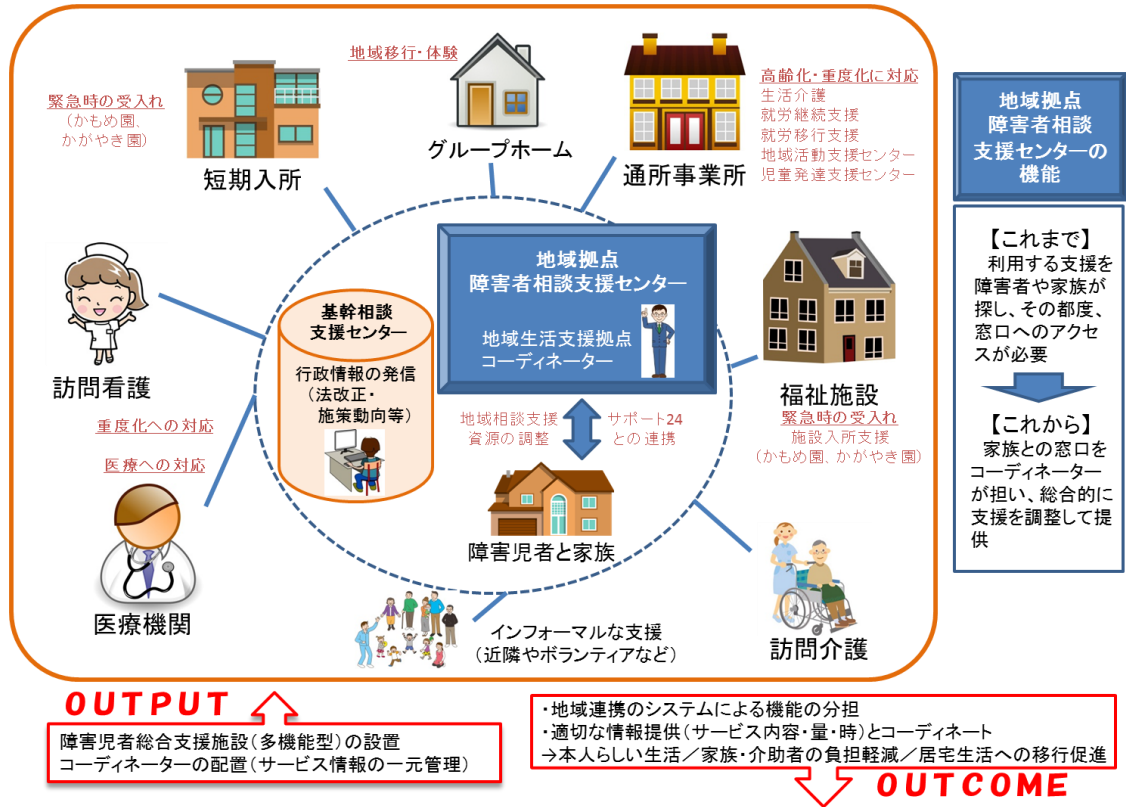
区では前述の5つの視点から、障害児者の地域生活のための機能整備を進め、平成29年度には3つの地域生活支援拠点を設置しました。各拠点には、地域の社会資源の活用や相談支援事業所等関係機関との連携を行う相談拠点として、障害者相談支援センター（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター）が置かれ、各々に地域生活支援拠点コーディネーターが配置されています。

既存の施設や機能の効果的な連携を検証し、相談機能の充実をはじめ、施設およびサービス等との連携体制の強化を図ります。また、インフォ-

⁵⁹ 地域生活支援拠点の構築には、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための5つの機能（①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を集約して整備する「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担して担う「面的整備型」の2手法が国により示されています。

マルな支援⁶⁰の体制づくりについても検討していきます。合わせて、多機能拠点整備型の施設機能が果たす役割の検討を進め、平成31年4月に開設予定の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に障害者の地域生活を総合的に支援する機能を持たせます。

■ 図表 3-5 品川区における地域生活支援拠点（面的整備型）のイメージ



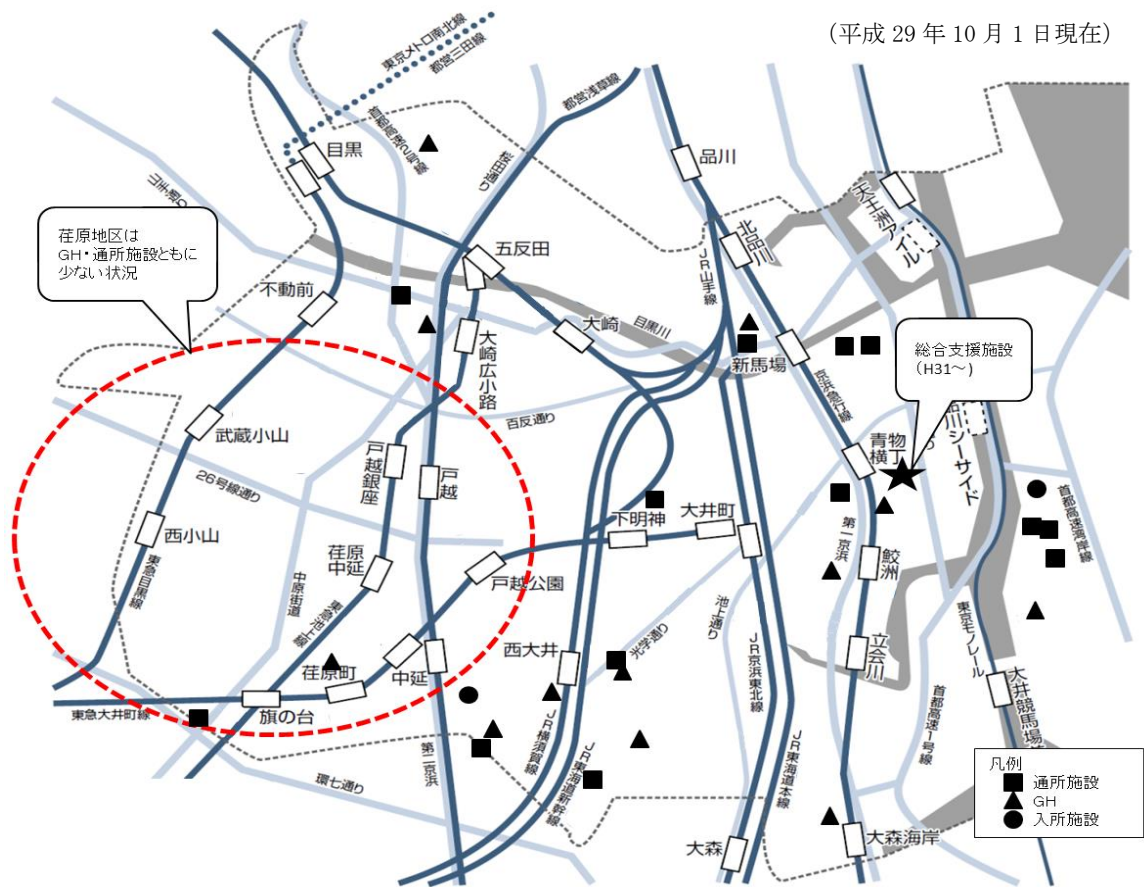
⁶⁰ インフォーマルな支援とは、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援以外のことです。具体的には、家族や友人、地域住民、民生委員、ボランティア、NPOなどによる援助を指します。

(5) 社会資源の開拓と地域による偏りの解消

<現状と課題>

区内の障害者事業所の所在は地域によって偏りが見受けられ、区内全域におけるサービス提供体制のバランスに配慮した社会資源の整備を行う必要があります。特に荏原地域は区内他地域に比べ、グループホーム、通所施設共に不足している状況にあります。サービスの担い手の開拓や同地域での事業所開設が課題となっています。

■ 図表 3-6 品川区における通所・入所施設、グループホームの設置状況



※ 通所施設・・・生活介護、就労継続支援A型およびB型
 ※ GH・・・グループホーム

<取組みの方向性>

地域による偏りの解消に向けて、グループホーム開設助成や社会福祉法人への支援等により、荏原地域での事業所開設を推進していきます。合わせて、地域生活支援拠点および既存施設の機能強化に向けた取組みを進め、区内全域においてバランスの取れたサービス提供体制を目指します。

(6) 人材育成

<現状と課題>

身近な地域において相談支援や障害福祉サービスが提供できるよう、多様な事業者の参入を促すと共に、サービスの質の維持・向上のための人材の育成・確保が求められています。

重度の障害者の在宅や施設での安定した生活を支えるためには、たんの吸引等の医療的ケアや、重症心身障害、強度行動障害への適切な対応が必要です。多様な障害特性に応じた専門性のある支援を提供できる人材の育成が重要となっています。

<取組みの方向性>

多様な障害特性や障害者の状態像の変化に対応できる専門性を有する人材を育成し、地域の福祉人材の底上げに取り組んでいきます。

地域社会で精神障害者を支えるために不可欠な訪問介護員の養成という課題に対応するため、居宅介護のための知識や技術の習得、介護者の介護技術および資質の維持向上を目的とした精神障害者ホームヘルパーステップアップ研修を実施します。また、同行援護従業者養成研修の充実により、同行援護従業者が安全かつ適切なガイドヘルプを行うための誘導技術や情報提供等の知識・技術向上への取組みを進めます。

地域の支援力向上のための福祉カレッジの障害者ケアマネジメントコースでは、強度行動障害の特性に応じた支援やアセスメントの向上に向けた実践的なカリキュラムを実施しています。

障害の高齢化・重度化の進行に伴い増加する医療的ケアが必要な障害者や、NICU（新生児集中治療室）などから退院してくる医療的ケア児への対応の必要性が高まることを視野に入れ、在宅や障害者施設において適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員の養成を検討していきます。

また、利用者自らがサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス第三者評価⁶¹の受審助成を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取組みを促進します。

⁶¹ 第三者評価とは、事業者が事業運営の問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけると共に、利用者のサービス選択に役立つ情報を提供するため、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な立場の第三者機関が専門的・客観的な立場から評価することです。

【第1期品川区障害児福祉計画】

(7) 包括的な障害児支援の充実

<現状と課題>

児童福祉法には、障害のある子ども等しく「児童」であることを踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方が基本にあります。平成28年の障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正の際は、国において障害児支援の在り方の検討がなされ、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、インクルージョン（地域社会への参加・包容）の推進のため、障害児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画の調和と共に、子育て支援施策との緊密な連携が示されました。保育園や幼稚園、小学校就学後の日中活動の場においては、配慮が必要な子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

医療的ケア児や、発達・発育に関する子どもの特性が早期発見されるケースが増えることに伴い、障害児の相談は低年齢化・多様化が進み、その件数は増加傾向にあります。区では、発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育につながる体制整備を進めています。

障害児の発達支援を強化していくと共に、障害児を育てる保護者支援のさらなる充実が課題となっています。

<取組みの方向性>

① 専門性の高い相談・療育支援体制の整備

児童発達支援センターに位置付けられている品川児童学園は、平成31年開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設の持つ総合的機能を活かした運営により、医療依存度の高くない肢体不自由児の相談や療育の実施等医療面との連携を強化する仕組みを構築し、その機能と役割を拡充します。また、未就学児から引き続き学齢期の相談を実施し、子どもの成長を切れ目なく支援する相談体制の充実を図ります。

児童発達支援センターは、多様な障害特性に応じた療育の専門性を有し、障害のある子を育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っています。相談と療育の一体的な支援をより身近な地域で提供できるよう、児童発達支援センター1カ所の増設を目指します。

アウトリーチ型の相談支援と療育機能を併せ持つ保育所等訪問支援の利用ができる体制を構築します。療育の専門支援員が、保育園や幼稚園、学校等、障害児の基礎集団に定期的に訪問し、障害児の特性に応じた支援の工夫や適切な保育環境の整備についての助言等を行い、保育所等関係機関間における効果的な連携ができるような体制整備を進めていきます。

② 地域で育てる仕組みの構築

a. 保育園・幼稚園

保育園と幼稚園は、異年齢の乳幼児が集団生活する中で子どもたちの健やかな育ちを支援する施設です。いずれの施設も配慮の必要な子どもの受け入れを行っています。

保育園については、入園を希望する子どもについて入園選考および面接を実施し、受け入れを行っています。また、集団保育を行う上で配慮が必要な子どもの適切な保育環境について専門家からの助言を得るなどして、障害の特性や年齢等個々の状況に応じた保育に取り組んでいます。

幼稚園については、区立幼稚園では入園前に面接や行動観察を行い、入園が可能かどうかを判断し、子どもに適した環境での受け入れを行っています。教諭等は配慮の必要な子どもへの接し方等について専門家からの助言を得るなどして、障害の特性や年齢等個々の状況に応じた幼児教育に取り組んでいます。私立幼稚園でも配慮が必要な子どもを受け入れており、区では、心身障害児を受け入れている私立幼稚園を対象に、教職員人件費等の補助等受け入れ環境の整備への支援を行っています。

医療的ケア児については、平成 29 年度より区立保育園にて受け入れを行っています。今後も子どもの状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

今後においても関係機関の連携により、集団生活が可能な配慮を必要とする子どもの受け入れ環境の整備に向けての取り組みを進めていきます。

b. 放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）

すまいるスクールは、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業日に、小学校・義務教育学校前期課程に就学している児童に対して、学習や遊び、スポーツができる場を提供するものです。

希望する児童が自由に参加し、活動できる居場所となっており、特別支援学級の児童や特別支援学校⁶²の児童等を「特別支援児童」として受け入れています。今後も配慮を必要とする児童に適切に対応するために、職員の障害に対する理解を促進すると共に、特別支援児童の利用状況に応じた従事スタッフの加配に努めていきます。

⁶² 特別支援学校とは、心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小中学校・高等学校に準ずる教育を行い、障害による学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とした学校です。区内には都立品川特別支援学校があります。

■ 図表 3-7 子ども・子育て支援等における障害児の利用ニーズを踏まえた見込量

(単位：人)

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標（見込み）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	399	322	354	399
認定こども園	26	24	24	26
放課後児童健全育成事業 （すまいるスクール）	408	389	397	408

※必要な見込量については平成 32 年度の見込量を設定しています。

■ 図表 3-8 医療的ケア児の保育園等希望者数

(平成 29 年 10 月 1 日現在、単位：人)

保育園希望者	幼稚園希望者	認定こども園希望者
5	1	1

③ 障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実

a. 日中一時支援事業や短期入所等預かり事業の充実

障害児を育てる保護者の就労率の高まりや、障害児を抱えているがゆえに兄弟姉妹への保護者の子育てに影響を与えているケース、障害児以外にも被介護者を抱えて子育て・介護負担が増しているケースが顕在化しており、預かり事業のニーズは増加しています。短期入所や日中一時支援事業等の預かり事業の充実を図ります。

平成 31 年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設では、短期入所および日中一時支援事業において障害児の受け入れを行います。

b. 居宅系サービスの充実

障害児を育てながら在宅生活を送る上では、子育ての難しさや成長過程の中で子どもの変化に苦勞している家族が多く、子どもと向き合うための在宅支援の充実について検討していきます。

c. 障害児を育てる保護者同士のつながりの強化、親育ちのための支援

障害児を育てる保護者には、互いに寄り添うことのできる理解者の存在が重要です。同じ障害を持つ子の保護者同士のつながりや交流を通して保護者が孤立感を無くし、子育てに前向きになるケースは少なくありません。親の会等との連携を組み入れた地域で障害児を育てる体制づくりを検討していきます。

第4章 計画における成果目標

障害者総合支援法第 88 条に基づき策定する障害福祉計画および児童福祉法第 33 条に基づき策定する障害児福祉計画では、国の基本指針に即して、成果目標を定めることとされています。本計画においては、区における障害者の現状および支援体制の整備状況を勘案し、成果目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 国の基本指針

平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行すること、平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とし、地域の事情およびこれまでの実績を踏まえて目標を設定する。

(2) 成果目標

品川区では、平成 25 年度末時点における施設入所者 300 人のうち、平成 28 年度末までに、地域生活に移行した人は 0 人、施設入所者数は 6.3% (19 人) の削減となりました。施設入所の実態を把握し、これまでの実績を踏まえて区としての目標値を設定します。障害の重度化・高齢化の状況や入所待機者の存在および状況等を考慮し、平成 32 年度末における地域生活移行者数については平成 28 年度末の施設入所者数の 2% (6 人)、施設入所者数については基準値である平成 28 年度末時点の 281 人を超えないという目標を設定します。

目標項目	基準値	目標値
平成 32 年度末までの地域生活移行者数 目標：平成 28 年度末時点における入所者数の 2%以上が地域移行	281 人	6 人
平成 32 年度末時点における施設入所者数 目標：平成 28 年度末時点の入所者数を超えない	281 人	281 人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 国の基本指針

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進に加え、地域住民の協力を得ながら差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要がある。このため、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すものとする。

(2) 成果目標

精神障害者および保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、関係部署で協議を行い、平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

精神障害者の区内への地域移行について、東京都が算出する平成 32 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、54 人が見込まれています。精神障害者の地域移行後の安定した地域生活を支えるための社会資源等の連携による体制づくりを進めていきます。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 国の基本指針

地域には障害児者を支える様々な社会資源が存在しているが、それらの間の有機的な結びつきは必ずしも十分ではないことから、今後の障害者の重度化・高齢化を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進することが必要である。地域生活支援拠点等については、障害福祉計画における成果目標として平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

(2) 成果目標

区では平成 29 年度より、拠点相談支援センター3カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援セン

ター)にそれぞれ地域生活支援拠点マネージャーを配置し、面的整備型地域生活支援拠点を運営しています。今後はさらに相談機能の充実をはじめ、既存事業の再構築、事業所間連携の強化により、地域生活支援拠点の機能を高めていきます。また、平成31年度開設の(仮称)品川区障害児者総合支援施設には、多機能拠点整備型としての地域生活支援拠点の機能を持たせます。

4 福祉施設から一般就労⁶³への移行等

(1) 国の基本指針

就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数を、平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

また、福祉施設から一般就労への移行推進のため、就労移行支援事業の利用者数および事業所ごとの就労移行率に関する目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

一般就労に移行後の障害者の就労定着推進のため、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

(2) 成果目標

区では、平成15年4月に障害者就労支援センター(げんき品川)を設置し、関係機関との連携を密にして、就労支援の充実に努めています。平成28年度に、福祉施設から一般就労へ移行した人は23人です。

障害福祉計画の策定にあたっては、これまでの実績および地域の実情を踏まえて区としての目標値を設定します。福祉施設から一般就労への移行者については平成28年度実績の1.5倍以上の35人、就労移行支援事業の利用者数は平成28年度末の利用者から2割以上増加の100人、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを成果目標値として設定します。

一般就労後の支援については、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標値とします。

⁶³ 一般就労とは、就労継続支援等の福祉的就労を除いた一般的な就労のことをいいます。一般企業等への就職のほか、在宅就労や起業なども含まれます。

目標項目	基準値	目標値
平成 32 年度の一般就労への移行者数 目標：平成 28 年度の就労移行実績の 1.5 倍以上	23 人	35 人
平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数 目標：平成 28 年度末から 2 割以上増加	74 人	100 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 (平成 28 年度末時点 5 事業所)	—	5 割以上
各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	—	80%

【第 1 期品川区障害児福祉計画】

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。また、障害児のインクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進するため、各市町村または各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等、平成 32 年度末までに保育所等訪問を利用できる体制を構築することを基本とする。

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

(2) 成果目標

障害児福祉計画の成果目標については、これまでの実績および地域の実情を踏まえて、区として以下の取組みを進めていきます。

区では、品川児童学園を区内の療育拠点の児童発達支援センターとして設置し、相談機能の強化、療育の充実、保護者支援に取り組んできました。今後は、国が推奨する基準（概ね人口 10 万人規模に 1 カ所以上）を考慮し、平成 32 年度末までに児童発達支援センター 1 カ所の増設を目指します。

保育所等関係機関との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制を

構築します。

区内には現在、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1カ所設置されています。医療的ケアの必要な重症心身障害児を受け入れる事業者を対象として一定の条件のもと運営費および開設準備経費の一部助成を行い、区内の重症心身障害児の受け入れを促進します。

平成30年度末までに、区内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。医療的ケア児が地域で必要な支援を受けるための課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行い、医療的ケア児の成長を支える連携体制の構築を目指します。

目 標 項 目	現 況	目 標
平成32年度末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも1カ所以上増設	1	2
平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	有	有
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を区内または圏域内に1カ所以上確保	児童発達支援1 放課後等デイ1	児童発達支援1 放課後等デイ1
平成30年度末までに、区内において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置	無	有

第5章 サービス見込量および確保のための方策

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付の対象となるサービスです。区は、過去の実績および今後の障害者のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における障害福祉サービスの見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者および精神障害者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護、排せつおよび食事等の介護、その他必要な援助を行います。

④ 行動援護

障害のある人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度の障害がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援を包括的に提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用者数	126	138	136	140	142	140	143	151	159
	利用時間数	1,505	1,607	1,695	1,746	1,801	1,739	1,788	1,888	1,988
重度訪問介護	利用者数	46	47	52	48	48	46	48	52	56
	利用時間数	5,998	5,836	5,611	5,656	6,023	5,713	6,240	6,760	7,280
同行援護	利用者数	57	61	63	66	71	67	71	75	80
	利用時間数	1,490	1,545	1,683	1,667	1,764	1,773	1,988	2,100	2,240
合計	利用者数	229	246	251	254	261	253	262	278	295
	利用時間数	8,993	8,988	8,989	9,069	9,588	9,226	10,016	10,748	11,508

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～6月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

居宅介護、重度訪問介護については、将来的には障害者の高齢化に伴う介護保険サービスの活用により減少・横ばいとなる可能性はあるものの、当面はさらなる重度化の進行や利用ニーズの増加、重度訪問介護に関しては平成26年4月より知的障害者および精神障害者に対象が拡大されたこと等により、徐々に増加傾向となると見込んでいます。同行援護については、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、高齢化の進行に伴い利用ニーズの増加が見込まれます。利用者およびサービスの担い手となる事業者等に制度の周知を図り、必要としている人にサービスが行き届く体制の整備に努めます。

行動援護、重度障害者等包括支援については、利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の確保等、サービスの提供体制について検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする人に、主に昼間において、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用者数	451	454	499	475	490	479	489	497	509
	利用実日数	8,666	8,665	10,110	9,726	9,705	9,420	9,780	9,940	10,180

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

過去の実績や特別支援学校卒業生からの新規利用者増を勘案し、増加傾向を見込んでいます。平成 29 年 10 月 1 日現在、区内には 8 事業所（定員 300 人）が整備されています。なお、なお、平成 31 年 4 月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、定員 20 人の増加となります。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、身体機能・生活能力の維持・向上等の支援の必要な身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

生活訓練は、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連絡調整等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自立訓練 （機能訓練）	利用者数	16	14	5	7	7	8	11	15	19
	利用実日数	240	219	71	84	96	118	154	210	266
自立訓練 （生活訓練）	利用者数	73	50	25	34	24	25	28	31	31
	利用実日数	1,281	912	416	511	415	555	504	558	558

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は 4～8 月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 29 年 10 月 1 日現在、区内には自立訓練事業所 1 カ所（機能訓練定員 6 人、生活訓練定員 6 人）が整備されています。利用者のニーズ把握に努めると共に、訓練内容が利用者にとって適切かつ魅力あるものとなるよう検討していきます。

③ 就労移行支援

一般就労を希望する対象者に、定められた期間、生産活動その他活動の機会を通して、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	利用者数	45	53	62	66	74	83	90	95	100
	利用実日数	658	754	996	1,125	1,360	1,307	1,440	1,520	1,600

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成29年10月1日現在、区内には5事業所（定員90人）が整備されています。就労継続支援事業の利用者における本事業の潜在的なニーズ等利用者ニーズの増加により、増加傾向を見込んでいます。

就労移行支援事業所のうち5割以上が就労移行率30%以上を目指す成果目標の達成に向け、事業者間連携の取組みを推進していきます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型（雇成型）は、一般就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。また、一般就労に必要な知識および能力の向上を図る支援を行います。

就労継続支援B型は、一般就労が困難な人や一定年齢に達している人に対して、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
就労継続支援（A型）	利用者数	46	50	62	74	76	73	75	75	75
	利用実日数	896	1,066	1,305	1,524	1,553	1,441	1,575	1,575	1,575
就労継続支援（B型）	利用者数	297	305	312	363	347	352	359	369	379
	利用実日数	4,656	4,801	5,071	6,202	6,032	5,826	6,103	6,273	6,443

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成29年10月1日現在、区内にはA型3事業所（定員70人）、B型10事業所（定員260人）が整備されています。特別支援学校卒業生のニーズ等、利用者ニーズは増加傾向にあります。なお、平成31年4月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、B型は定員20人の増加となります。

⑤ 就労定着支援（平成 30 年度より新設）

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象として、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
就労定着支援	利用者数	88	97	105

b. 見込量の確保等にあたって

就労移行支援利用後の一般就労の定着が課題となっています。就労関係機関の連携により、効果的な支援の在り方について検討していくと共に、サービスの提供体制の確保を図りながら制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

⑥ 療養介護

病院等への長期入院による医療的ケアを要する障害児者で常時介護を要する人に対し、主に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
療養介護	利用者数	28	29	28	27	28	28	28	28	28

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成29年10月1日現在、区内に事業所はありません。利用ニーズ状況から、サービス量については横ばいを見込んでいます。利用希望者については、状況に応じて施設との連携を図り、対応していきます。

⑦ 短期入所（福祉型・医療型）

介護を行う人の疾病、事故、出産等の理由により、障害児者を一時的に居宅において介護できなくなったときに、施設等への短期間の入所により、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な援助を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
短期入所 （福祉型）	利用者数	67	92	90	81	93	97	104	137	155
	利用実日数	434	675	656	655	642	655	728	959	1,085
短期入所 （医療型）	利用者数	3	2	2	3	1	3	3	3	3
	利用実日数	11	8	7	10	31	31	21	21	21

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

福祉型の短期入所については、障害者の高齢化・重度化の進行に伴い家族支援利用（レスパイト）等のニーズの増加が予測されるため、利用量増を見込んでいます。

医療型の短期入所については、区内で医療的ケアを提供できる体制が未整備のため、病院を活用した宿泊型の預かり事業の実施を含めた検討を行っていきます。

なお、平成31年4月、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設開設により、短期入所（福祉型）は定員12人の増加となります。

（3）居住系サービス

① 自立生活援助（平成30年度より新設）

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等を対象として、本人の意思を尊重した地域生活を支援するために、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から適時のタイミングで適切な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
自立生活援助	利用者数	1	1	2

b. 見込量の確保等にあたって

障害者が安心して自立生活するための支援が課題となっています。障害者支援施設、グループホーム等関連サービス間の連携により、効果的な支援について検討していきます。

② 共同生活援助

障害のある人に対して、主に共同生活を営む住居において、世話人等が日常生活上の援助や相談・助言を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	利用者数	123	116	126	150	148	147	157	163	169

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成29年10月1日現在、区内には11事業所（定員67人）が整備されています。過去の相談実績等から引き続き増加傾向を見込んでいきます。

地域生活への移行や「親亡き後」の課題については、障害のある人の居住の場を適切に確保していくことにより対応していきます。

グループホームの整備推進にあたっては、事業者に対し補助金に係る情報提供や家賃補助等必要な支援を行っていきます。

③ 施設入所支援

障害者支援施設において、生活介護又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の対象者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	利用者数	291	300	298	273	281	274	281	281	281

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 29 年 10 月 1 日現在、区内には 2 事業所（定員 130 人）が整備されています。障害者の高齢化・重度化に伴い、施設入所支援の利用ニーズは増加傾向にありますが、利用者の死亡や入院等による退所により、利用者数の推移は概ね横ばいを見込んでいます。

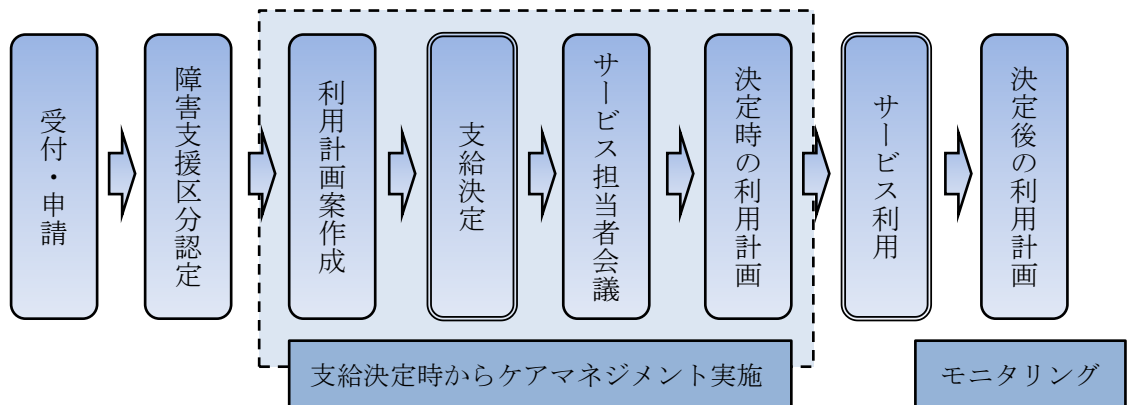
「親亡き後」に施設入所を必要としている人については、地域で生活を続けていくための居場所を適切に確保していくことにより対応していきます。施設入所者の地域移行を推進する国の観点からは、本人の意思や希望を勘案した上で、グループホームへの移行やそれに伴う障害福祉サービスの利用調整等を行っていきます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障害のある人が障害福祉サービスや地域相談支援を利用するために、サービス等利用計画を作成します。この計画案を勘案して支給決定を受けることができます。その後一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況を検証し(モニタリング)、サービス等利用計画の見直し等を行います。

■ 図表 5-1 支給決定プロセス



a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数	96	357	740	1,009	1,756	1,814	1,852	1,894	1,940

※実績・見込量は各年度の年間累計値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成 29 年 10 月 1 日現在、区内には指定特定相談支援事業者が 8 事業所あります。平成 27 年度以降、原則として障害福祉サービスの利用者にはサービス等利用計画の作成が求められており、今後も増加が見込まれます。基幹相談支援センターおよび拠点相談支援事業所、指定特定相談支援事業所が役割分担と連携を図りながら、地域の相談支援体制を充実させていきます。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している精神障害のある人が、地域での生活に移行するための居住の場の確保等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域移行支援	実利用者数	1	3	1	1	2	1	2	3	4

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

支援対象者の把握、意向の確認に努めると共に、地域移行のための社会資源の連携等地域での体制整備を進めていきます。また、保健・医療・福祉関係者等が地域移行施策について協議、検討できる場の設置を検討します。

③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等の安定した地域生活を図るため、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態において相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域定着支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0	1	1	2

※実績・見込量は各年度 3 月の数値です。ただし、平成 29 年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

支援体制の整備が課題となっています。相談事業等関連サービス間の連携による効果的な支援の在り方について検討していきます。地域定着支援は地域移行の促進に有効なサービスであり、サービスの提供体制の確保を図りながら制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

【第1期品川区障害児福祉計画】

2 児童福祉法に基づく障害児サービス

障害児通所支援および障害児相談支援は、児童福祉法に基づく、自立支援給付の対象となるサービスです。区は、過去の実績および今後の障害児のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における障害児通所支援および障害児相談支援の見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用者数	137	150	177	252	234	298	324	352	383
	利用実日数	738	784	1,090	1,183	1,279	1,723	2,592	3,168	3,830

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

平成27年度以降、民間の指定事業所が増加したことに合わせて利用児が増加しています。利用児の増加に比べて利用実日数の伸びが抑えられている背景には、保育園や幼稚園に通いながら療育を受けている児童の増加が考えられます。一方で、就学前を療育機関のみで過ごす受け皿が少なく、早期からの療育体制の整備が求められています。今後も需要の伸びが見込まれるため、障害児のニーズの多様化に対応できるよう事業の充実について検討していきます。

② 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）

重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	見込量		
		30年度	31年度	32年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1	1	1
	利用実日数	4	4	4

b. 見込量の確保等にあつて

利用ニーズを見極めながら、事業者の確保等サービスの提供体制の整備を進めていきます。

③ 放課後等デイサービス

就学している障害児を対象として、授業の終了後、または休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
放課後等 デイサービス	利用者数	74	74	105	217	265	315	370	425	480
	利用実日数	106	223	408	1,048	1,406	1,729	2,220	3,400	4,800

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあつて

平成27年度以降、民間の指定事業所が増加し、平成29年10月1日現在、区内には12事業所（定員119人）が整備されています。特別支援学校等の学齢児による学校以外の社会体験の場のニーズが増え、利用児が増加しています。需要の伸びが今後も見込まれ、学校教育との連携や家族支援の在り方を踏まえながら事業の充実を図ります。

④ 保育所等訪問支援

専門スタッフが保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障害児の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児本人および訪問先のスタッフに適切かつ効果的な支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保育所等 訪問支援	利用者数	0	0	1	0	0	0	2	4	6
	利用実日数	0	0	2	0	0	0	4	8	12

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

サービスを提供する事業者の確保や、保育所等関係機関の連携体制の整備が課題となっています。保育所等訪問先による障害児への特性理解や環境設定等の工夫を踏まえた支援を重要な視点と捉え、サービスの提供体制の構築を図ります。

⑤ 医療型児童発達支援

肢体不自由児等重度で理学療法等の機能訓練が必要、または医療管理下での支援が必要な未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練等を行うと共に、身体状況により治療を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/月	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
医療型 児童発達支援	利用者数	3	7	10	17	13	13	15	13	13
	利用実日数	31	59	88	159	142	133	180	156	156

※実績・見込量は各年度3月の数値です。ただし、平成29年度は4～8月分の実績平均値です。

b. 見込量の確保等にあたって

都立北療育医療センター城南分園の利用児が主な利用者となっています。東京都との連携のもと、必要なサービス提供のできる体制整備を進めます。

なお、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設で予定している医療的ケア児の受け入れに伴い、医療型児童発達支援から児童発達支援（P.53）への利用者の移行が見込まれるため、平成31年度は前年度に比べて減少した見込量となっています。

(2) 相談支援

① 障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用するために、障害児支援利用計画を作成します。その後一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

a. 見込量

サービス名	単位/年	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	利用者数	0	0	0	1	166	438	532	791	877

※実績・見込量は各年度の年間累計値です。ただし、平成29年度は実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

障害児相談支援は、平成24年の障害者自立支援法（平成25年より障害者総合支援法に改正）・児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援を利用する全ての障害児が対象となりました。平成24年度から段階的に全ての対象者に実施することとなっています。障害児通所支援の需要増加にあわせ、相談支援の増加が見込まれます。障害等の早期発見および早期支援に努め、育ちに支援を必要とする子どもが地域で安心して成長していくためのライフステージにおける切れ目のない一貫した支援体制構築に向けて、民間事業所を含めた体制整備を行い、相談支援機能の充実を図っていきます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施するものです。地域生活支援事業には、法定必須事業と、任意事業である都の基準において実施する福祉サービスおよび区が独自で基準を定めて実施する福祉サービスがあります。区は、過去の実績および今後の障害者のニーズ、事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度の各年度における地域生活支援事業の見込量を設定し、その確保に努めていきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活および社会生活を営む上で生じる社会的障壁をなくすために、障害者への理解を深めるための啓発事業等を通じて地域住民への働きかけを行い共生社会の実現を目指すものです。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

「障害者週間 記念のつどい」と「ふくしまつり」を対象事業としていきます。今後も継続して実施していきます。

事業名	内容
障害者週間 記念のつどい	区民が障害者の福祉についての関心と理解を深めると共に、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年障害者週間中に開催しています。
ふくしまつり	障害者とその家族が区内の施設、ボランティア団体と共に区民との交流、親睦を図ることおよび、区民の障害者への理解を深めることを目的とし、インクルージョン（地域社会への参加・包容）を基本としたまちづくりに向けて毎年実施しています。

② 相談支援事業

障害のある人の自立した日常生活および社会生活を支えるため、障害のある人自身、その家族その他障害のある人の介護を行う人からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用についての相談や必要な情報の提供等を行います。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者相談支援事業所	設置数	2	3	3	3	3	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

品川区では、区立障害者生活支援センター、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センターの4カ所で相談支援事業を実施しています。

平成25年には、品川区障害者福祉課を基幹相談支援センターに位置づけました。基幹相談支援センターは、地域の支援力の向上をめざし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援体制の強化や、相談支援事業者等への助言・指導、人材育成、権利擁護・虐待防止の取組みを行います。

名称	所在地	開設
品川区障害者生活支援センター	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成14年9月
精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月
福栄会障害者相談支援センター	品川区東品川3丁目1番8号	平成25年4月
グロー障害者相談支援センター	品川区南品川5丁目10番43号	平成29年6月

③ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見等開始審判を受けた障害者で、成年後見人等および監督人への報酬の支払いが困難な人に当該費用の一部または全部を助成しています。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	-	4	4	4	4	4	5	6	7

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。なお、この事業は平成25年度から実施しているものです。

b. 見込量の確保等にあたって

介護者の高齢化に伴い、ニーズは増加傾向にあります。成年後見支援の安定を図り、障害者の権利擁護を推進します。

④ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護の視点から、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保し、法人後見の活動を支援する事業です。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

(福)品川区社会福祉協議会品川成年後見センターに委託し、本事業を推進することで障害者の権利擁護を図ります。

⑤ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳、要約筆記の方法により、意思疎通の円滑化を図ります。

・手話通訳者派遣事業

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者派遣事業	年間利用件数	713	664	555	548	711	700	710	720	730

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

必要に応じてサービスが提供できるよう、手話通訳登録者の確保と事業の周知を図ります。

・要約筆記者派遣事業

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
要約筆記者派遣事業	年間利用件数	36	35	17	22	13	25	28	31	34

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

必要に応じてサービスが提供できるよう、要約筆記登録者の確保と事業の周知を図ります。

・手話通訳者設置事業

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

b. 見込量の確保等にあたって

区役所に来所する聴覚障害者に対し、手話通訳者による対応を実施しています。利用者のニーズに合ったサービス提供を行います。

⑥ 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

a. 見込量

事業名	単位	実績						見込量			
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
日常生活用具給付等事業	年間給付件数	5,178	5,303	5,469	5,685	5,661	5,781	5,908	6,038	6,171	
内訳	介護・訓練支援用具	年間給付件数	13	4	16	12	8	11	11	11	
	自立生活支援用具	年間給付件数	43	25	52	45	24	38	38	38	
	在宅療養等支援用具	年間給付件数	23	35	35	35	32	32	32	32	
	情報・意思疎通支援用具	年間給付件数	44	47	49	39	73	50	50	50	
	排泄管理支援用具	年間給付件数	5,051	5,189	5,309	5,546	5,521	5,645	5,772	5,902	6,035
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	年間給付件数	4	3	8	8	3	5	5	5	5

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者の意向やニーズの的確な把握を図り、新たな需要に対応した給付用具の追加等、サービスについて引き続き内容を充実させていきます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進、区の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話奉仕員養成研修事業	研修修了者数	12	16	6	28	40	11	20	20	20

※実績・見込量は各年度年間の数値です。なお、平成26年度より養成に重点をおいた研修に変更したため、平成25年度以前の実績値は養成コースのみの修了者数としています。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者の必要に応じてサービスが提供できるよう手話通訳者の養成に努めます。

⑧ 移動支援事業

屋外での活動が困難な人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活および社会参加を促すことを目的とした事業です。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	年間延利用者数	538	735	785	953	1,217	1,300	1,450	1,550	1,650
	年間延利用時間数	3,566	4,810	5,547	9,251	11,636	12,000	14,500	15,500	16,500

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要については増加が見込まれます。事業者等サービスの担い手の確保と共に、利用者のニーズを的確に把握し、対象者の拡大等サービスについて内容を充実させていきます。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ると共に、日常生活に必要な支援を行います。区内には現在2カ所の地域活動支援センターがあります。

名称	所在地	開設
区立地域活動支援センター 「逢（あえる）」	品川区旗の台5丁目2番2号 (心身障害者福祉会館内)	平成24年4月
精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	品川区西五反田2丁目24番2号	平成17年10月

a. 見込量

事業名	(単位)	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	設置数	2	2	2	2	2	2	2	3	3
	年間延利用者数	12,069	11,378	11,859	10,438	9,984	10,000	10,100	11,200	12,300

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者のニーズを踏まえた機能強化と支援内容の充実を図っていきます。なお、平成31年度開設の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設に1カ所設置の予定です。

(2) 任意事業

① 巡回入浴サービス事業（日常生活支援）

障害者の健康保持と家庭の負担軽減を図るため、入浴が困難な在宅の重度心身障害児者に巡回入浴車を派遣しています。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
巡回入浴サービス事業	年間利用件数	911	987	1,055	1,129	1,256	1,300	1,350	1,400	1,450

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

② 日中一時支援事業（日常生活支援）

特別支援学校等に通学する障害児を介護している家族の就労を支える預かりや一時的休息のため、放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供します。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	年間延利用者数	4,269	4,712	5,495	4,597	4,389	4,828	5,865	7,797	8,073

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

就労しながら障害児を育てる家庭の増加や、家族介護・兄弟支援等によるニーズの増加が見込まれます。需要に合わせてサービスの提供体制を充実させていきます。なお、平成31年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に1カ所設置の予定です。

③ 障害者世帯ハウスクリーニング事業（日常生活支援）

障害のある人の世帯の衛生と健康保持を図るため、本人または家族によるハウスクリーニング（大掃除）が困難な世帯に、日常の清掃では手の及ばない箇所の清掃を実施しています。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者世帯ハウスクリーニング事業	年間利用件数	49	48	45	50	48	50	50	50	50

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 29 年度実績はこれまでの利用実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

④ 住宅設備改善費給付事業（日常生活支援）

身体に障害のある人の住宅を改造することにより、本人や介護者の負担の軽減を図ります。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
住宅設備改善費給付事業	年間実施戸数	8	8	4	4	3	4	4	4	4

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 29 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

⑤ 障害者緊急通報システム（日常生活支援）

障害のある人の世帯に、緊急通報システムを設置し、緊急時（救急・火災等）の安全確保を図ります。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害者緊急通報システム	年間設置戸数	21	22	14	14	17	16	18	20	22

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成 29 年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

利用者のニーズの把握に努めながら事業の周知を図り、需要に応じたサービスの提供を行います。

⑥ 自動車運転免許取得助成（社会参加支援）

障害のある人が自動車運転免許を取得する際、運転教習料の一部を補助することで、障害のある人の生活の利便および生活圏の拡大を図ります。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自動車運転免許取得助成	年間助成者数	1	1	1	2	2	2	2	2	2

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

⑦ 自動車改造経費助成（社会参加支援）

上肢、下肢または体幹機能障害のある身体障害者手帳1・2級の人が、就労等に伴い自動車を取得し、自ら運転するために改造を必要とする場合、改造経費の一部を助成します。

a. 見込量

サービス名	単位	実績						見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
自動車改造経費助成	年間助成者数	3	2	2	3	0	2	2	2	2

※実績・見込量は各年度年間の数値です。ただし、平成29年度実績はこれまでの実績を勘案した推計値です。

b. 見込量の確保等にあたって

需要に合わせてサービスが提供できる体制を継続していきます。

第6章 資料編

1 品川区の障害者向け施設・サービスの現状

(1) 品川区の主な障害者支援施設一覧

平成29年10月1日現在

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
相談支援	指定特定相談支援事業所	8	①区立障害者生活支援センター (心身障害者福祉会館内)	旗の台5-2-2	—	H14.9
			②精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田2-24-2	—	H17.10
			③福栄会障害者相談支援センター	東品川3-1-8	—	H25.4
			④(株)ハート・トータルサービス	東五反田4-8-7	—	H25.6
			⑤ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井3-17-8	—	H26.5
			⑥ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井2-4-14	—	H26.6
			⑦相談支援事業所パルレ	八潮5-9-11	—	H27.1
			⑧グロー障害者相談支援センター	南品川5-10-43	—	H29.6
	障害児相談支援事業所	5	⑨品川区障害者福祉課	広町2-1-36	—	H27.9
			⑩ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	大井3-17-8	—	H26.5
			⑪ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	西大井2-4-14	—	H26.6
			⑫相談支援事業所パルレ	八潮5-9-11	—	H27.1
			⑬グロー障害者相談支援センター	南品川5-10-43	—	H29.6
	障害者就労支援センター	1	⑭障害者就労支援センター「げんき品川」	大崎4-11-12	—	H15.4
居住の場の確保	施設入所支援 (短期入所)	2 (130) (短8)	⑮区立かがやき園	西大井6-2-14	30 (短3)	H16.5
			⑯(福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮5-1-1	100 (短5)	S58.4
	共同生活援助	12 (77)	⑰区立北品川つばさの家	北品川3-7-21	12	H3.10
			⑱区立西大井つばさの家	西大井5-7-24	7	H6.4
			⑲区立上大崎つばさの家	上大崎1-20-12	5	H26.4
			⑳わいわいてい	西大井6-9-3	5	H14.11
			㉑旗の台つばさの家	旗の台3-5-11	6	H15.7
			㉒海老沢寮	東大井4-8-11	4	H15.7
			㉓八潮寮	八潮5-6-33-403	4	H15.7
			㉔グループホーム森前	西大井1-8-7	6	H22.3
			㉕鮫洲なぎさの家	東大井1-3-10	6	H23.4
			㉖かもめハウス	南大井3-20-14	6	H11.10
㉗ふくふくホーム ふくふく五反田	西五反田7-12-4	6	H28.3			
㉘グループホーム金子山	西大井4-10-16	10	H29.11			

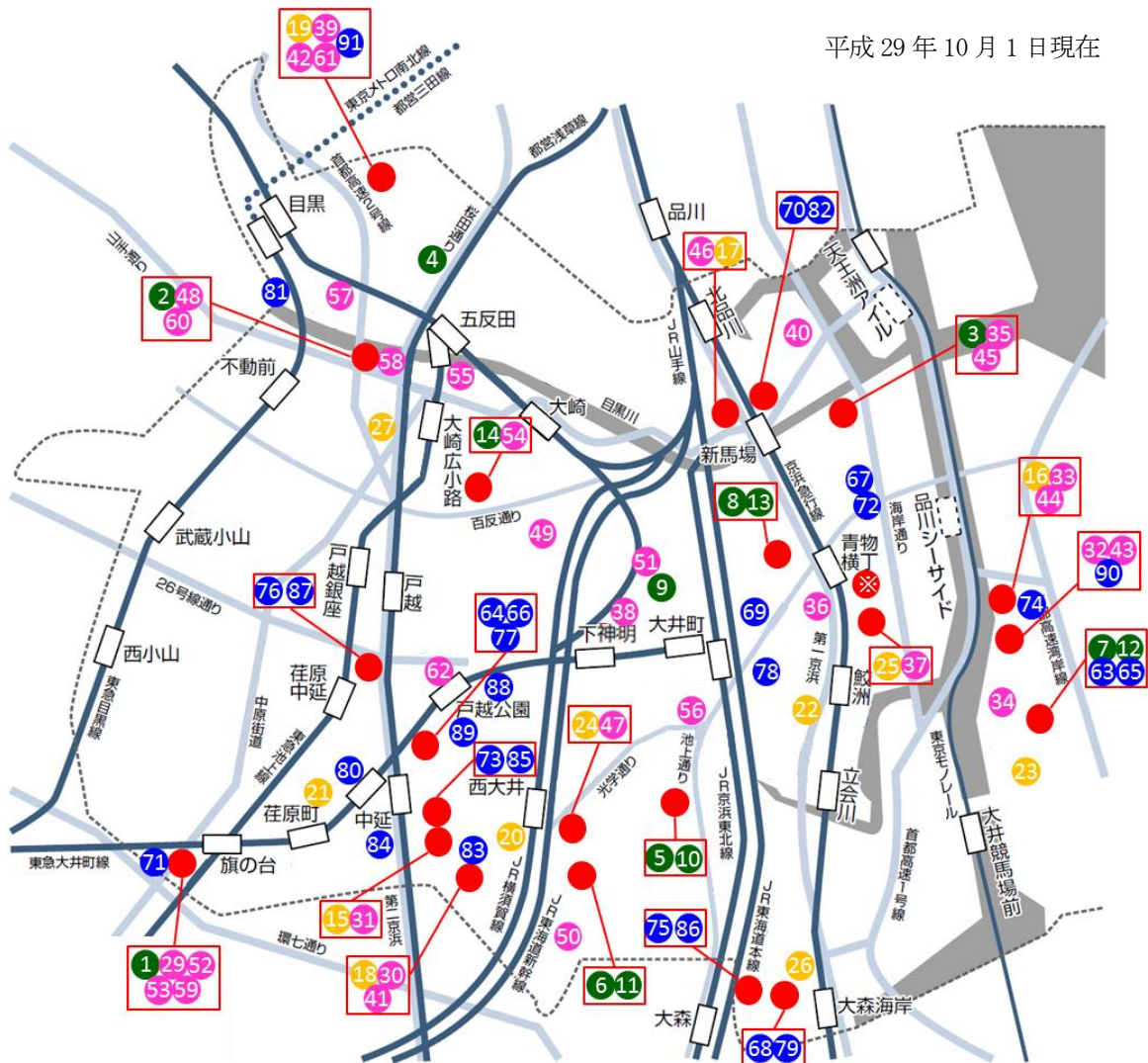
区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
日中活動の場の確保	生活介護	8 (300)	㉔ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	50	S52.7
			㉕ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	25	H6.4
			㉖ 区立かがやき園	西大井 6-2-14	30	H16.5
			㉗ 区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	八潮 5-3-8	5	H24.6
			㉘ (福)品川総合福祉センター かもめ園	八潮 5-1-1	100	S58.4
			㉙ (福)品川総合福祉センター サンかもめ	八潮 5-10-27	30	H14.4
			㉚ (福)福栄会 第一しいのき学園	東品川 3-1-8	40	H2.5
			㉛ (福)福栄会 南品川むつみ園	南品川 5-16-25	20	H26.4
	就労継続支援A型	3 (70)	㉜ (福)品川総合福祉センター 福祉工場しながわ	東大井 1-3-10	40	H10.4
			㉝ 出張所 パン工房「プチレーブ」	二葉 1-6-1		H10.4
			㉞ 区立発達障害者支援施設「ぶらーす」 エヴリィ	上大崎 1-20-12	10	H26.4
			㉟ すまいる・さぼーと品川	東品川 1-17-2	20	H27.6
	就労継続支援B型	10 (260)	㊱ 区立西大井福祉園	西大井 5-7-24	15	H6.4
			㊲ 区立発達障害者支援施設「ぶらーす」 ガーデン	上大崎 1-20-12	10	H26.4
			㊳ (福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-3-8	20	S58.4
			㊴ (福)品川総合福祉センター さつき	八潮 5-1-1	20	S58.4
			㊵ (福)福栄会 第二しいのき学園	東品川 3-1-8	60	H2.5
			㊶ (福)福栄会 かもめ第一工房	北品川 3-7-21	25	S62.4
			㊷ (福)福栄会 かもめ第二工房	西大井 1-8-7	20	H2.4
			㊸ (福)福栄会 かもめ第三工房	西五反田 2-24-2	20	H6.4
			㊹ トット文化館	西品川 2-2-16	20	S62.4
			㊺ (福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西大井	西大井 4-9-9	30	H27.4
			㊻ (福)品川区社会福祉協議会 ふれあい作業所 西品川	西品川 1-28-3	20	H27.4
	自立訓練(機能)	1 (6)	㉜ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	自立訓練(生活)	1 (6)	㉝ 区立心身障害者福祉会館	旗の台 5-2-2	6	S52.7
	就労移行支援	5 (90)	㉞ げんき品川	大崎 4-11-12	20	H24.4
			㉟ ジョブサ品川区	西五反田 1-13-7	20	H26.5
㊰ ～キセキの杜～ ジョブステーション大井町			大井 4-1-2	10	H27.11	
㊱ LITALICOワークス五反田			西五反田 3-6-20	20	H28.8	
㊲ 就労移行支援事業所サンライト			西五反田 2-31-9	20	H29.1	
地域活動支援センター	2	㊳ 区立地域活動支援センター 「逢(あえる)」 (心身障害者福祉会館内)	旗の台 5-2-2	—	H24.4	
		㊴ 精神障害者地域生活支援センター 「たいむ」	西五反田 2-24-2	—	H17.10	

区分	種別	施設数 (定員)	名称	所在地	定員	開設
場の確保 日中活動の	居場所・交流の場の提供 等	2	㊸発達障害者成人期支援事業「リクト」 (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H26.4
			㊹精神障害者交流スペース「憩いの場」	戸越 5-11-1	—	H19.4
障害児支援	子ども発達相談室	2	㊺区立品川児童学園 ※ (児童発達支援センター)	八潮 5-9-11	—	S57.4
			㊻区立品川児童学園分室 戸越ルーム ※ (児童発達支援センター)	戸越 6-16-14	—	H26.7
	児童発達支援	12 (125)	㊼区立品川児童学園 ※ (児童発達支援センター)	八潮 5-9-11	20	S33.4
			㊽区立品川児童学園分室 (コンパス) ※	戸越 6-16-14	10	H19.7
			㊾ちびっこタイム品川	東品川 3-25-16	10	H19.6
			㊿めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24.8
			㊽ L I T A L I C O ジュニア 大井町東口教室	東大井 5-11-4	10	H27.8
			㊿アプリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	10	H27.11
			㊿ぶつく旗の台教室	旗の台 5-15-15	10	H29.4
			㊿ほわわ品川	東品川 3-27-25	5	H29.4
			㊿キッズアイランドワイキキ	二葉 4-4-19	10	H29.6
			㊿明晴プレスクールめだか	八潮 5-2-1	10	H29.6
			㊿めるへんキッズ大森園	南大井 6-16-1-101	10	H29.6
			㊿スタジオそら品川戸越	東中延 1-3-11	10	H29.6
	放課後等デイサービス	12 (119)	㊿区立品川児童学園分室 (コンパス) ※	戸越 6-16-14	10	H19.7
			㊿ちびっこタイム品川	東大井 5-23-16-110	9	H19.6
			㊿めるへんキッズ南大井園	南大井 3-24-14	10	H24.8
			㊿このこのリーフ中延	中延 3-13-19	10	H26.12
			㊿アプリ児童デイサービス不動前	西五反田 3-13-14	10	H27.3
			㊿アプリ児童デイサービス北品川	北品川 2-18-2	10	H27.11
㊿スキップランド西大井			西大井 6-14-15	10	H28.8	
㊿みんなの家ゆめっこ			中延 6-3-16	10	H28.9	
㊿キッズアイランドワイキキ			二葉 4-4-19	10	H29.6	
㊿めるへんキッズ大森園			南大井 6-16-1-101	10	H29.6	
㊿スタジオそら品川戸越			東中延 1-3-11	10	H29.6	
㊿療育スタジオ・ピコ 戸越公園教室			豊町 3-1-1	10	H29.7	
日中一時支援事業	2 (25)	㊿にじのひろば戸越	戸越 6-8-20	10	H17.9	
		㊿にじのひろば八潮	八潮 5-3-8	15	H23.7	
自立支援等	1	㊿発達障害・思春期サポート事業 「ら・ると」 (発達障害者支援施設「ぷらーす」内)	上大崎 1-20-12	—	H20.4	

※ 区立品川児童学園と区立品川児童学園分室で行われる事業は、平成31年4月より（仮称）品川区立障害児者総合支援施設（南品川 3-7-7）へ移転する予定です。

(2) 品川区の主な障害者支援施設所在地

平成 29 年 10 月 1 日現在



※ … (仮称) 品川区立障害児者総合支援施設 (平成 31 年竣工予定)

相談支援		【障害児相談支援事業所】	【共同生活援助】
【指定特定相談支援事業所】			
1	区立障害者生活支援センター	9 品川区障害者福祉課	17 区立北品川つばさの家
2	精神障害者地域生活支援センター「たいむ」	10 ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	18 区立西大井つばさの家
3	福栄会障害者相談支援センター	11 ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	19 区立上大崎つばさの家
4	(株)ハート・トータルサービス	12 相談支援事業所パルレ	20 わいわいてい
5	ケアサークル恵愛 障害者相談支援センター	13 グロー障害者相談支援センター	21 旗の台つばさの家
6	ケアメイト品川 居宅介護支援事業所	【障害者就労支援センター】	22 海老沢寮
7	相談支援事業所パルレ	14 げんき品川	23 八潮寮
8	グロー障害者相談支援センター	居住の場の確保	24 グループホーム森前
		【施設入所支援(短期入所)】	25 鮫洲なぎさの家
		15 区立かがやき園	26 かもめハウス
		16 かもめ園	27 ふくふくホーム ふくふく五反田
			28 グループホーム金子山

日中活動の場の確保		【自立訓練(機能)】	障害児支援
【生活介護】		52 区立心身障害者福祉会館	【子ども発達相談室】
29	区立心身障害者福祉会館	【自立訓練(生活)】	63 区立品川児童学園
30	区立西大井福祉園	53 区立心身障害者福祉会館	64 区立品川児童学園分室 戸越ルーム
31	区立かがやき園	【就労移行支援】	【児童発達支援】
32	区立ピッコロ (重症心身障害者通所施設)	54 げんき品川	65 区立品川児童学園
33	かもめ園	55 ジョブサ品川区	66 区立品川児童学園分室 コンパス
34	サンかもめ	56 キセキの杜	67 ちびっこタイム品川
35	第一しいのき学園	57 LITALICO ワークス五反田	68 めるへんキッズ南大井園
36	南品川むつみ園	58 サンライト	69 LITALICO ジュニア 大井町東口教室
【就労継続支援A型】		【地域活動支援センター】	70 アプリ児童デイサービス北品川
37	福祉工場しながわ	59 区立地域活動支援センター 「逢(あえる)」	71 ぶつく旗の台教室
38	福祉工場しながわ出張所 プチレーブ	60 精神障害者地域生活 支援センター「たいむ」	72 ほわわ
39	区立発達障害者支援施設 「ふらーす」エヴリィ	【居場所・交流の場の提供等】	73 キッズアイランドワイキキ
40	すまいる・さぼーと品川	61 発達障害者成人期支援事業 「リクト」	74 明晴プレスクールめだか
【就労継続支援B型】		62 精神障害者交流スペース 「憩いの場」	75 めるへんキッズ大森園
41	区立西大井福祉園		76 スタジオそら品川戸越
42	区立発達障害者支援施設 「ふらーす」ガーデン		【放課後等デイサービス】
43	さつき		77 区立品川児童学園分室 コンパス
44	さつき		78 ちびっこタイム品川
45	第二しいのき学園		79 めるへんキッズ南大井園
46	かもめ第一工房		80 このこのリーフ中延
47	かもめ第二工房		81 アプリ児童デイサービス不動前
48	かもめ第三工房		82 アプリ児童デイサービス北品川
49	トット文化館		83 スキップランド西大井
50	ふれあい作業所 西大井		84 みんなの家ゆめっこ
51	ふれあい作業所 西品川		85 キッズアイランドワイキキ
			86 めるへんキッズ大森園
			87 スタジオそら品川戸越
			88 療育スタジオ・ピコ 戸越公園教室
			【日中一時支援事業】
			89 にじのひろば戸越
			90 にじのひろば八潮
			【自立支援等】
			91 発達障害・思春期サポート事業 「ら・るーと」

(3) 品川区の主な地域生活への支援事業一覧

事業名	内 容	開 始												
知的障害者 地域生活サポート 24 事業	<p>単身生活の知的障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している知的障害者</p> <p>【実績】 (単位：上段 人、下段 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>1,065</td> <td>1,175</td> <td>1,225</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	37	40	38	利用回数	1,065	1,175	1,225	H20.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	37	40	38											
利用回数	1,065	1,175	1,225											
精神障害者 地域生活サポート 24 事業	<p>単身生活の精神障害者を対象に、日常生活の困りごとへの相談助言、賃貸契約による一般住宅への入居に必要な支援、休日・夜間を含めて 24 時間の緊急対応等を行います。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している精神障害者</p> <p>【実績】 (単位：上段 人、下段 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>利用回数</td> <td>1,736</td> <td>1,724</td> <td>1,309</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	30	30	36	利用回数	1,736	1,724	1,309	H20.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	30	30	36											
利用回数	1,736	1,724	1,309											
精神障害者 地域生活安定化支援事業 「ソル」	<p>精神障害者が地域で暮らしていくために、医療中断防止、服薬管理、社会参加や通院等の支援を行います。また、精神科医・精神保健福祉士等の家庭訪問を行います。交流室では食事、創作活動等各種活動により、地域で生活する精神障害者の交流の場を提供しています。</p> <p>【対象】 グループホームや地域で単身生活を継続している精神障害者</p> <p>【実績】 (単位：上段 人、下段 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>交流室利用数</td> <td>1,704</td> <td>1,644</td> <td>1,357</td> </tr> </tbody> </table>		26 年度	27 年度	28 年度	登録者数	14	18	21	交流室利用数	1,704	1,644	1,357	H23.4
	26 年度	27 年度	28 年度											
登録者数	14	18	21											
交流室利用数	1,704	1,644	1,357											

4 品川区障害児実態・意向調査

(1) 調査概要

① 調査対象

18歳以下の障害児のいる世帯の保護者全員（平成29年6月末日現在）

- a. 未就学児：308人
- b. 就学児以上18歳以下の方：533人

② 調査期間

平成29年8月10日～28日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 配布・回収状況

配布・回収状況	配布数	回収数	有効回収率
未就学児	308	176	57.1%
就学児以上18歳以下の方	533	259	48.6%
全体	841	435	51.7%

(2) 調査結果概要

① お子さんが所持している手帳の種類等について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○所持している手帳の種類は未就学児では「いずれも持っていない」が過半数、就学児以上18歳以下の方では「愛の手帳」の所持者が半数以上、また、身体障害のある児童では、知的障害を併せ持つケースが比較的多い。

（未就学児：問3、就学児以上18歳以下の方：問3）

調査対象者が所持している障害者手帳の種類は、未就学児では「いずれも持っていない」が51.7%、「愛の手帳」が25.6%、就学児以上18歳以下の方では「いずれも持っていない」が22.0%、「愛の手帳」が56.4%、「身体障害者手帳」が25.5%となっています。

手帳の重複状況（下表）をみると、1種類のみ所持者は未就学児では44.3%、就学児以上18歳以下の方では68.4%となっています。

2種類の所持では「身体障害者手帳」と「愛の手帳」の所持者は未就学児で3.4%、就学児以上18歳以下の方で7.7%みられます。

したがって、身体障害のある児童では、知的障害を併せ持つケースが比較的多いとみられます。

手帳の種類等		未就学児 (176 人)			就学児以上 18 歳以下の方 (259 人)		
		回答者数	割合		回答者数	割合	
1 種類	身体障害者手帳	25	78	14.2%	177	46	17.8%
	愛の手帳	38		21.6%		125	48.3%
	精神障害者保健福祉手帳	0		0.0%		1	0.4%
	特定医療費(指定難病)受給者証、 小児慢性特定疾病医療受給者証	15		8.5%		5	1.9%
2 種類	身体障害者手帳	7	7	3.4%	21	20	7.7%
	愛の手帳			4.0%			
	愛の手帳						
	精神障害者保健福祉手帳	0		0.0%		1	0.4%
いずれも持っていない		91		51.7%	57		22.0%
無回答		0		0.0%	4		1.5%

②お子さんの障害・疾病の状況について（未就学児、就学児以上 18 歳以下の方）

○障害に最初に気付いた時期について、身体障害や知的障害、重症心身障害では「出生時」、発達障害では「1 歳」の割合が高い。

（未就学児：問 7 と問 9、就学児以上 18 歳以下の方：問 6 と問 8）

障害の種類別に障害に最初に気付いた時期について、未就学児、就学児以上 18 歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

このうち、「身体障害」の 5 種類と「重症心身障害」では「出生時」の割合が高く、3 歳までに気付くケースが多数となっています。なお、身体障害でも「聴覚障害・平衡機能障害」と「音声・言語・そしゃく障害」では「9～11 歳」の回答があり、就学してから障害に気付いたケースもみられます。

知的障害では、「出生時」が 28.0%と高い割合となっていますが、2 歳以下の各区分で 10～20%台みられるほか、「4 歳」を除く各年齢層で回答がみられ、成長してから障害に気付くケースがみられます。

発達障害では、「1 歳」が 27.7%、「2 歳」が 26.9%、「3 歳」で 19.2%となっており、1～3 歳で 7 割以上となっています。なお「12 歳以上」までの各年齢階層で回答がみられ、成長してから障害に気付くケースがみられます。

上段：回答者数、下段：割合

		障害に最初に気付いたのはいつ頃か（就学児以上 18 歳以下の方、未就学児の回答を合算）											
		出生時	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6～8 歳	9～11 歳	12 歳以上	無回答	
全体		435	108 24.8	55 12.6	95 21.8	81 18.6	59 13.6	7 1.6	9 2.1	10 2.3	7 1.6	2 0.5	2 0.5
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	7 50.0	3 21.4	3 21.4	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	21 60.0	5 14.3	5 14.3	2 5.7	1 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	0 0.0
	身体障害(音・言語・そしゃく障害)	37	18 48.6	7 18.9	5 13.5	4 10.8	2 5.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	0 0.0
	身体障害(肢体不自由)	55	28 50.9	18 32.7	7 12.7	0 0.0	2 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	身体障害(内部障害)	30	26 86.7	3 10.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	知的障害	175	49 28.0	25 14.3	43 24.6	32 18.3	14 8.0	0 0.0	2 1.1	5 2.9	4 2.3	1 0.6	0 0.0
	重症心身障害	13	7 53.8	3 23.1	1 7.7	0 0.0	2 15.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	高次脳機能障害	5	1 20.0	2 40.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
	発達障害	260	20 7.7	22 8.5	72 27.7	70 26.9	50 19.2	7 2.7	8 3.1	6 2.3	4 1.5	1 0.4	0 0.0
	その他	27	6 22.2	2 7.4	8 29.6	2 7.4	5 18.5	0 0.0	1 3.7	3 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

③困りごとの相談、介助者への支援について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○主な介助者は「母親」が78.4%。夫婦で介助している世帯が多いが、「サポートしてくれる人はいない」も1割以上みられる。

（未就学児：問11と問12、就学児以上18歳以下の方：問10と問11）

主な介助者と主な介助者をサポートしてくれる親族・知人について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

主な介助者は、「母親」が78.4%（435人中341人）、「父親」が6.0%（435人中26人）、「同居している祖父母」が0.2%（435人中1人）となっています。

主な介助者別に主な介助者をサポートしてくれる親族・知人をみると、主な介助者が「母親」の世帯では、「父親」が73.0%、「その他親族」が17.6%となっているほか、「兄弟姉妹」も15.8%となっています。

主な介助者が「父親」の世帯では、「母親」が42.3%（26人中11人）、「その他親族」が26.9%（26人中7人）となっており、主な介助者が「母親」の世帯と比べて「その他親族」の支援を受けている世帯が多くなっています。

なお、「サポートしてくれる人はいない」は、主な介助者が「父親」の世帯で15.4%（26人中4人）、「母親」の世帯で12.0%となっており、父親のみまたは母親のみで介助している世帯が1割以上みられます。

上段：回答者数、下段：割合

		主な介助者をサポートしてくれる親族・知人（複数回答）										
		父親	母親	兄弟姉妹	同居している祖父母	その他親族	近所の人	その他	サポートしてくれる人はいない	無回答	非該当	
全体		368	258 70.1	30 8.2	55 14.9	19 5.2	67 18.2	12 3.3	28 7.6	45 12.2	12 3.3	67
主な介助者	父親	26	11 42.3	1 3.8	1 3.8	7 26.9	2 7.7	2 7.7	2 7.6	4 15.4	0 0.0	0
	母親	341	249 73.0	54 15.8	18 5.3	60 17.6	10 2.9	26 7.6	41 12.0	12 3.5	0	0
	同居している祖父母	1	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。また、主な介助者は回答のあった項目のみ表示。

※主な介助者と主な介助者をサポートしてくれる親族・知人が同一の回答（父親－父親8人、母親－母親18人）は集計表から削除。

父親のみ、または、母親のみで介助している世帯の世帯構成（下表）をみると、両親がいても一方のみが子どもを介助している世帯が全体の66%になります。

介助者	世帯構成別該当者数	
	両親がいる世帯	ひとり親世帯
父親：4人	3人	1人
母親：41人	27人	14人

○子育てについて困っていることは、未就学児では「お子さんから目が離せない」、就学児以上18歳以下の方では「気持ちが休まらない」の割合が最も高い。

(未就学児：問13、就学児以上18歳以下の方：問12)

子育てについて困っていることは、未就学児では「お子さんから目が離せない」が33.0%と最も割合が高く、次いで「気持ちが休まらない」が30.7%となっています。また、就学児以上18歳以下の方では「気持ちが休まらない」が34.4%と最も割合が高く、次いで「お子さんから目が離せない」が22.8%となっており、未就学児の回答と1位、2位が入れ替わっているものの、ほぼ同じ傾向といえます。

○相談窓口の相談しやすさについて、概ね「気軽に相談できる」という評価だが、一部窓口では「時間や手間がかかる」「相談しにくい」の感想もみられる。

(未就学児：問14と問15②、就学児以上18歳以下の方：問13と問14②)

家族や知人以外の相談先の相談しやすさについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

全体では「気軽に相談できる」が60.0%と半数以上となっています。また、機関・窓口別でも「気軽に相談できる」の回答が多くみられます。

その一方で、「障害者福祉課以外の区の窓口」では該当者4人中2人が「相談しにくい」と回答しています。また、「区の障害者福祉課」も14.0%が「相談しにくい」と回答しています。

上段：回答者数、下段：割合

			その相談先は、相談しやすいか			
			気軽に相談できる	時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる	相談しにくい	無回答
全体		435	261 60.0	95 21.8	15 3.4	64 14.7
家族や知人以外の相談先 (複数回答)	医療機関	139	78 56.1	51 36.7	4 2.9	6 4.3
	区の障害者福祉課	43	20 46.5	13 30.2	6 14.0	4 9.3
	保健センター	4	2 50.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
	障害者福祉課以外の区の窓口	4	1 25.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0
	品川児童学園「子ども発達相談室」	53	36 67.9	14 26.4	1 1.9	2 3.8
	幼稚園・保育園	49	41 83.7	3 6.1	3 6.1	2 4.1
	利用している療育施設	155	118 76.1	33 21.3	3 1.9	1 0.6
	相談支援事業所	7	3 42.9	4 57.1	0 0.0	0 0.0
	利用しているサービス	65	49 75.4	14 21.5	2 3.1	0 0.0
	障害者の会や家族の会	25	20 80.0	4 16.0	1 4.0	0 0.0
	その他	82	62 75.6	13 15.9	2 2.4	5 6.1

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。また、相談先は回答のあった項目のみ表示。

○区や事業者などの相談窓口に期待することについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに「お子さんに適したサービス情報の提供」の割合が最も高い。

(未就学児：問16、就学児以上18歳以下の方：問15)

区や事業者などの相談窓口に期待することについて、「お子さんに適したサービス情報の提供」が未就学児で73.3%、就学児以上18歳以下の方で66.8%と最も高い割合となっています。

なお、未就学児では「障害・病気に適した専門的なアドバイス」、就学児以上18歳以下の方では「新しい施策やサービスなどの情報提供」の割合が比較的高く、年齢層によって、期待する内容に違いがみられます。

○主な介助者・子育てに必要な支援について、未就学児では「早期の療育」、就学児以上18歳以下の方は「専門的な相談支援体制」の割合が最も高い。

(未就学児：問17、就学児以上18歳以下の方：問16)

主な介助者・子育てへの支援について、未就学児では「早期の療育」が52.8%、「専門的な相談支援体制」が46.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方は「専門的な相談支援体制」が43.2%と最も割合が高く、次いで「経済的な支援」が30.9%となっており、障害児の年齢層に応じて異なる支援が期待されています。

その一方で「専門的な相談支援体制」は未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに4割以上となっており、相談体制の充実が期待されているとみられます。

④医療的ケアの必要なお子さんについて（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○医療的ケアの必要な障害児は、未就学児で11.4%、就学児以上18歳以下の方で6.2%が該当している。医療的ケアは「母親」が担っている世帯が多い。

(未就学児：問18と問19①、就学児以上18歳以下の方：問17と問18①)

医療的ケアの必要な障害児は、未就学児で11.4%（176人中20人）、就学児以上18歳以下の方で6.2%（259人中16人）となっており、未就学児で比較的割合が高く、回答者の1割以上となっています。

その内訳は、未就学児では「たん吸引」と「酸素吸入」がともに4.5%、「その他」が4.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方で「その他」が3.1%、「胃瘻・腸瘻」が1.9%となっており、その他の医療的ケアは1%以下となっています。

医療的ケアを行っている人は、「母親」が未就学児で85.0%（20人中17人）、就学児以上18歳以下の方で81.3%（16人中13人）となっており、いずれも8割以上となっています。なお、「母親」以外の回答は、未就学児では3人のうち2人が「父親」、1人は無回答、就学児以上18歳以下の方では「父親」「医師・看護師」「その他」が各1人となっています。

⑤お子さんの生活について（未就学児）

○幼稚園・保育園・療育施設等の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の利用が少なく」「周囲の子どもとの関係」の割合が高い。また、幼稚園・保育園・療育施設等以外の過ごし方の希望について、「習い事・スポーツ」「同世代の子どもとの遊び」の回答が多くみられる。

(未就学児：問20①③)

幼稚園・保育園・療育施設等の生活での困りごと・心配ごとについて、「周囲の子どもとの関係」が36.2%と最も割合が高く、次いで「通わせる施設の選択肢が少ない」が28.8%となっています。

また、幼稚園・保育園・療育施設等以外の過ごし方の希望について、「習い事・スポーツ」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くみられます。これは、自宅で家族と過ごす障害児が多いことから、同世代の子どもとのコミュニケーションの経験を積むこと、体を動かす活動の希望が多いものとみられます。

○障害児の小学校入学時の進路について、「小学校の通常学級」が31.3%と多いものの、「わからない」も25.8%みられる。また、進学先の判断や進学後の学校生活を心配する保護者は多い。

(未就学児：問21と問22)

小学校入学時の進路希望について、「小学校の通常学級」が31.3%、「小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）」が17.2%となっていますが、「わからない」が25.8%となっています。

なお、「わからない」の回答者（163人中42人）の年齢別の内訳は以下のとおりです。3歳、4歳、5歳の各年齢において、10人以上が「わからない」と回答しています。

「わからない」の回答者（42人）の年齢別人数	
1歳	1人
2歳	7人
3歳	11人
4歳	12人
5歳	11人

また、今後の生活や進学等についての心配ごとにおいても、「進学先の選択について」「学業・学校生活について」の回答が多くみられたことから、入学直前まで、判断に悩む保護者が多いとみられます。

⑥お子さんの進路・将来について（就学児以上18歳以下の方）

○障害児の進路・将来について、中学校（中等部）卒業後は「高等学校」または「特別支援学校の高等部」、高等学校（高等部）卒業後は「企業等へ就職する（一般就労）」の希望が多い。

(就学児以上18歳以下の方：問20と問21)

小学校（小学部）、中学校（中等部）に通学している児童・生徒の中学校（中等部）卒業後の進路希望は「特別支援学校の高等部」が38.7%、「高等学校（夜間を含む）」が37.6%となっており、合わせて76.3%が進学を希望しています。

なお、「わからない」が19.6%（194人中38人）みられます。その内訳は下表のとおりです。

38人のうち、35人が小学校（小学部）、3人が中学校（中等部）となっており、小学校（小学部）の段階では、進路を決めかねている状況があります。

「わからない」の回答者（38人）の通学状況別人数		
小学校の通常学級	4人	35人
小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）	10人	
小学校の特別支援学級	13人	
特別支援学校の小学部	8人	
中学校の通常級（通級指導学級）	1人	3人
中学校の特別支援学級	2人	

高等学校（高等部）に通学している生徒の卒業後の進路希望は、「企業等へ就職する（一般就労）」が39.7%と最も割合が高く、次いで「生活介護の施設へ通う」が17.2%、「就労継続支援事業所や就労移行支援事業所へ通う」が15.5%となっています。なお、「大学や短期大学へ通う」は6.9%、「専門学校や専修学校へ通う」は0.0%となっています。

なお、「大学や短期大学へ通う」の回答者（4人）は、いずれも身体障害者手帳所持者となっています。障害の種類は「内部障害」が2人、「聴覚障害・平衡機能障害」が1人、「聴覚障害・平衡機能障害」と「発達障害」が1人となっています。

○現在の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の選択肢が少ない」「周囲の子どもとの関係」の割合が高い。また、放課後や長期休暇中などの過ごし方の希望では「療育・福祉サービス」「塾・習い事」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くみられる。

（就学児以上18歳以下の方：問22①③）

現在の生活での困りごと・心配ごとについて、「通わせる施設の選択肢が少ない」が30.2%と最も割合が高く、次いで「周囲の子どもとの関係」が27.8%となっています。

また、放課後や長期休暇中などの過ごし方の希望では「療育・福祉サービス」「塾・習い事」「同世代の子どもとの遊び・交流」の回答が多くなっています。

⑦児童福祉法による障害児通所支援について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○児童発達支援は回答者の80.1%が利用している。そのうち、80.9%が今後も利用を希望している。

（未就学児：問23）

児童発達支援は、回答者の80.1%（176人中141人）が「利用している」と回答しています。このうち、「（今後も）利用したい」が80.9%（141人中114人）、「利用希望はない」が0.0%、「わからない」が2.1%となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			児童発達支援				
			（今後も）利用したい	利用したいが、できない	利用希望はない	わからない	無回答
全体		176	117 66.5	10 5.7	10 5.7	11 6.3	28 15.9
児童 発達 支援	利用している	141	114 80.9	6 4.3	0 0.0	3 2.1	18 12.8
	利用していない	31	3 9.7	4 12.9	10 32.3	8 25.8	6 19.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した31人のうち、「(今後も) 利用したい」は3人(9.7%)となっています。その年齢は0歳、4歳、5歳が各1人となっています。

○医療型児童発達支援は回答者の11.9%が利用している。そのうち、76.2%が今後も利用を希望している。

(未就学児：問23)

医療型児童発達支援は、回答者の11.9% (176人中21人) が「利用している」と回答しています。このうち、「(今後も) 利用したい」が76.2% (21人中16人)、「利用希望はない」が0.0%、「わからない」が4.8% (21人中1人) となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			医療型児童発達支援の利用希望				
			(今後も) 利用 したい	利用したい が、できない	利用希望は ない	わからな い	無回答
全体		176	26 14.8	14 8.0	25 14.2	25 14.2	86 48.9
医療型児童 発達支 援の利用 状況	利用している	21	16 76.2	2 9.5	0 0.0	1 4.8	2 9.5
	利用していない	82	10 12.2	9 11.0	23 28.0	20 24.4	20 24.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した82人のうち、「(今後も) 利用したい」は10人(12.2%)となっています。その年齢は0歳が2人、3歳が3人、4歳が2人、5歳が3人となっています。

○放課後等デイサービスは回答者の53.7%が利用している。そのうち、82.0%が今後も利用を希望している。

(就学児以上18歳以下の方：問23)

放課後等デイサービスは、回答者の53.7% (259人中139人) が「利用している」と回答しています。このうち、「(今後も) 利用したい」が82.0% (139人中114人) となっており、現在の利用者の多くが継続的な利用を希望しています。なお、現在の利用者のうち「利用したいが、できない」と回答した6人の通学状況は、「小学校の通常学級」が3人、「中学校の特別支援学級」が1人、「特別支援学校の高等部」が2人となっています。

上段：回答者数、下段：割合

			放課後等デイサービスの利用希望				
			(今後も) 利用 したい	利用したい が、できない	利用希望は ない	わからな い	無回答
全体		259	128 49.4	23 8.9	30 11.6	41 15.8	37 14.3
放課後等 デイサー ビスの利 用状況	利用している	139	114 82.0	6 4.3	0 0.0	4 2.9	15 10.8
	利用していない	110	13 11.8	16 14.5	26 23.6	37 33.6	18 16.4

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した110人のうち、「(今後も) 利用したい」は13人(11.8%)となっています。その通学状況は、下表のとおり小学生が6人となっていますが、各年齢層に分散しています。

新規の利用希望者（13人）の通学状況別人数		
小学校の通常学級	2人	6人
小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級）	1人	
小学校の特別支援学級	1人	
特別支援学校の小学部	2人	
中学校の特別支援学級	1人	3人
特別支援学校の中学部	2人	
特別支援学校の高等部	4人	4人

○保育所等訪問支援は、未就学児では3.4%（6人）が利用しており、その半数が今後も利用を希望している。また、就学児以上18歳未満では回答者の0.4%（1人）が利用しており、今後も利用を希望している。

（未就学児：問23、就学児以上18歳以下の方：問23）

未就学児の保育所等訪問支援は、回答者の3.4%（176人中6人）が「利用している」と回答しており、そのうち半数の3人が今後も利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			保育所等訪問支援				
			（今後も） 利用した い	利用した いが、でき ない	利用希望 はない	わから ない	無回答
全体		176	17 9.7	11 6.3	22 12.5	35 19.9	91 51.7
保育所等訪問支 援の利用状況	利用して いる	6	3 50.0	0 0.0	0 0.0	2 33.3	1 16.7
	利用して いない	96	14 14.6	9 9.4	19 19.8	30 31.3	24 25.0

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した96人のうち、「（今後も）利用したい」は14人（14.6%）となっています。その年齢は0歳と2歳が各1人、3歳が6人、4歳と5歳が各3人となっており、3歳から5歳で新規のニーズが想定できます。

就学児以上18歳未満の保育所等訪問支援は、回答者の0.4%（259人中1人）が「利用している」と回答しており、今後も利用を希望しています。

上段：回答者数、下段：割合

			保育所等訪問支援				
			（今後も） 利用した い	利用した いが、でき ない	利用希望は ない	わからない	無回答
全体		259	8 3.1	7 2.7	58 22.4	42 16.2	144 55.6
利用状況 訪問支援 の 保育所等	利用して いる	1	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	利用して いない	149	7 4.7	7 4.7	54 36.2	41 27.5	40 26.8

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

また、現在「利用していない」と回答した149人のうち、「(今後も)利用したい」は7人(4.7%)となっています。その通学状況は、下表のとおりです。

新規の利用希望者(13人)の通学状況別人数		
小学校の通常学級(特別支援教室・通級指導学級)	2人	4人
特別支援学校の小学部	2人	
特別支援学校の中学部		2人
特別支援学校の高等部		1人

○利用している障害児福祉サービスの満足度について、各サービスとも「満足」「やや満足」の回答が多い。

(未就学児：問24①④、就学児以上18歳以下の方：問24①④)

利用している障害児福祉サービスの満足度について、「児童発達支援」(未就学児のみ141人)では、「満足」が44.0%、「やや満足」が39.0%となっており、合わせて83.0%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が12.8%、「不満」が2.1%となっています。「やや不満」「不満」の理由として、「職員の専門性が低い」が61.9%と半数以上となっています。

「医療型児童発達支援」(未就学児のみ21人)では、「満足」が23.8%、「やや満足」が47.6%となっており、合わせて71.4%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が23.8%となっています。「やや不満」(5人)の理由として、「要望・苦情への対応が遅い」と「その他」(事業者や土日の利用の選択肢が少ない、アクセスが悪く予約がとりづらい)が各2人となっています。

「放課後デイサービス」(就学児以上18歳以下の方のみ139人)では、「満足」が33.8%、「やや満足」が43.2%となっており、合わせて77.0%が満足しているとみられます。その一方で、「やや不満」が18.7%、「不満」が2.9%となっており、合わせて21.6%が不満を感じているとみられます。また、不満を感じている回答者(30人)の理由については「職員の専門性が低い」が43.3%と「個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない」が30.0%となっています。「その他」が50.0%となっています。「支給日数が少ない」「費用が高い」「“療育”より“学習塾”に思える」「意識が低い」など、不満が多くみられます。

保育所等訪問支援(未就学児6人、就学児以上18歳以下の方1人)について、未就学児では「満足」が66.7%、「やや満足」が16.7%となっており、「やや不満」「不満」の回答は0.0%となっています。また、就学児以上18歳以下の方から「やや不満」の回答を得ています。その理由については「利用したくても品川区の支給決定が出ないと利用できず、なかなか支給決定が出ない」という区の手続きに対する不満となっています。

○障害児福祉サービスを「利用したいが、利用できない」理由について、未就学児では「利用方法がわからない」、就学児以上18歳以下の方では「その他」(年齢的な理由、時間が合わない、本人が利用したがるらない など)の回答が多い。

(未就学児：問25、就学児以上18歳以下の方：問25)

障害児福祉サービスを「利用したいが、利用できない」理由について、未就学児(30人)では「利用方法がわからない」が46.7%と最も割合が高く、次いで「近くに施設がない」と「定員に空きがない」が33.3%となっています。

また、就学児以上18歳以下の方(25人)では「利用方法がわからない」が28.0%、「近くに施設がない」が20.0%となっています。また、その他52.0%の声として、「本人が利用したがるらない」「時間が合わない」などがあります。

未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに、利用方法についての情報提供の工夫が必要です。

⑧障害福祉サービスの利用状況・利用希望について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○障害福祉サービスの利用状況と利用希望を比較すると、5種類のサービスで利用希望者が多くみられる。

（未就学児：問26、就学児以上18歳以下の方：問26）

障害福祉サービスの利用状況と利用希望を比較すると、下表のとおりとなります。

未就学児では、「(今後も) 利用したい」から「利用している」への割合の上昇が「居宅介護（ホームヘルプ）」では5.2ポイント（1.1%→6.3%）、「短期入所（ショートステイ）」では6.3ポイント（1.7%→8.0%）となっています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護（ホームヘルプ）」「行動援護」「短期入所（ショートステイ）」「移動支援事業」「日中一時支援事業」の5サービスで、「(今後も) 利用したい」が「利用している」を5ポイント以上上回っています。この中で特に「短期入所（ショートステイ）」では13.9ポイント（4.6%→18.5%）、「移動支援事業」では17.3ポイント（6.6%→23.9%）上回っており、この2サービスの利用希望は大きいものとみられます。また、現在「利用している」が0.0%の「同行援護」「要約筆記者派遣事業」2サービスでは、「(今後も) 利用したい」がそれぞれ2.3%、3.9%と利用希望がみられます。

各サービスのうち、「居宅介護（ホームヘルプ）」「短期入所（ショートステイ）」の2サービスは、未就学児、就学児以上18歳以下の方ともに利用希望が比較的大きいサービスといえます。

	未就学児（176人）				就学児以上18歳以下の方（259人）			
	利用している		（今後も） 利用したい		利用している		（今後も）利用したい	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
居宅介護（ホームヘルプ）	2	1.1%	11	6.3%	5	1.9%	20	7.7%
同行援護					0	0.0%	6	2.3%
行動援護	1	0.6%	9	5.1%	1	0.4%	15	5.8%
短期入所（ショートステイ）	3	1.7%	14	8.0%	12	4.6%	48	18.5%
移動支援事業					17	6.6%	62	23.9%
日中一時支援事業					30	11.6%	52	20.1%
手話通訳者派遣事業					2	0.8%	13	5.0%
要約筆記者派遣事業					0	0.0%	10	3.9%
日常生活用具給付等事業					18	6.9%	26	10.0%

※「利用している」から「(今後も) 利用したい」の割合が5ポイント以上上昇したサービスを着色。

○現在利用している障害福祉サービスの満足度について、概ね「満足」「やや満足」の割合が高いが、「短期入所」「日中一時支援事業」では「やや不満」の割合が比較的高い。

（未就学児：問27①、就学児以上18歳以下の方：問27①）

現在利用している障害福祉サービスの満足度について、未就学児では「居宅介護（ホームヘルプ）」（2人）で「やや満足」、「行動援護」（1人）で「満足」と回答し、「やや不満」「不満」の回答はみられません。なお、「短期入所（ショートステイ）」では、3人中2人が「やや満足」と回答していますが、1人が「やや不満」と回答しています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「行動援護」では「満足」と「やや満足」のみの回答となっており、その他のサービスでも「満足」と「やや満足」の比率が高くなっています。その中で比較的「やや不満」「不満」の高いものは、「短期入所（ショートステイ）」（12人）では「やや不満」が33.3%（4人）、「不満」が8.3%（1人）と

なっています。また、「日中一時支援事業」(30人)では「やや不満」が26.7%(8人)、「不満」が3.3%(1人)となっています。

○現在利用しているサービスについての困りごとについて、「利用できる時間や日数、回数が少ない」の回答が多い。

(未就学児：問27②、就学児以上18歳以下の方：問27②)

現在利用しているサービスについての困りごとについて、未就学児では「居宅介護(ホームヘルプ)」(2人)で「利用できる時間や日数、回数が少ない」と「利用者負担が大きい」が各1人、「短期入所(ショートステイ)」(3人)では、4項目に各1人(複数回答あり)が回答しています。

就学児以上18歳以下の方では、「居宅介護(ホームヘルプ)」「短期入所(ショートステイ)」「移動支援事業」「日中一時支援事業」の4サービスで「利用できる時間や日数、回数が少ない」が最も高い割合となっています。

なお、「利用者負担が大きい」の回答について、「居宅介護」で40.0%、「日常生活用具給付等事業」や「日中一時支援」で16.7%となっています。

○障害福祉サービスを利用しない理由について、各サービスとも「必要がない」の割合が最も高い。

(未就学児：問28、就学児以上18歳以下の方：問28)

障害福祉サービスを利用しない理由について、各サービスとも「必要がない」の割合が最も高くなっています。

その他の回答をみると、各サービスとも「サービスを知らなかった」「利用方法がわからない」の割合が比較的高く、未就学児が利用できる3サービスでは16.1%~21.0%の範囲内で回答がみられます。また、就学児以上18歳以下の方では「短期入所(ショートステイ)」「移動支援事業」において「利用方法がわからない」がそれぞれ16.1%、18.2%となっており、相談支援のなかで対象者にサービスの内容・利用方法についての情報提供の工夫が必要です。

⑨障害に対する理解について(未就学児、就学児以上18歳以下の方)

○障害や病気への差別・偏見について、障害の種類に係わらず、「ときどき感じる」の割合が高い。

(未就学児：問29、就学児以上18歳以下の方：問29)

障害や病気への差別・偏見の感じ方について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

障害児全体では「ときどき感じる」が55.2%と半数以上となり、「あまり感じない」が16.6%、「常を感じる」が16.1%となっています。

これを障害の種類別でみると、障害の種類に係わらず「ときどき感じる」の割合が高く、特に「身体障害(肢体不自由)」では61.8%となり、「常を感じる」(21.8%)と合わせると83.6%(55人中46人)が差別や偏見を感じているとみられます。

また、「常を感じる」と「ときどき感じる」を合わせて「差別・偏見を感じる」とすると、ほとんどの障害が7割を超えています。中でも「身体障害(視覚障害)」で92.9%、「身体障害(肢体不自由)」で83.6%、「高次脳機能障害」で80.0%(5人中4人)が8割以上とな

っています。「発達障害」では69.6%、「その他」では48.1%となっており、身体障害や知的障害などと比べて、低い割合となっています。

上段：回答者数、下段：割合

		普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じる時						差別・偏見を感じる	
		常に感じる	ときどき感じる	あまり感じない	まったく感じない	わからない	無回答		
全体	435	70 16.1	240 55.2	72 16.6	18 4.1	23 5.3	12 2.8	310 71.3	
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	5 35.7	8 57.1	1 7.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	13 92.9
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	9 25.7	18 51.4	1 2.9	2 5.7	2 5.7	3 8.6	27 77.1
	身体障害(音声・言語・そしゃく障害)	37	9 24.3	20 54.1	3 8.1	1 2.7	2 5.4	2 5.4	29 78.4
	身体障害(肢体不自由)	55	12 21.8	34 61.8	8 14.5	0 0.0	0 0.0	1 1.8	46 83.6
	身体障害(内部障害)	30	6 20.0	17 56.7	2 6.7	3 10.0	2 6.7	0 0.0	23 76.7
	知的障害	175	38 21.7	100 57.1	26 14.9	3 1.7	4 2.3	4 2.3	138 78.9
	重症心身障害	13	3 23.1	7 53.8	2 15.4	0 0.0	0 0.0	1 7.7	10 76.9
	高次脳機能障害	5	2 40.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 80.0
	発達障害	260	40 15.4	141 54.2	47 18.1	7 2.7	17 6.5	8 3.1	181 69.6
	その他	27	1 3.7	12 44.4	9 33.3	3 11.1	2 7.4	0 0.0	13 48.1

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

○品川区の暮らしやすさについて、視覚障害、重症心身障害を除く各障害で「どちらかというとも暮らしやすい」の割合が高い。また、差別・偏見を感じるほど暮らしにくさを感じる傾向が強い。

(未就学児：問31、就学児以上18歳以下の方：問31)

品川区の暮らしやすさについて、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表(2種)のとおりです。

障害児全体では、「どちらかというとも暮らしやすい」が48.7%と最も割合が高く、次いで「わからない」が14.9%、「どちらかというとも暮らしにくい」が13.6%となっています。なお、「とても暮らしやすい」と「どちらかというとも暮らしやすい」を合わせて「暮らしやすさを感じる」とすると、61.6%が「暮らしやすさを感じる」に該当します。

これを障害の種類別で見ると、視覚障害、重症心身障害を除く各障害で「どちらかというとも暮らしやすい」の割合が最も高く、「暮らしやすさを感じる」でも、比較的高い割合となっています。また、視覚障害、重症心身障害では暮らしにくさを感じる傾向が強いとみられます。

上段：回答者数、下段：割合

		品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちか						暮らしやすさを感じる		暮らしにくさを感じる	
		とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	わからない	無回答				
全体		435	56 12.9	212 48.7	59 13.6	34 7.8	65 14.9	9 2.1	268 61.6	93 21.4	
障害の種類 (複数回答)	身体障害(視覚障害)	14	1 7.1	2 14.3	4 28.6	3 21.4	4 28.6	0 0.0	3 21.4	7 50.0	
	身体障害(聴覚障害・平衡機能障害)	35	3 8.6	17 48.6	3 8.6	5 14.3	7 20.0	0 0.0	20 57.1	8 22.9	
	身体障害(音声・言語・そしゃく障害)	37	2 5.4	12 32.4	4 10.8	6 16.2	10 27.0	3 8.1	14 37.8	10 27.0	
	身体障害(肢体不自由)	55	6 10.9	18 32.7	9 16.4	9 16.4	12 21.8	1 1.8	24 43.6	18 32.7	
	身体障害(内部障害)	30	5 16.7	13 43.3	0 0.0	2 6.7	10 33.3	0 0.0	18 60.0	2 6.7	
	知的障害	175	15 8.6	77 44.0	30 17.1	23 13.1	27 15.4	3 1.7	92 52.6	53 30.3	
	重症心身障害	13	1 7.7	3 23.1	2 15.4	2 15.4	4 30.8	1 7.7	4 30.8	4 30.8	
	高次脳機能障害	5	0 0.0	3 60.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	3 60.0	1 20.0	
	発達障害	260	35 13.5	132 50.8	37 14.2	17 6.5	32 12.3	7 2.7	167 64.2	54 20.8	
	その他	27	1 3.7	17 63.0	5 18.5	1 3.7	3 11.1	0 0.0	18 66.7	6 22.2	

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

品川区の暮らしやすさを差別・偏見の感じ方別でみると、各分類とも「どちらかという暮らしやすい」の割合が最も高くなっています。

このうち、差別・偏見を「常を感じる」では、「とても暮らしやすい」の7.1%に対して、「暮らしにくい」は21.4%と3倍の割合となっています。また、「暮らしにくさを感じる」でも、「常を感じる」回答者では40.0%が該当しますが、差別・偏見の感じ方が弱くなるほど、「暮らしにくさを感じる」の割合も低くなっています。

上段：回答者数、下段：割合

		品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちか						暮らしやすさを感じる		暮らしにくさを感じる	
		とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	わからない	無回答				
全体		435	56 12.9	212 48.7	59 13.6	34 7.8	65 14.9	9 2.1	268 61.6	93 21.4	
差別・偏見の感じ方	常を感じる	70	5 7.1	26 37.1	13 18.6	15 21.4	11 15.7	0 0.0	31 44.3	28 40.0	
	ときどき感じる	240	23 9.6	126 52.5	34 14.2	15 6.3	40 16.7	2 0.8	149 62.1	49 20.4	
	あまり感じない	72	17 23.6	39 54.2	9 12.5	2 2.8	5 6.9	0 0.0	56 77.8	11 15.3	
	まったく感じない	18	5 27.8	8 44.4	0 0.0	1 5.6	4 22.2	0 0.0	13 72.2	1 5.6	
	わからない	23	6 26.1	10 43.5	1 4.3	1 4.3	5 21.7	0 0.0	16 69.6	2 8.7	

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

⑩生活の状況・区の施策について（未就学児、就学児以上18歳以下の方）

○障害児支援の重要施策について、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」が45.7%。暮らしにくさを感じる回答者では、回答が分散する傾向がみられる。

（未就学児：問32、就学児以上18歳以下の方：問32）

障害児支援の重要施策について、未就学児、就学児以上18歳以下の方を合算すると、下表のとおりです。

障害児全体では、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」が45.7%と最も割合が高く、次いで「一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実」が31.3%、「障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発」が25.7%となっています。

これを品川区の暮らしやすさ別でみると、「とても暮らしやすい」「どちらかという暮らしやすい」「どちらかという暮らしにくい」の3区分では「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」の割合が最も高くなっています。また、「暮らしにくい」回答者では「障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発」が32.4%（34人中11人）と最も高い割合となっていますが、「子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実」と「一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実」がともに29.4%（34人中10人）となっており、回答が分散しています。

上段：回答者数、下段：割合

		障害のある方が地域で安心して暮らしていくため重要な施策（複数回答）												
		気軽に相談できる、相談支援体制の充実	地域で自立した生活をおくるための、地域生活支援体制の充実	子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実	緊急時や災害時の安全を確保するための、安心・安全な生活基盤の確保	育成	障害のある方の生活をサポートする、人材	一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実	一人ひとりの状況に応じて働ける、就労支援体制の充実	一人ひとりの権利や尊厳を守る、権利擁護体制の構築	障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発	その他	特になし	無回答
全体	435	84 19.3	102 23.4	199 45.7	35 8.0	49 11.3	136 31.3	100 23.0	18 4.1	112 25.7	17 3.9	1 0.2	13 3.0	
品川区の暮らしやすさ	とても暮らしやすい	56 25.0	14 30.4	17 55.4	6 10.7	2 3.6	8 14.3	10 17.9	0 0.0	17 30.4	1 1.8	0 0.0	2 3.6	
	どちらかという暮らしやすい	212 21.2	45 22.6	48 45.8	11 5.2	28 13.2	60 28.3	62 29.2	12 5.7	62 29.2	9 4.2	1 0.5	3 1.4	
	どちらかという暮らしにくい	59 18.6	11 23.7	14 52.5	6 10.2	8 13.6	22 37.3	8 13.6	2 3.4	10 16.9	4 6.8	0 0.0	1 1.7	
	暮らしにくい	34 11.8	4 23.5	8 29.4	10 29.4	3 8.8	4 11.8	10 29.4	9 26.5	2 5.9	11 32.4	1 2.9	0 0.0	4 11.8
	わからない	65 12.3	8 21.5	14 41.5	7 10.8	7 10.8	7 49.2	32 15.4	10 15.4	2 3.1	12 18.5	2 3.1	0 0.0	1 1.5

※各区分において、最も回答が多かった項目を着色。

○障害児の支援施策（自由意見）について、就学児以上18歳未満の方では「サービス・質の向上について」、未就学児では「行政施策・体制について」の回答が多くみられる。

（未就学児：問33、就学児以上18歳以下の方：問33）

障害児の支援施策（自由記述）について記述内容を分類すると、未就学児では「行政施策・体制について」の内容が最も多く、次いで「サービス・質の向上について」の内容が多くみられます。また、就学児以上18歳未満では「サービス・質の向上について」の内容が最も多く、次いで「行政施策・体制について」の内容が多くみられます。

このうち、「サービス・質の向上について」では、福祉事業所や支援学級の不足、サービスの支給時間・日数に関する意見が多くみられます。また、「スタッフの専門性の向上」や「親切な対応」など、事業所の取組みに対する意見もみられます。

「行政施策・体制について」では、区の職員の対応や、国・都を含めた障害者施策への要望がみられます。また、「担当職員が少ない」「身近な特別支援学校から遠方（東京テレポート駅の方）へ区域が変更されるらしい」といった意見もみられます。

このほか、サービスと行政施策の両方にまたがる意見も多く、「放課後等デイサービスの支給量「基本10日」の方針を廃止してください。」（就学児以上18歳以下の方、愛の手帳所持者）など、区の施策に対しての具体的な意見もみられます。

さらに、少数ですが、他自治体と比較して、サービス支給量の少なさを訴える意見や、保護者が働き続けられる環境整備に関する意見もみられます。

(3) 調査票

■ 未就学児への調査

支援の必要なお子さんへのアンケート調査 (未就学児)

～アンケート調査へのご協力をお願い～

日頃から、品川区の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
区では、児童福祉法の改正に伴い、今年度に「品川区障害児福祉計画」を策定します。
そのため、区内で生活をしている世帯のうち、行政からの支援を受けている、もしくは
障害者手帳を所持している就学前のお子さん（未就学児）のいる世帯を対象に、生活の
様子やサービスの利用状況、支援への意向を把握するためのアンケート調査を実施しま
す。

調査は無記名で行いますので、個人が特定されたり、個人の回答内容が明らかになる
ことはありません。また、お答えいただいた内容は統計的に処理したうえで、計画策定
の基礎資料としてのみ活用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

平成 29 年 8 月

品川区 福祉部 障害者福祉課

ご記入にあたっての注意事項

- ① 回答は、ご家族や介助者の方が、封筒のあて名のお子さんについてお答え
ください。
- ② 回答は、○印を記入していただく設問、数字を記入していただく設問、内容を記
入していただく設問があります。それぞれの指示に従って記入してください。
- ③ ○印を記入していただく設問について、あてはまる選択肢の番号に直接○印を記
入してください。なお、「1つに○」「あてはまるものすべてに○」等、指示にし
たがって記入してください。
- ④ 「その他」に○印を記入したときは、その内容を（ ）内にご記入ください。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに

平成 29 年 8 月 28 日（月）までに、ポストに投函してください。

問合せ先

品川区 福祉部 障害者福祉課 福祉改革担当

電話：03-5742-6762 FAX：03-3775-2000

お子さん・世帯の状況について

問1 お子さんの性別をお答えください。(1つに○)

1 男性	2 女性
------	------

問2 平成29年4月2日現在のお子さんの年齢をお答えください。(数字を記入)

	歳
--	---

問3 お子さんがお持ちの障害者手帳の種類と等級をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類	等級			
1 身体障害者手帳	1 1級	3 3級	5 5級	
	2 2級	4 4級	6 6級	
2 愛の手帳	1 1度	2 2度	3 3度	4 4度
3 精神障害者保健福祉手帳	1 1級	2 2級	3 3級	
4 特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証				
5 いずれも持っていない				

問4 現在お住まいの地区をお答えください。(1つに○)

1 品川地区	3 大井地区	5 八潮地区
2 大崎地区	4 荏原地区	

問5 現在同居している家族をすべてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 父親	3 兄弟姉妹	5 その他親族
2 母親	4 祖父母	6 その他()

問6 お子さんは、日頃どこに通っていますか。(1つに○)

1 保育園	4 保育園や幼稚園と療育施設の併用
2 幼稚園	5 どこにも通っていない(自宅にいる)
3 障害児の療育施設	6 その他()

お子さんの障害・疾病の状況について

問7 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）に最初に気付いたのはいつ頃ですか。
（1つに○）

1 出生時	3 1歳	5 3歳	7 5歳
2 0歳	4 2歳	6 4歳	8 6歳

問8 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）について、最初に気付いたのはどのようなときでしたか。（1つに○）

1 出生時	4 3歳児健診	7 保育園、幼稚園の教職員
2 家族や周りの人	5 育児相談等	8 その他（ ）
3 1歳6か月児健診	6 医療機関で診察したとき	9 覚えていない

問9 お子さんには、どのような障害がありますか。（あてはまるものすべてに○）

1 身体障害（視覚障害）	} 問11へ
2 身体障害（聴覚障害・平衡機能障害）	
3 身体障害（音声・言語・そしゃく障害）	
4 身体障害（肢体不自由）	
5 身体障害（内部障害）	
6 知的障害	
7 重症心身障害	
8 高次脳機能障害	
9 発達障害	→ 問10へ
10 その他（ ）	→ 問11へ

問10 問9で「9」と回答した方におたずねします。おさんは次のような診断を受けていますか。
（あてはまるものすべてに○）

1 広汎性発達障害	6 学習障害（LD）
2 自閉症・自閉症スペクトラム	7 非定型自閉症
3 高機能自閉症・高機能広汎性発達障害	8 その他（ ）
4 アスペルガー症候群	9 診断は受けていない
5 注意欠陥多動性障害（ADHD）	

困りごとの相談、介助者への支援について

問 11 お子さんを主に介助している方（主な介助者）はどなたですか。（1つに○）

1 父親	} 問 12 へ	6 その他	} 問 13 へ
2 母親		()	
3 兄弟姉妹		7 介助は受けていない・不要	
4 同居している祖父母			
5 その他親族			

問 12 問 11 で「1」から「5」のいずれかに回答した方におたずねします。主な介助者をサポートしてくれる親族・知人の方はいますか。（主なもの2つまでに○）

1 父親	4 同居している祖父母	7 その他 ()
2 母親	5 その他親族	8 サポートしてくれる人はいない
3 兄弟姉妹	6 近所の人	

問 13 子育てについて、困っていることはありますか。（主なもの2つまでに○）

1 お子さんから目が離せない	6 買い物等の外出ができない
2 兄弟姉妹の面倒がみられない	7 近所や親族の協力・理解が得られない
3 気持ちが休まらない	8 自由な時間が取れない
4 身体の疲労がぬけない	9 その他 ()
5 出費が多い	10 特に困っていることはない

問 14 家族や知人以外で、日常生活の中で困ったときの相談先はどこですか。
（主なもの2つまでに○）

1 医療機関	} 問 15 へ	8 相談支援事業所	} 問 15 へ
2 区の障害者福祉課		9 利用しているサービス事業者	
3 保健センター		10 障害者の会や家族の会	
4 障害者福祉課以外の区の窓口		11 民生委員・児童委員	
5 品川児童学園 「子ども発達相談室」		12 その他	
6 幼稚園・保育園		()	
7 利用している療育施設		13 相談する相手はいない	

問 15 問 14 で「1」から「12」と回答した方におたずねします。

① 主な相談内容は何ですか。具体的にお書きください。

② その相談先は、相談しやすいですか。（1つに○）

1 気軽に相談できる 2 時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる 3 相談しにくい	}	問 16 へ
	→	③へ

③ ②で「3」と回答した方におたずねします。「相談しにくい」と感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

問 16 区や事業者などの相談窓口に期待することはありませんか。（主なもの2つまでに○）

1 日常生活・介助についてのアドバイス	4 お子さんに適したサービス情報の提供
2 新しい施策やサービスなどの情報提供	5 その他（ ）
3 障害・病気に適した専門的なアドバイス	6 特にない

問 17 子育てのために、必要な支援は何ですか。（主なもの2つまでに○）

1 早期の療育	6 家事の支援
2 働き続けられる保育環境	7 経済的な支援
3 お子さんの一時的預かり	8 兄弟姉妹の相手・面倒
4 同じ状況の保護者同士の交流	9 その他（ ）
5 専門的な相談支援体制	10 特に必要ない

医療的ケアの必要なお子さんについて

問 18 お子さんは日常生活において、以下の医療的ケアを必要としていますか。

(あてはまるものすべてに○)

1 たん吸引	} 問 19 へ	6 気管切開	} 問 19 へ
2 経管栄養		7 人工呼吸器	
3 胃瘻・腸瘻		8 その他	
4 酸素吸入		()	
5 導尿		9 必要な医療的ケアはない	

問 19 問 18 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。

① 主に医療的ケアを行っているのはどなたですか。(1つに○)

1 父親	5 その他親族
2 母親	6 医師・看護師
3 兄弟姉妹	7 その他 ()
4 同居している祖父母	

② 主な介助者の方は、現在働いていますか。(1つに○)

1 フルタイムで働いている	} ⑥ へ	4 産休または育休中	} ③ へ
2 パートタイムで働いている		5 働いていない	
3 自営業で働いている			

③ ②で「4」または「5」と回答した方におたずねします。主な介助者の方は、今後、働きたいと思いませんか。(1つに○)

1 働きたい	} ④ へ	3 働きたいとは思わない	} ⑥ へ
2 条件が合えば、働きたい		4 わからない	

④ ③で「1」または「2」と回答した方におたずねします。働くにあたり、どのようなサービスを利用したいと思いませんか。(1つに○)

1 保育園	} ⑤ へ	4 その他の療育施設	} ⑥ へ
2 幼稚園		5 利用希望はない	
3 認定こども園			

⑤ ④で「1」から「3」のいずれかに回答した方におたずねします。いつ頃からの利用を希望しますか。(1つに○)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 来年度から | 2 2年後から | 3 3年後から | 4 時期は未定 |
|---------|---------|---------|---------|

⑥ 医療的ケアの必要なお子さんの日常生活について、困っていること、今後の希望等がありましたら、ご自由にお書きください。

お子さんの生活について

問 20 幼稚園や保育園、療育施設等を利用している方におたずねします。

① 幼稚園や保育園、療育施設等の生活で、困っていることや心配していることはありますか。(主なもの2つまでに○)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 療育施設への送迎 | 7 周囲の子どもとの関係 |
| 2 療育施設での本人の成長 | 8 周囲の保護者との関係 |
| 3 通わせる施設の選択肢が少ない | 9 困ったときの相談窓口がわからない |
| 4 費用等の経済的な負担 | 10 その他 () |
| 5 保育や教育・療育に関する情報が少ない | 11 特に困っていることや心配はない |
| 6 療育・リハビリテーションの機会が少ない | |

② 幼稚園や保育園、療育施設等にいる以外の時間は、どのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 家族と過ごしている | 4 習い事や塾へ行っている |
| 2 友人、知人と過ごしている | 5 その他 () |
| 3 一人で過ごしている | 6 特に何もしていない |

③ 幼稚園や保育園、療育施設等にいる以外の時間について、現在の過ごし方以外にどのような過ごし方を希望しますか。ご自由にお書きください。

問 21 小学校入学時は、どの教育機関を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 小学校の通常学級 | 4 特別支援学校の小学部 |
| 2 小学校の通常学級（特別支援教室・通級指導学級） | 5 わからない |
| 3 小学校の特別支援学級 | |

問 22 お子さんの今後の生活や進学等について、心配していることがありましたら、ご自由にお書きください。



児童福祉法による障害児通所支援について

※ 問 23～問 25 は、下表の児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 児童発達支援	日常生活における基本動作の指導、知識技能への指導、集団生活への適応訓練等を行います。
イ 医療型児童発達支援	「児童発達支援」の中で、理学療法士等の機能訓練または医療的管理下での支援を行います。
ウ 保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、集団生活に適応できるよう、専門的な支援等を行います。

問 23 ア～ウのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。

利用している方は、利用日数も記入してください。

(それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ〇)

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望			
	利用している 1 (_____ 日/月)	利用していない 2	利用したい (今後も) 1	利用したいが、 利用できない 2	利用希望はない 3	わからない 4
ア 児童発達支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
イ 医療型児童 発達支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
ウ 保育所等訪問支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4

↓
問 24 へ

↓
問 26 へ

↓
問 25 へ

問 24 問 23 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 （現在利用しているサービスごとに、1つに○）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 児童発達支援	1	2	3	4
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4

- ② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 （現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	利用できる時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他（具体的に）	特にない
ア 児童発達支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

↓
③へ

③ ②でア～ウのいずれかで「1」（利用できる時間や日数、回数が少ない）と回答した方におたずねします。現在利用しているサービスについて、そう感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

--

④ ①でア～ウのいずれかで「3」または「4」（不満）と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。（現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	要望・苦情への対応が遅い	その他（具体的に）
ア 児童発達支援	1	2	3	4	5 ()
イ 医療型児童発達支援	1	2	3	4	5 ()
ウ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5 ()

問 25 問 23 でア～ウの「今後の利用希望」のいずれかで「2」（利用したいが、利用できない）と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。（主なもの2つまでに○）

1 近くに施設がない	4 利用方法がわからない
2 定員に空きがない	5 その他 ()
3 利用者負担が大きい	

障害福祉サービスの利用状況・利用希望について

※ 問 26～問 28 は、下表の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや関連する事業について、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で身体介護や家事援助等を行います。
イ 行動援護	行動障害のある方に、移動介護や危険回避の援護等を行います。
ウ 短期入所（ショートステイ）	介助者が介助できないとき、短期間、施設で生活できます。

問 26 ア～ウのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
（それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ○）

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望		
	利用している	利用していない	利用したい （今後も）	利用希望はない	わからない
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	1	2	3
イ 行動援護	1	2	1	2	3
ウ 短期入所（ショートステイ）	1	2	1	2	3

↓ ↓
問 27 へ 問 28 へ

問 27 問 26 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
（現在利用しているサービスごとに、1つに○）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	3	4
イ 行動援護	1	2	3	4
ウ 短期入所（ショートステイ）	1	2	3	4

② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。

(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にない
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

③ ①でア～ウのいずれかで「3」または「4」(不満)と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	遅い 要望・苦情への対応が	その他(具体的に)
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5 ()
イ 行動援護	1	2	3	4	5 ()
ウ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5 ()

問 28 問 26 でア～ウの「現在の利用状況」のいずれかで「2」（利用していない）と回答した方におたずねします。現在利用していないサービスについて、その理由は何ですか。（現在利用していないサービスごとに、主なものを2つまでに○）

サービスの種類	サービス事業者が不足している	利用者負担が大きい	施設・設備の水準が低い	サービスを知らなかった	利用方法がわからない	手続きが面倒	その他（具体的に）	必要がない
ア 居宅介護 （ホームヘルプ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 短期入所 （ショートステイ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8



障害に対する理解について

問 29 普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じる時がありますか。

(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 常に感じる | 4 まったく感じない |
| 2 ときどき感じる | 5 わからない |
| 3 あまり感じない | |

問 30 周囲の人たちに対して、障害への理解を進めていくためにどのようなことを重視すべきだと思いますか。(主なもの2つまでに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと |
| 4 学校や生涯学習の場において、障害に関する講習や情報提供 |
| 5 障害についての講演会や疑似体験会の開催 |
| 6 障害者の一般就労の促進 |
| 7 その他 () |
| 8 特になし |

問 31 品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 とても暮らしやすい | 4 暮らしにくい |
| 2 どちらかという暮らしやすい | 5 わからない |
| 3 どちらかという暮らしにくい | |

生活の状況・区の施策について

問 32 障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。
(主なものを2つまでに○)

- 1 気軽に相談できる、相談支援体制の充実
- 2 地域で自立した生活をおくるための、地域生活支援体制の充実
- 3 子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実
- 4 緊急時や災害時の安全を確保するための、安心・安全な生活基盤の確保
- 5 障害のある方の生活をサポートする、人材育成
- 6 一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実
- 7 一人ひとりの状況に応じて働ける、就労支援体制の充実
- 8 一人ひとりの権利や尊厳を守る、権利擁護体制の構築
- 9 障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発
- 10 その他 ()
- 11 特になし

問 33 障害のある方への支援施策について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

お答えいただき、ありがとうございました。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に封入して、切手を貼らずに、

平成 29 年 8 月 28 日 (月) までにポストに投函してください。

■ 就学児以上 18 歳以下の方への調査

支援の必要なお子さんへのアンケート調査 (就学児以上 18 歳以下の方)

～アンケート調査へのご協力をお願い～

日頃から、品川区の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
区では、児童福祉法の改正に伴い、今年度に「品川区障害児福祉計画」を策定します。そのため、区内で生活をしている世帯のうち、行政からの支援を受けている、もしくは障害者手帳を所持している就学児以上 18 歳以下のお子さんのいる世帯を対象に、生活の様子やサービスの利用状況、支援への意向を把握するためのアンケート調査を実施します。

調査は無記名で行いますので、個人が特定されたり、個人の回答内容が明らかになることはありません。また、お答えいただいた内容は統計的に処理したうえで、計画策定の基礎資料としてのみ活用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますよう、お願いいたします。

平成 29 年 8 月

品川区 福祉部 障害者福祉課

ご記入にあたっての注意事項

- ① 回答は、ご家族や介助者の方が、封筒のあて名のお子さんのことについてお答えください。
- ② 回答は、○印を記入していただく設問、数字を記入していただく設問、内容を記入していただく設問があります。それぞれの指示に従って記入してください。
- ③ ○印を記入していただく設問について、あてはまる選択肢の番号に直接○印を記入してください。なお、「1つに○」「あてはまるものすべてに○」等、指示にしたがって記入してください。
- ④ 「その他」に○印を記入したときは、その内容を（ ）内にご記入ください。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
平成 29 年 8 月 28 日(月)までに、ポストに投函してください。

問合せ先

品川区 福祉部 障害者福祉課 福祉改革担当

お子さん・世帯の状況について

問1 お子さんの性別をお答えください。(1つに○)

1 男性	2 女性
------	------

問2 平成29年4月2日現在のお子さんの年齢をお答えください。(数字を記入)

	歳
--	---

問3 お子さんがお持ちの障害者手帳の種類と等級をお答えください。
(あてはまるものすべてに○)

手帳の種類	等級			
1 身体障害者手帳	1 1級	3 3級	5 5級	
	2 2級	4 4級	6 6級	
2 愛の手帳	1 1度	2 2度	3 3度	4 4度
3 精神障害者保健福祉手帳	1 1級	2 2級	3 3級	
4 特定医療費(指定難病)受給者証、マル都医療券、小児慢性特定疾病医療受給者証				
5 いずれも持っていない				

問4 現在お住まいの地区をお答えください。(1つに○)

1 品川地区	3 大井地区	5 八潮地区
2 大崎地区	4 荏原地区	

問5 現在同居している家族をすべてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

1 父親	3 兄弟姉妹	5 その他親族
2 母親	4 祖父母	6 その他()

お子さんの障害・疾病の状況について

問6 お子さんの障害(もしくは、発達・発育で気になる点)に最初に気付いたのはいつ頃ですか。
(1つに○)

1 出生時	4 2歳	7 5歳	9 9~11歳
2 0歳	5 3歳	8 6~8歳	10 12歳以上
3 1歳	6 4歳		

問7 お子さんの障害（もしくは、発達・発育で気になる点）について、最初に気付いたのはどのようなときでしたか。（1つに○）

- | | |
|------------|---------------|
| 1 出生時 | 6 医療機関で診察したとき |
| 2 家族や周りの人 | 7 保育園、幼稚園の教職員 |
| 3 1歳6か月児健診 | 8 その他（ ） |
| 4 3歳児健診 | 9 覚えていない |
| 5 育児相談等 | |

問8 お子さんには、どのような障害がありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|----------------------|---|--------|
| 1 身体障害（視覚障害） | } | 問10へ |
| 2 身体障害（聴覚障害・平衡機能障害） | | |
| 3 身体障害（音声・言語・そしゃく障害） | | |
| 4 身体障害（肢体不自由） | | |
| 5 身体障害（内部障害） | | |
| 6 知的障害 | | |
| 7 重症心身障害 | | |
| 8 高次脳機能障害 | | |
| 9 発達障害 | | → 問9へ |
| 10 その他（ ） | | → 問10へ |

問9 問8で「9」と回答した方におたずねします。お子さんは次のような診断を受けていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1 広汎性発達障害 | 6 学習障害（LD） |
| 2 自閉症・自閉症スペクトラム | 7 非定型自閉症 |
| 3 高機能自閉症・高機能広汎性発達障害 | 8 その他（ ） |
| 4 アスペルガー症候群 | 9 診断は受けていない |
| 5 注意欠陥多動性障害（ADHD） | |

困りごとの相談、介助者への支援について

問 10 お子さんを主に介助している方（主な介助者）はどなたですか。（1つに○）

1 父親	} 問 11 へ	6 その他	} 問 12 へ
2 母親		()	
3 兄弟姉妹		7 介助は受けていない・不要	
4 同居している祖父母			
5 その他親族			

問 11 問 10 で「1」から「5」のいずれかに回答した方におたずねします。主な介助者をサポートしてくれる親族・知人の方はいますか。（主なもの2つまでに○）

1 父親	5 その他親族
2 母親	6 近所の人
3 兄弟姉妹	7 その他 ()
4 同居している祖父母	8 サポートしてくれる人はいない

問 12 子育てについて、困っていることはありますか。（主なもの2つまでに○）

1 お子さんから目が離せない	6 買い物等の外出ができない
2 兄弟姉妹の面倒がみられない	7 近所や親族の協力・理解が得られない
3 気持ちが休まらない	8 自由な時間が取れない
4 身体の疲労がぬけない	9 その他 ()
5 出費が多い	10 特に困っていることはない

問 13 家族や知人以外で、日常生活の中で困ったときの相談先はどこですか。（主なもの2つまでに○）

1 医療機関	} 問 14 へ	8 相談支援事業所	} 問 14 へ
2 区の障害者福祉課		9 利用しているサービス事業者	
3 保健センター		10 障害者の会や家族の会	
4 障害者福祉課以外の区の窓口		11 民生委員・児童委員	
5 品川児童学園 「子ども発達相談室」		12 その他 ()	
6 幼稚園・保育園		13 相談する相手はいない	
7 利用している療育施設			

問 14 問 13 で「1」から「12」と回答した方におたずねします。
① 主な相談内容は何ですか。具体的にお書きください。

--

② その相談先は、相談しやすいですか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 気軽に相談できる | } 問 15 へ
→ ③ へ |
| 2 時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる | |
| 3 相談しにくい | |

③ ②で「3」と回答した方におたずねします。「相談しにくい」と感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

--

問 15 区や事業者などの相談窓口に期待することはありますか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| 1 日常生活・介助についてのアドバイス | 4 お子さんに適したサービス情報の提供 |
| 2 新しい施策やサービスなどの情報提供 | 5 その他（ ） |
| 3 障害・病気に適した専門的なアドバイス | 6 特にない |

問 16 主な介助者のために、必要な支援は何ですか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 早期の療育 | 6 家事の支援 |
| 2 働き続けられる保育環境 | 7 経済的な支援 |
| 3 お子さんの一時的預かり | 8 兄弟姉妹の相手・面倒 |
| 4 同じ状況の保護者同士の交流 | 9 その他（ ） |
| 5 専門的な相談支援体制 | 10 特に必要ない |

医療的ケアの必要なお子さんについて

問 17 お子さんは日常生活において、以下の医療的ケアを必要としていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1 たん吸引	} 問 18 へ	6 気管切開	} 問 18 へ
2 経管栄養		7 人工呼吸器	
3 胃瘻・腸瘻		8 その他	
4 酸素吸入		()	
5 導尿		9 必要な医療的ケアはない → 問 19 へ	

問 18 問 17 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。

① 主に医療的ケアを行っているのはどなたですか。(1つに○)

1 父親	4 同居している祖父母	6 医師・看護師
2 母親	5 その他親族	7 その他 ()
3 兄弟姉妹		

② 医療的ケアの必要なお子さんの日常生活について、困っていること、今後の希望等がありましたら、ご自由にお書きください。

お子さんの進路・将来について

問 19 お子さんの通学状況をお答えください。(1つに○)

1 小学校の通常学級	} 問 20 へ	9 高等学校	} 問 21 へ
2 小学校の通常学級 (特別支援教室・通級指導学級)		10 特別支援学校の高等部	
3 小学校の特別支援学級		11 その他の学校	問 22 へ
4 特別支援学校の小学部		12 自宅で過ごしている	} 問 23 へ
5 中学校の通常学級		13 その他	
6 中学校の通常級 (通級指導学級)		()	
7 中学校の特別支援学級			
8 特別支援学校の中学部			

問 20 問 19 で「1」から「8」のいずれかに回答した方におたずねします。中学校（中学部）卒業後はどのような進路を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|------------------|------------|
| 1 高等学校（夜間を含む） | 5 どこにも通わない |
| 2 特別支援学校の高等部 | 6 その他（ ） |
| 3 通信制高校等 | 7 わからない |
| 4 生活訓練や就労支援の訓練施設 | |

問 21 問 19 で「9」または「10」と回答した方におたずねします。高等学校（高等部）卒業後はどのような進路を希望しますか。（1つに○）

- | | |
|------------------|--------------------------|
| 1 大学や短期大学へ通う | 6 就労継続支援事業所や就労移行支援事業所へ通う |
| 2 専門学校や専修学校へ通う | 7 生活介護の施設へ通う |
| 3 職業訓練学校へ通う | 8 地域活動支援センターへ通う |
| 4 企業等へ就職する（一般就労） | 9 その他（ ） |
| 5 自分で仕事する（自営業等） | 10 わからない |

問 22 問 19 で「1」から「11」のいずれかに回答した方におたずねします。

① お子さんの現在の生活で、困っていることや心配していることはありますか。（主なもの2つまでに○）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1 療育施設への送迎 | 7 周囲の子どもとの関係 |
| 2 療育施設での本人の成長 | 8 周囲の保護者との関係 |
| 3 通わせる施設の選択肢が少ない | 9 困ったときの相談窓口がわからない |
| 4 費用等の経済的な負担 | 10 その他（ ） |
| 5 教育・療育に関する情報が少ない | 11 特に困っていることや心配はない |
| 6 療育・リハビリテーションの機会が少ない | |

② 学校等にいる以外の時間（放課後や長期休業中など）は、どのように過ごしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 家族と過ごしている | 6 にじのひろばを利用している |
| 2 友人、知人と過ごしている | 7 習い事や塾へ行っている |
| 3 一人で過ごしている | 8 その他（ ） |
| 4 すまいるスクールを利用している | 9 特に何もしていない |
| 5 放課後等デイサービスを利用している | |

- ③ 学校等にいる以外の時間（放課後や長期休業中など）について、現在の過ごし方以外にどのような過ごし方を希望しますか。ご自由にお書きください。

--

児童福祉法による障害児通所支援について

※ 問 23～問 25 は、下表の児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて、利用状況・利用希望をおたずねします。

サービス名	サービスの内容
ア 放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上の訓練等を行うとともに、社会参加の機会を提供します。
イ 保育所等訪問支援	専門職が障害児のいる保育所等の施設を訪問し、集団生活に適應できるように、専門的な支援等を行います。

問 23 ア、イのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
 利用している方は、利用日数も記入してください。
 （それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ○）

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望			
	利用している	利用していない	利用したい (今後も)	利用できないが、 利用したい	利用希望はない	わからない
ア 放課後等 デイサービス	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4
イ 保育所等訪問支援	1 (_____ 日/月)	2	1	2	3	4

↓ 問 24 へ
 ↓ 問 26 へ
 ↓ 問 25 へ

問 24 問 23 でア、イの「現在の利用状況」のいずれかで「1」（利用している）と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 （現在利用しているサービスごとに、1つに○）

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 放課後等デイサービス	1	2	3	4
イ 保育所等訪問支援	1	2	3	4

- ② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 (現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や日数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にない
ア 放課後等 デイサービス	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 保育所等 訪問支援	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

↓
③へ

- ③ ②でア、イのいずれかで「1」(利用できる時間や日数、回数が少ない)と回答した方におたずねします。現在利用しているサービスについて、そう感じる理由は何ですか。具体的にお書きください。

- ④ ①でア、イのいずれかで「3」または「4」(不満)と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。(現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	要望・苦情への対応が遅い	その他(具体的に)
ア 放課後等 デイサービス	1	2	3	4	5 ()
イ 保育所等訪問支援	1	2	3	4	5 ()

問 25 問 23 でア、イの「今後の利用希望」のいずれかで「2」（利用したいが、利用できない）と回答した方におたずねします。その理由は何ですか。（主なもの2つまでに○）

1 近くに施設がない	3 利用者負担が大きい	5 その他（ ）
2 定員に空きがない	4 利用方法がわからない	

障害福祉サービスの利用状況・利用希望について

※ 問 26～問 28 は、下表の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや関連する事業について、利用状況・利用希望をおたずねします。

分類	サービス名	サービスの内容
訪問系サービス	ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で身体介護や家事援助等を行います。
	イ 同行援護	視覚障害のある方に、外出先で代筆、代読、移動等の支援を行います。
	ウ 行動援護	行動障害のある方に、移動介護や危険回避の援護等を行います。
	エ 短期入所 (ショートステイ)	介助者が介助できないとき、短期間、施設で生活できます。
地域生活支援事業	オ 移動支援事業	自立生活や社会参加のための外出時に、ヘルパーの支援を受けられます。
	カ 日中一時支援事業	特別支援学校に通学する知的障害児の放課後や夏休み等の長期休暇中の活動の場を確保します。
	キ 手話通訳者派遣事業	手話通訳者の派遣により、コミュニケーションを支援します。
	ク 要約筆記者派遣事業	要約筆記者の派遣により、コミュニケーションを支援します。
	ケ 日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な福祉用具の給付または貸与を行います。

問 26 ア～ケのサービスの「現在の利用状況」と「今後の利用希望」をお答えください。
 (それぞれの項目について、現在、今後に1つずつ○)

サービスの種類	現在の利用状況		今後の利用希望		
	利用している	利用していない	利用したい (今後も)	利用希望はない	わからない
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	1	2	3
イ 同行援護	1	2	1	2	3
ウ 行動援護	1	2	1	2	3
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	1	2	3
オ 移動支援事業	1	2	1	2	3
カ 日中一時支援事業	1	2	1	2	3
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	1	2	3
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	1	2	3
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	1	2	3

↓ ↓
 問 27 へ 問 28 へ

問 27 問 26 でア～ケの「現在の利用状況」のいずれかで「1」(利用している)と回答した方におたずねします。

- ① 現在利用しているサービスについて、どのように感じますか。
 (現在利用しているサービスごとに、1つに○)

サービスの種類	満足	やや満足	やや不満	不満
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4
イ 同行援護	1	2	3	4
ウ 行動援護	1	2	3	4
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4
オ 移動支援事業	1	2	3	4
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4

② 現在利用しているサービスについて、困っていることがありますか。
 (現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○)

サービスの種類	利用できる時間や回数、回数が少ない	区役所での手続きが大変	サービスに関する情報が少ない	事業者との利用日等の調整が大変	サービスの質が良くない	利用者負担が大きい	その他(具体的に)	特にな
ア 居宅介護 (ホームヘルプ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 同行援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
エ 短期入所 (ショートステイ)	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

③ ①でア～ケのいずれかで「3」または「4」（不満）と回答した方におたずねします。不満な理由は何ですか。（現在利用しているサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	職員の専門性が低い	個々の状況に合わせた柔軟な対応ができない	緊急時の対応が遅い	遅い 要望・苦情への対応が	その他（具体的に）
ア 居宅介護（ホームヘルプ）	1	2	3	4	5 ()
イ 同行援護	1	2	3	4	5 ()
ウ 行動援護	1	2	3	4	5 ()
エ 短期入所（ショートステイ）	1	2	3	4	5 ()
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5 ()
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5 ()
キ 手話通訳者派遣事業	1	2	3	4	5 ()
ク 要約筆記者派遣事業	1	2	3	4	5 ()
ケ 日常生活用具給付等事業	1	2	3	4	5 ()

問 28 問 26 でア～ケの「現在の利用状況」のいずれかで「2」（利用していない）と回答した方におたずねします。現在利用していないサービスについて、その理由は何ですか。（現在利用していないサービスごとに、主なもの2つまでに○）

サービスの種類	サービス事業者が不足している	利用者負担が大きい	施設・設備の水準が低い	サービスを知らなかった	利用方法がわからない	手続きが面倒	その他（具体的に）	必要がない
ア 居宅介護 （ホームヘルプ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
イ 同行援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ウ 行動援護	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
エ 短期入所 （ショートステイ）	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
オ 移動支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
カ 日中一時支援事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
キ 手話通訳者 派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ク 要約筆記者 派遣事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8
ケ 日常生活用具 給付等事業	1	2	3	4	5	6	7 ()	8

障害に対する理解について

問 29 普段の暮らしの中で、障害や病気への差別・偏見を感じる時がありますか。
(1つに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1 常を感じる | 4 まったく感じない |
| 2 ときどき感じる | 5 わからない |
| 3 あまり感じない | |

問 30 周囲の人たちに対して、障害への理解を進めていくためにどのようなことを重視すべきだと思いますか。(主なものを2つまでに○)

- | |
|-------------------------------|
| 1 障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行 |
| 2 障害者作品展やイベントの開催 |
| 3 地域や学校等で交流の機会を増やすこと |
| 4 学校や生涯学習の場において、障害に関する講習や情報提供 |
| 5 障害についての講演会や疑似体験会の開催 |
| 6 障害者の一般就労の促進 |
| 7 その他 () |
| 8 特になし |

問 31 品川区は、お子さんやご家族の方にとって暮らしやすいまちですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 とても暮らしやすい | 4 暮らしにくい |
| 2 どちらかという暮らしやすい | 5 わからない |
| 3 どちらかという暮らしにくい | |

生活の状況・区の施策について

問 32 障害のある方が地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。（主なもの2つまでに○）

- 1 気軽に相談できる、相談支援体制の充実
- 2 地域で自立した生活をおくるための、地域生活支援体制の充実
- 3 子どもの成長を支える療育・家族支援体制の充実
- 4 緊急時や災害時の安全を確保するための、安心・安全な生活基盤の確保
- 5 障害のある方の生活をサポートする、人材育成
- 6 一人ひとりの状況に合わせた支援を行える、サービス提供体制の充実
- 7 一人ひとりの状況に応じて働ける、就労支援体制の充実
- 8 一人ひとりの権利や尊厳を守る、権利擁護体制の構築
- 9 障害の有無に係わらずともに生活できる、理解と共感が深まる意識啓発
- 10 その他（ ）
- 11 特にない

問 33 障害のある方への支援施策について、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

お答えいただき、ありがとうございました。

記入した調査票は、三つ折りにして同封の返信用封筒に封入して、切手を貼らずに、

平成 29 年 8 月 28 日（月）までにポストに投函してください。

第 5 期 品 川 区 障 害 福 祉 計 画
第 1 期 品 川 区 障 害 児 福 祉 計 画

発行年月 平成30年 月
発 行 品川区
編 集 品川区福祉部障害者福祉課
〒140-8715 品川区広町 2-1-36
電話 03-3777-1111 (代表)

「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画（素案）」についての
区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方について

「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画」を策定するにあたり、素案を公表し、ご意見を募集しましたところ、以下のようなご意見をいただきました。その結果と寄せられたご意見に対する区の考え方について報告いたします。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

1. 集計結果等

(1)意見募集期間

平成29年12月11日(月)～平成30年1月10日(水)

(2)提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	1	8
電子メール	14	156
F A X	0	0
郵便	0	0
合 計	15	164

※同一人で複数意見をいただいている場合があるため、提出人数と意見数は一致しません。

(3)ご意見いただいた方の資格要件別提出人数

資格要件	提出人数
区内に住所を有する方	15
区内に事務所又は事業所を有する個人の方及び法人その他の団体	0
区内に存する事務所又は事業所に勤務する方	0
区内に存する学校に在学する方	0
区内に住所を有しないが、区に対して納税義務を有する方	0
その他パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方	0
合 計	15

※同一人で複数の資格要件を満たす方がおられるため、(2)の提出人数と(3)の提出人数は一致しません。

(4)項目ごとの意見数

対象項目		意見数
全 体		23
第 1 章 計画策定の概要		12
第 2 章 障害者の現状		5
第 3 章 障害者施策推進の取組みと課題		41
第 4 章 計画における成果目標		11
第 5 章 サービス見込量および確保のための方策	1 障害福祉サービス	14
	2 児童福祉法に基づく障害児サービス	23
	3 地域生活支援事業	22
第 6 章 資料編		15
その他		4
合 計		170

※同一意見が複数の項目に跨る場合があるため、(2)と(4)の意見数は一致しません。

2. 寄せられたご意見（要約）と区の考え方

No	ご意見（要約）	区の考え方
1	<p>【「第 1 章 5 (4) 計画の進行管理」P. 6 図表 1-4】</p> <p>「計画⇒実行」までは概ね問題は無いと思いますが、一番大切なアセスメント（評価）の部分に抽象的な表現が多く疑問。評価をする団体が障害者関連団体では主観的であり問題点の洗い出しができない。民間で言えば通常は客観的な判断による評価を行うのが常識。税金を投入する以上、関連団体には属さない第三者による客観的な評価にて福祉業務が健全かを判断するべきである。</p> <p>体制・制度は評価に値するが、その先（評価⇒計画変更）が行政の仕事ではどうしても抜け落ちている。確かに評価に人員・予算を割くのは一見無駄に思えるかもしれないが、無駄を廃し、不正防止における最後の砦になるのが地方行政の役割であるべき。</p>	<p>評価については、主に自立支援協議会がその役割を担います。協議会は、障害者関連団体のみならず、関係機関をはじめ、障害者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する職務従事者等により構成されています。計画の評価にあたっては、客観性を担保できる体制にて実施いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
2	<p>【「第1章2 計画の位置づけ」P.3 本文10行目および図表1-1】</p> <p>障害福祉計画は、品川区長期基本計画の下位計画として策定されているとの記載がある。長期基本計画には「基本計画6-1-1 区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる」とある。本計画策定においても、一部の区民の声を聞くのではなく、多くの区民の声を聞き、適切な情報提供をしてほしいので、図表1-1「区政運営の基本方針」の欄にこの一文を付け加えて欲しい。</p>	<p>本計画策定にあたっては、障害者団体へのヒアリングおよび障害者相談員からの意見聴取、自立支援協議会委員における区民の公募、パブリックコメントの実施により幅広く区民の声を聴き、計画に反映しています。</p> <p>ご指摘のとおり、長期基本計画には、「区政運営の基本姿勢」における基本指針「協働による区政運営を推進する」の一つとして「区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる」と明記されています。本計画には長期基本計画の施策の体系等の記載はございませんが、上位計画である長期基本計画の指針に則り、幅広く区民の声を聴き、区民への適切な情報提供を行い、本計画を推進してまいります。</p>
3	<p>【「第1章4(1)品川区地域自立支援協議会」P.4 図表1-3】</p> <p>品川区地域自立支援協議会における専門部会の存在は全く住民に示されていない。設置要綱を住民に公開し、どのようなメンバーでどのようなことを話し合っているか、情報公開をしっかりとしてほしい。専門部会のメンバーと役割を記載してほしい。</p>	<p>専門部会は、テーマごとに5つの部会（相談支援部会、社会資源強化推進部会、就労支援部会、子ども支援部会、日常生活用具検討部会）があります。各部会では、年度ごとに現場支援の状況から抽出した課題の協議を行い、その後、全体会である自立支援協議会に議事として諮ることとなります。専門部会の構成員については、部会ごとに現場支援者が中心となり、協議事項に合わせた構成となっているため、固定化されていません。</p> <p>専門部会の役割については、ご意見を踏まえ、追記いたします。</p> <p>また、議事等の公表については適切な情報提供に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
4	<p>【「第 1 章 5(2)地域における連携・協力体制の活用」P.5 本文 3 行目】</p> <p>‘障害者団体等と連携’と記載されているが、区内には多くの団体がある。7 団体のみと連携するのではなく、多くの障がい者団体等と連携してほしい。多くの補助金を、限定した団体にのみ拠出する理由を記載してください。合理的な理由がないのであれば、‘多くの障がい者団体と平等、公平に対応及び連携’に記載を変更してほしい。</p>	<p>ご指摘の‘地域における連携・協力体制の活用’における‘障害者団体等と連携’については、区内の障害者団体をはじめ障害当事者やそのご家族の方々と協力しながら地域で支え合うまちづくりを進め、本計画を推進していくことを示しています。ここでいう障害者団体とは、団体を特定したものではありません。</p>
5	<p>【「第 1 章 5(4)計画の進行管理」P.6 本文 2 行目】</p> <p>1 年に 1 回以上把握している実績を住民に公表してほしい。分析・評価を自立支援協議会が担っているので、住民に会議の公開と、議事録や資料の公表を行うことを記載してほしい。</p>	<p>計画の実績に基づいた分析・評価を行う自立支援協議会は傍聴が可能です。また、議事録および資料については区のホームページにて公表しています。ご意見を踏まえ、このことについて追記いたします。</p> <p>引き続き、区民への適切な情報提供に努めてまいります。</p>
6	<p>【「第 3 章 1(1)②b. 障害者の主体性の尊重」P.18 本文 5 行目および 8 行目】</p> <p>‘様々な社会資源を整備’とはどのような社会資源の整備のことか。障害者が安心して働き続ける支援とは、具体的にどのようなことを想定しているのか、説明を加えてほしい。</p>	<p>‘様々な社会資源の整備’とは、障害者の多様な状況に対応できる相談事業所や通所事業所等障害関連施設の整備、施策の充実、障害のある方が主体性を持って生活する力を身につけていくことを促す観点からの周囲の人々の理解の促進等、障害のある方が自らの選択によって主体的な生活を送るために必要な環境の整備を示しています。</p> <p>また、‘障害者が安心して働き続けられるような支援’とは、就労前の知識および能力向上のための支援、就労後の就労環境への適応支援、障害特性に配慮した自ら選択できる就労メニューの提供、障害者の就労に係わる周囲の人々の障害への理解の促進等、障害のある方が就労する上での環境の整備を示しています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
7	<p>【「第3章1(1)③a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化」 P.19 本文5行目】</p> <p>‘雇用体制等社会生活の基盤の見直しを進める’ とあるが、具体的にはどのようなことか、この表現では全く理解できない。</p>	<p>障害のある人が地域社会で自立していきいきと暮らすためには、就労を通じた社会参加が重要なことのひとつと考えております。ここでいう‘雇用体制等社会生活の基盤の見直しを進める’ とは、障害への理解の促進等により障害者雇用の機運を醸成し、相談事業所や通所事業所、障害施設をはじめとする関係機関が協力して障害のある方の就労に繋げていくということを示しています。</p>
8	<p>【「第3章1(1)③b. 重度化・高齢化への対応」 P.19 本文9行目】</p> <p>「地域生活支援拠点」は、既存しなふくと福栄会の相談支援事業所と何が異なるのか。全く、新しい人材を入れていないのに、そのような機能を果たすことができるのか。高齢化により心身の機能が低下した方が安心して暮らせる支援とは何か、具体的に説明してほしい。</p>	<p>地域生活支援拠点とは、居住支援のための5つの機能（①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を持つもので、相談支援事業所とは機能・役割が異なります。相談支援事業所は、全ての相談支援業務の土台となる基本相談支援と、サービス利用計画の策定等を行う計画相談支援を行う事業所となります。</p> <p>高齢化により心身の機能が低下した方が安心して暮らせる支援とは、在宅生活の見守りや困ったときの居宅介護サービスや宿泊できる体制整備、日中活動の場の組み合わせ等によるサービス体制の充実、介護保険サービスとの連携、保健・医療等関係機関による連携を示しています。</p>
9	<p>【「第3章1(1)④施策体系7. 就労機会の拡充、就労支援体制の充実②」 P.21】</p> <p>多様な就労メニューとは、具体的にどうということか。区内にはそのようなメニューが存在するのか。</p>	<p>障害のある方が主体性をもち、いきいきとした地域生活を送るためには、障害特性に配慮しつつ個々の能力を活かして自らが選択できる就労メニューの提供が大切と考えております。ここでいう多様な就労メニューとは、就労支援事業所において提供される複数の作業メニューのことをいいます。区では、就労メニューの検討とともに、工賃向上に向けて商品価値を高める取組みを進めてまいりました。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
10	<p>【「第3章1(2)＜9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり＞」P.28 表中3段目】</p> <p>庁内統一ルールを作成したというが、どのようなルールか説明を追加してほしい。特に、カウンターの窓口ではなく、その後ろに控えているケースワーカーに質問しても何も答えられないが、どのように質を高めるのかルールに記載があるのであれば、公開してほしい。</p>	<p>庁内統一ルールは、合理的配慮の視点から庁内における障害者への接遇対応向上のために定めたものです。窓口に配置すべき備品類や、車椅子利用者負担の少ないカウンター仕様等について記載されています。人材の育成についての記載はございませんが、ご指摘のケースワーカーの質の向上については、適切な情報提供ができるよう研修等により知識向上への取り組みを進めてまいります。</p>
11	<p>【第3章1(2)＜1. 相談支援体制の充実＞」P.22 本文5行目】</p> <p>区の基幹相談支援センターの役割を明示してほしい。親亡き後しか相談の対応をしないとされたが、そうであれば、その旨を記載してほしい。名前だけで、総合支援法や障害者差別禁止法の主旨を理解していない職員が多いので、どのように人材育成をするのか、説明してほしい。</p>	<p>基幹相談支援センターとは、障害者総合支援法に基づく地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。区に設置されている基幹相談支援センターでは、地域の相談支援の企画・調整、自立支援協議会の運営、地域の福祉人材の育成に係わる業務等を行っております。ご指摘の人材育成については、研修等により職員の知識・応対技術の向上に努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、基幹相談支援センターについての説明を追記いたします。</p>
12	<p>【その他】</p> <p>何度も有料の情報公開請求をしないと情報の開示がなされていない実態がある。例えば、施設内の虐待や事故は、HPで公表してほしい。入所施設や通所施設の空き状況も掲載してもらいたい。また、入所調整会議に同じ障害者の親の参加を認めるのか、不公正にならないのか、きちんと要綱を作成し、パブコメをして住民に賛否を問うてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
13	<p>【「第3章 2(4)地域生活支援拠点の整備＜取組みの方向性＞」P.32 本文8行目】</p> <p>インフォーマルな支援の体制づくりとは具体的にどのようなことか、説明がないと理解できません。また、相談機能については、区外の情報をほとんど持っていない実態があるので、どのように能力開発するのか記載してほしい。</p>	<p>障害のある方が安心して地域生活を送るためには、自治体や専門機関などフォーマル（正式）な制度に基づく支援だけでなく、ボランティア、地域住民等を含めた多面的な支援体制づくりが大切であると考えております。ここでいう‘インフォーマルな支援の体制づくり’とは、自助・共助の考え方に基づき、ボランティアや地域住民、民生委員等を含めた広範囲の支援環境づくりのことをいいます。ご意見を踏まえ、インフォーマルな支援について脚注を追記いたします。</p> <p>相談機能については、‘第3章 2(1)相談支援の充実と適切な情報提供’（P.29）に記載のとおり、情報共有を含めた相談支援事業者間のネットワークを構築・活用することで、利用者への情報提供およびニーズに適切に対応した相談等地域全体の相談支援の充実を図ってまいります。</p>
14	<p>【「第3章 2(5)社会資源の開拓と地域による偏りの解消＜現状と課題＞」P.34 本文3行目】</p> <p>具体的には、荏原地区のGHや通所施設の整備をどのように推進するか記載してほしい。例えば、荏原4中の廃校跡地、林試の森の購入用地の利用を目途に、計画策定まで行ってほしい。また、運営事業者には、既存法人ではなく、新たな人材の知恵を活かせるよう新規法人を選定してほしい。グループホームの整備は、質の高い人材を確保するためにも社会福祉法人以外も支援してほしい。</p>	<p>荏原地区におけるGHや通所施設の整備については、GH開設助成や社会福祉法人への支援等により、民間活力を活かした整備を中心として推進してまいります。</p> <p>施設の運営事業者や支援対象についてはご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
15	<p>【「第 3 章 2(6)人材育成＜取組みの方向性＞」 P.35 本文 9 行目】</p> <p>福祉カレッジとは何か。全く情報がないので、説明を追加し、これまでの実績を記載してほしい。</p>	<p>区では、区内事業者および職員を対象に、「障害者版福祉カレッジ」として、個々の支援技術力と地域全体の支援力向上のための継続的な各種研修および講座を実施しています。ご意見を踏まえ、脚注として説明を追記いたします。</p> <p>実績につきましては、平成 28 年度、障害者ケアマネジメント基礎コース、子ども支援研修、テーマ別講習会（高齢障害者支援等）を実施いたしました。</p>
16	<p>【「第 3 章 2(7)③a. 日中一時支援事業や短期入所等預かり事業の充実」 P.38】</p> <p>障害児のみが、日中一時事業や短期入所のニーズが増加している理由を記載してほしい。障害者のほうが、日中の居場所がなく思春期を経て精神不安定になる事例が多いため、日中一時事業や短期入所のニーズは高く、現在も不足していると思われる。</p>	<p>ご指摘箇所の‘③a. 日中一時支援事業や短期入所等預かり事業の充実’については、障害児福祉計画としての記載箇所であるため、障害児に限定した記載となっております。障害者を含めた短期入所については、‘第 5 章 1(2)⑦短期入所’（P.49）において、ニーズの増加を見込んでの見込量を設定しています。</p>
17	<p>【「第 4 章 1 施設入所者の地域生活への移行(2)成果目標」 P.39 本文 5 行目】</p> <p>国の基本方針では 9%の移行を目指すのに、品川区が 2%しか目指さない理由を記載してほしい。また、就労継続 B に通所している人を入所施設にいったん入所させ、区内グループホームに転居させる事例があるが、このような手法を取るのであれば、その旨を明示してほしい。そうでなければ、どのような手法で地域生活へ移行させる考えかを示してほしい。</p>	<p>国の基本指針は、全国的な施設の整備状況や利用者の状況を踏まえた目標値となっており、本目標値については各自治体が地域の実情に合わせて設定することが示されています。区では、現在の入所者の状態像や、重度の方等が地域で暮らせるグループホームの整備状況、入所待機者等を踏まえた目標値を設定しています。</p> <p>地域生活への移行については、入所者の状態像、ご本人やご家族の意向、移行後の地域での支援体制等踏まえた上で進めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
18	<p>【「第4章3 地域生活支援拠点等の整備(2) 成果目標」P.40 本文3行目】</p> <p>地域生活支援拠点マネージャーの役割を明示してほしい。また、誰がその役割を担っているのか、850万円の人件費が拠出されているが、新たな人材を雇用したのか。また、既存事業の再構築とあるが、既存事業とは何か。事業所間連携の事業所はどこか。面的整備型とはどういう意味か。一般住民にわかるように説明を加えてほしい。</p>	<p>地域生活支援拠点とは、各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための5つの機能（①相談、②地域生活体験の機会・場、③緊急時の受け入れ体制・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を持つものです。これら5つの機能を集約して整備された「多機能拠点整備型」と、地域において機能を分担して担う「面的整備型」の2手法が国により示されています。ご意見を踏まえ、説明を追記いたします。</p> <p>地域生活支援拠点におけるマネージャーは、障害のある方が安心した地域生活を送れるよう、事業者間の連絡・調整等により、前述の5つの機能の体制づくりの中心的な役割を担っています。マネージャーについては、区から委託された相談支援事業所が選任しています。</p> <p>‘既存事業’とは、前述の5つの機能を持つ地域生活支援拠点を構築するための要素となる事業であり、「地域生活サポート24事業」、「地域生活安定化支援事業」等障害者の地域生活を支える事業を示しています。</p> <p>‘事業所間連携’における事業所とは、前述の5つの機能を持つ地域生活支援拠点を構築するための要素となる通所事業所や福祉施設等を示しています。</p>
19	<p>【「第4章4 福祉施設から一般就労への移行等(2) 成果目標」P.41 本文2行目】</p> <p>平成28年度に福祉就労から一般就労へ移行した人は23人ということですが、どちらの福祉就労でしょうか？一般就労ができなくなり、第2しいのき学園に実習生として通っていた方がいるが、それをカウントしているのか。内訳を明示してほしい。</p>	<p>本計画の成果目標の一つである「福祉施設から一般就労への移行等」における福祉施設は、国の基本指針に基づき、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援）としています。平成28年度に福祉施設から一般就労へ移行した23人の内訳は、就労移行支援事業所18人、就労継続支援B型事業所5人であり、いずれも区内の事業所となります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
20	<p>【「第 5 章 1(1)訪問系サービス a. 見込量（居宅介護）」P. 45 表中 1 段目】</p> <p>居宅介護については、利用ニーズの増加が見込まれるとなっているが、平成 30 年度の見込量は 28 年度、29 年度に比較して減少しているのはなぜか。利用者数は増加しているのに、利用時間は減少している。</p>	<p>利用者数は増加を見込み、利用時間については一人当たり 12.5 時間を想定して見込量を修正いたします。</p>
21	<p>【「第 5 章 1(2)②自立訓練（機能訓練・生活訓練）」P. 46 本文 5 行目】</p> <p>生活訓練の対象は、「支援が必要な知的障害者・精神障害者」になっているが、一般の知的障害者は対象ではないと言われた。どのような人が対象になるか、明確に記載してほしい。なお、他自治体では、一般の知的障害者を対象に生活訓練を実施しており、制限する理由も併せて記載してほしい。</p>	<p>生活訓練は、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障害者および精神障害者を対象としています。ここでいう支援とは、その方の持つ生活能力が生活環境の変化にも対応できるよう、適応方法や対処を訓練することとなります。</p> <p>障害のある方の状態像はそれぞれ異なるため、個別のご相談は、計画相談支援事業所または区の障害者福祉課にご連絡願います。</p>
22	<p>【「第 4 章 4 福祉施設から一般就労への移行等(2)成果目標」P. 41 本文 1 行目】</p> <p>就労移行の実績は民間の事業所が出していると聞いている。げんきには多くの指定管理費 2200 万円が拠出されているが、就労移行率は何%か記載してほしい。補助金を導入されていない民間事業所と比較して、成果を上げているのか。</p>	<p>(福) げんきが運営する障害者就労支援センターにおける平成 28 年度就労移行支援事業の就労移行率は 63%です。区の就労支援事業において中心的役割を担っています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
23	<p>【「第 5 章 1(2)④就労継続支援（A 型・B 型）b. 見込量の確保にあたって」P. 47 本文 2 行目】</p> <p>区内に居住する特別支援学校在学学生及び、支援学校以外の高校に通う障がい者の人数は何人くらいいるのか、明示してほしい。これらの卒業生のうち何割が区内の就労継続 B に通所できるのかも記載してほしい。現在、定員を大きく超えていて、「さつき」以外通所を受け入れることはできないことを明確にしてほしい。また、既存の福栄会、しなふく、社協に通所している方から、毎年何人が一般就労へ移行しているのかも示してほしい。</p>	<p>区内に居住する特別支援学校在学学生及び、支援学校以外の高校に通う障害者の人数については正確に把握しておりません。特別支援学校卒業生等利用者ニーズの高まりに合わせ、サービス提供体制の整備を進めます。平成 31 年 4 月には、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設の開設により、就労継続支援 B 型は定員 20 人の増加となります。</p> <p>また、平成 28 年度、社会福祉法人等の運営する福祉施設から一般就労へ移行した人は 23 人です。</p>
24	<p>【「第 5 章 1(3)②共同生活援助 b. 見込量の確保にあたって」P. 50 本文 1 行目】</p> <p>区内には、重度の方が入居できる施設は、わいわい亭しかない。新しくできた金子山 GH の入居者は重度を対象としていたということだが、現在の区内の重度の障がい者の入居状況を記載してほしい。バリアフリー化がされていない GH の場合、軽度の知的障害者に入居は制限されるが、バリアフリー化の状況も記載してほしい。また、事業者の支援を、福栄会、しなふく、げんき、社協の 4 法人にのみ、土地の無償の使用貸借をするのではなく、他の法人において整備する場合にも実施しないと、GH の整備は進まない。世話人業務を委託するような法人ではなく、自前でできる事業者支援を行ってほしい。</p>	<p>平成 29 年度 1 月末時点において、障害支援区分 3 以上のグループホーム入居者は、入居者全体の 2 割程度となります。</p> <p>グループホームのバリアフリー化については、施設ごとに対応状況が異なるため、個別にご相談願います。</p> <p>事業者支援につきましてはご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
25	<p>【「第5章1(3)③施設入所支援 b. 見込量の確保にあたって」P. 51 本文3行目】</p> <p>区内の施設では、年間何人の退所者があるのか？その場合、どのような流れで新たな入居者が決定されているのか、HPでは一切公表されていないので、ぜひ実績を公表してほしい。現在の利用率も記載してほしい。</p>	<p>区内の入所支援施設での退所については、死亡、入院等を要因とし、不定期に発生しております。平成28年度は12人の退所がありました。</p> <p>退所者が出た場合、入所候補者を選定するための会議を実施し、入所待機者の状況を鑑みて推薦順位を定め、入所施設が入所者を決定する流れとなります。なお、入所待機者については、計画相談支援等を通じて把握しています。</p> <p>実績等については、‘第4章1施設入所者の地域生活への移行(2)成果目標’ (P. 39) および ‘第5章1(3)③施設入所支援 a. 見込量’ (P. 50)にて記載しています。</p>
26	<p>【「第5章1(4)④計画相談支援」P. 51 図表5-1】</p> <p>サービス担当者会議のメンバーはどうなっているのか。これは、全ての関係するサービス担当者が一堂に会して、議論するものではないのか。我が家の事例では一度も実施されていないように思う。</p>	<p>計画相談支援におけるサービス担当者会議は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、福祉サービス等の担当者により構成され、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画の作成に向けて専門的意見の聴取等のために開催されるものです。</p> <p>個別のご相談につきましては、計画相談支援事業所または障害者福祉課にご連絡願います。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
27	<p>【「第 5 章 3(1)②相談支援事業 b. 見込量の確保にあたって」P. 58 本文 1 行目】</p> <p>相談支援事業の委託を 4 か所の相談支援事業所に限定する理由と、選定はどのように行ったのかを説明してほしい。また、それぞれの事業所の成果を具体的に（何人の相談にあたったかなどの実績）示してほしい。予算では、福社会館に相談支援員 5 人分の委託費 3073 万円に対して、グローは 883 万円になっている。根拠を示してほしい。</p>	<p>ご指摘の地域生活支援事業における相談支援事業者は、地域において相談支援の中核的な役割を担う上で必要な社会基盤の中心となる障害福祉サービス等を運営する法人が選定されています。</p> <p>予算については各事業所における事業内容、人員配置等を鑑みて計上しています。</p> <p>実績（相談件数）は、平成 28 年度、障害者生活支援センター6, 438 件、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」3, 064 件、福栄会障害者相談支援センター2, 223 件となっています。（グロー障害者相談支援センターは 29 年度 6 月開設のため前年度実績はございません。）</p>
28	<p>【「第 5 章 3(1)②相談支援事業 b. 見込量の確保にあたって」P. 58 本文 4 行目】</p> <p>品川区が基幹相談支援センターに位置づけられているが、何人の専門職員がどのような相談支援を行ったか、明示してほしい。特に、しなふくで起きた虐待に対して、当該相談支援員はどのような対応を行ったのか。</p>	<p>区に位置づける基幹相談支援センターでは、障害者福祉課内の職員（障害者相談係 6 名、知的・精神障害者福祉担当 4 名、療育支援担当 2 名）がその役割を担い、地域の相談支援の企画・調整、自立支援協議会の運営、人材育成、権利擁護対応、ケースワークに係る相談業務等を行っています。</p> <p>虐待等については、事業所に対してマニュアル整備等防止のための助言や啓発を行っています。</p>
29	<p>【P. 54 「第 5 章 3(1)⑨地域活動支援センター」P. 62 本文 2 行目および「同 a. 見込量」P. 62】</p> <p>「日常生活に必要な支援」とはどのような支援か。また、年にどのくらいどのようなことを行っているのか。事業名が「地域活動支援センター機能強化事業」となっているが、機能強化とはどういうことか。</p>	<p>地域活動支援センターにおける‘日常生活に必要な支援’とは、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業の実施を示します。地域活動支援センターでは、パソコン教室（平成 28 年度 39 回）、料理教室（同年度 21 回）、言葉のリハビリ教室（同年度 41 回）、生活講座（同年度 22 回）等の事業を実施しています。</p> <p>‘地域活動支援センター機能強化事業’の記載については、‘地域活動支援センター’に修正いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
30	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援） a. 見込量」 P. 63】</p> <p>平成 30 年度の見込み量が平成 24 年度から平成 29 年度までの実績と比較して、異常に大きいのはなぜか。ニーズはないのに、見込量が大きいのは理由があるのか。</p> <p>また、他自治体では、日中一時支援事業の対象に障害者も含まれるが、障害児に制限している理由は何か。就労しながら障害者の介護を行っている苦労は、障害児と同様なので、見込量を大きく設定するなら、対象を拡充してほしい。なお、大田区では、夜 7 時まで実施している。</p>	<p>共働きのご家庭が増加傾向にあるため、保育園等に通う障害児の数が増加しています。放課後等の過ごし方として、日中一時支援事業の利用を選択される方の増加が見込まれます。加えて、家族介護や兄弟支援等によるニーズの増加も見込まれ、これらを考慮した見込量を設定しています。</p> <p>障害者の方を対象とした日中一時支援については、ご意見として承ります。</p>
31	<p>【「第 6 章 1(3)品川区の主な地域生活への支援事業一覧」 P. 71 表中 1、2 段目】</p> <p>品川区は、平成 28 年度の予算で、知的障害者地域生活サポート事業に 750 万円、精神障害者地域生活サポート事業に 658 万円の委託費を計上している。この実績と今後の見込み量を記載してほしい。また、これらの事業はどこで実施しているのか全く情報がないので、委託先、利用の仕方、利用対象など、必要な情報をきちんと記載してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、当 2 事業の実績等について計画に追記いたします。今後の見込量については、本計画策定における国の基本指針の算定項目となっていないこともあり算定しておりませんが、当 2 事業は単身で地域に暮らす障害者の生活を支える上での有効なサービスと捉え、必要な方にサービスの提供がなされるよう利用の促進を図ってまいります。</p>
32	<p>【「第 6 章 1 (3)品川区の主な地域生活への支援事業一覧」 P. 71 表中 3 段目】</p> <p>精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」については全く情報がない。どこの事業所が運営しているのか記載してほしい。利用の仕方、利用対象など、必要な情報をきちんと記載してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、事業の実績等について計画に追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
33	<p>【全体】 発達障害の支援をより充実したものにしてほしい。特に思春期には学校の環境が合わず不登校になっている子どもたちが多く存在している。教育機会確保法が成立し、子どもの学び成長の場は、必ずしも学校だけではない現状を考え、発達特性に配慮のある居場所の整備をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の発達障害の支援施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>
34	<p>【「第5章 1(1)④行動援護」 P. 44】 行動援護が必要な知的障害者、発達障害者等の社会参加の機会が増えるように、支援を充実させてほしい。行動障害や感覚過敏があると、外出はなかなか難しいと思われがちだが、経験を積む事で本人たちの見通しや社会のルールに気付く事ができ、将来、重度化してしまうことを防げるとともに、地域で暮らしていく力も身に付ける事が出来る。家族だけの支援では限界があり、社会参加の機会が減ってしまう。行動援護等が充実していかないと、将来施設入所者が増える事も懸念され、今の時代に逆行していくのではないか。福祉サービスは行動援護が必要な人などの大変な部分から充実させてほしい。その人達が社会に出る事で啓発も進み、多くの障害の方たちは福祉支援を使わなくても、インフォーマルな人達が助けてくれる社会になると感じる。 また、廃用症候群に陥る事なく、運動する機会を増やしてほしい。(地域のプールの障害者専用デイなど、気軽に行かれる環境づくりなど)成人になると、愛の手帳2度の方は医療費は無料となるが、服薬が増えても無料だから安心と思うのもどうか。誰もが心身共に健康で生き甲斐を持てるような社会になるように、働きかけてほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の障害施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
35	<p>【全体】 難病支援について。難病は自立支援の対象になっているが、一般の方にはまだ知られていない。先日、知人が難病になり、退院後の生活に介護が必要になったが、病院からは医療費の支援の案内しかなく、自宅での支援をお願いするにも窓口が保健センターで分かりにくく、支援計画が立てられなかった。難病も種類が多く、対応が難しいと思うが、中途障害という点では、高次脳と似ている。ぜひ、医療と福祉の連携と系統だった支援をお願いしたい。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の障害施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>
36	<p>【「第1章2計画の位置づけ」P.3本文11行目】 基本計画の障害者施策の下位計画が本計画だとあるが、今後も常にその趣旨に基づいて行政を進めていただきたい。</p>	<p>上位計画である「品川区長期基本計画」の趣旨・指針に則り、障害施策を推進してまいります。</p>
37	<p>【「第1章4(1)品川区自立支援協議会」P.4】 各専門部会の会員を公表してほしい。</p>	<p>専門部会の構成員については、部会ごとに現場支援者が中心となり、協議事項に合わせた構成となっているため、固定化されておられません。</p>
38	<p>【「第1章5(4)計画の進行管理」P.6本文2行目】 「1年に1回以上実績を把握し～分析・評価は自立支援協議会が役割を担う」とあるが、自立支援協議会の議事録をタイムリーにホームページに開示してほしい。</p>	<p>自立支援協議会の議事録については、協議会開催後、区のホームページに適切かつ迅速に公表してまいります。</p>
39	<p>【「第3章1(1)c.共に生きる、共に暮らす地域社会の実現」P.18】 この実現こそが障害者を家族にもつ者として願うところです。</p>	<p>「品川区障害者計画」における基本方針であり、これに則り障害施策を推進してまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
40	<p>【「第 3 章 1(2)＜1. 相談支援体制の充実＞」 P. 22】</p> <p>言葉がいろいろあり、どこが何を担うのかがよくわからない。地域生活支援拠点というのが、4つの拠点相談支援事業所のこと？基幹相談支援センターは区の福祉課？相談支援体制のみで図にさせていただき、事業所名も入れていただければすっきり理解できると思う。また、拠点マネージャーはどこに何人配置されているのかも図に加えてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、脚注を追記するとともに、区の相談支援体制の図を掲載いたします。</p> <p>区内に3カ所（品川区障害者生活支援センター、福栄会障害者相談支援センター、グロー障害者相談支援センター）設置されている拠点相談支援センターには、それぞれ1名の地域生活支援拠点マネージャーが配置されています。</p>
41	<p>【「第 3 章 1(2)＜6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実＞」 P. 26 表中 3 段目】</p> <p>社会参加のための外出支援事業とは、具体的にどのような事業なのか？個別給付の移動支援でなく、どのような支援なのか？</p>	<p>家族との外出が多い知的障害児者が積極的に社会参加できるよう、過ごし方の相談や助言、余暇活動・社会参加の機会や憩いの場を提供する事業です。</p>
42	<p>【「第 3 章 2 (3)保健・医療との連携＜取組みの方向性＞」 P. 31 本文 5 行目、「第 5 章 1(2)⑦短期入所 b. 見込量の確保等にあたって」 P. 49 本文 5 行目】</p> <p>医療的ケアの必要な重症心身障害児者等について通所施設や短期入所で受け入れるための体制整備と、家族支援のためのレスパイト支援を進めるとあり、また、短期入所では、医療型について、病院を活用した宿泊型の預かり事業の実施を含めた検討を行っていくとあるが、その取り組みをこの3年でぜひとも実現してもらいたい。</p>	<p>ご意見として承ります。ご指摘の計画における取組みについて推進してまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
43	<p>【「第5章1(3)①自立生活援助 a. 見込量」P.49、「第5章2(1)②居宅訪問型児童発達支援 a. 見込量」P.54】</p> <p>30年度より新設とあり、しかも自立生活援助と居宅訪問型児童発達支援については、見込み利用者数が1名となっていることから、具体的に「〇〇さん」と見込があるのか？サービス内容がよくわからない。</p>	<p>ご指摘の新設される2事業は、利用対象者とサービスの提供状況を勘案した上で見込量を設定しています。</p>
44	<p>【「第5章3(1)⑧移動支援事業」P.62】</p> <p>27年度から対象者が広がり、小学生には通学支援で支給してもらえるようになったが、小学生には通学のみで社会参加は認められていない。豊かな日常生活を送るためのサービスの充実には、せめて4年生以上には社会参加を認めてもらいたい。</p>	<p>平成30年度より、社会参加を目的とした移動支援事業の対象範囲を小学校4年生以上の児童に拡大します。</p>
45	<p>【全体】</p> <p>視覚障害者への対応として、近隣の目黒区や世田谷区のように、計画の全ページにSPコードを入れてください。仮に品川区内でSPコード読取り装置の普及が進んでいないとしても、計画にSPコードを載せない言い訳にはなりません。</p>	<p>本計画は区のホームページにおいてテキストファイルを掲載するとともに、デイジー版を発行いたします。計画概要版についてはSPコードを掲載いたします。</p>
46	<p>【「第1章5(4)計画の進行管理」P.6】</p> <p>計画がどう作成され、どう実行され、その評価がどうなされ、いかに改善されたかを、区民にその都度公表していただきたい。それをしなければ、PDCAの意味がない。公表できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>計画の策定から策定後の実績に基づいた分析・評価については自立支援協議会がその役割を担っています。協議会開催後は議事録および資料を区のホームページに公表し、区民への適切な情報提供に努めてまいります。また、自立支援協議会は傍聴が可能となっています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
47	<p>【「第 6 章 1(1)品川区の主な障害者支援施設一覧」P.66】</p> <p>掲載されている相談支援事業所のうちの半数以上が、実際には障害児者の相談支援については開店休業状態である。稼働している（実績のある）事業所のみを載せるか、実績の有無を併記すべき。たとえば、障害児相談支援事業所のうち、⑩～⑬は現在障害児の相談支援を受けておらず、障害児相談支援事業所として機能もしていないし実績もない。利用希望者が電話で問合せでも「うちは障害児の相談支援はやっていない」「区から障害児の相談支援について何の話も来ていない」と断られる。</p>	<p>‘品川区の主な障害者支援施設一覧’については、障害福祉サービス事業所として指定基準を満たし、東京都より指定を受けた事業所を掲載しています。</p> <p>事業の実施状況に合わせた指定申請等が行われるよう事業所へ伝えてまいります。</p>
48	<p>【「第 6 章 1 (1)品川区の主な障害者支援施設一覧」P.66】</p> <p>第 2 回地域自立支援協議会においても指摘されていましたが、施設一覧の相談支援事業所について、対象の障害を明記してください。それ以外の施設についても、利用の対象となる障害の種別の記載がないと、利用希望者が問合せをする際、非常に不便です。利用者の便宜のため、利用対象の記載は必須だと思います。</p>	<p>本計画には、3 障害の制度格差の解消を踏まえ、ご指摘箇所に障害種別の記載はしていません。相談等を通じて障害の状態等に応じた適切な情報提供に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
49	<p>【「第6章1(1)品川区の主な障害者支援施設一覧」P.66】</p> <p>実際に稼働している（相談支援を受けている）相談支援事業所が他区に比べて非常に少ない。また、現状の区内相談支援事業所への苦情を多く耳にしている。もっと質の良い民間事業所が入ってきやすくなるよう整備すべき。区の息のかかった相談支援事業所は、区の意向を忖度するばかりで、区の出先機関の如くになっており、本来あるべき中立な立場に立とうとしない。他区では、「自治体が頭を下げて」民間事業所に参入してもらっていると聞いている。民間事業者を積極的に入れない理由があるのか。</p>	<p>ご指摘の指定特定相談支援事業所の開設について、民間事業所の誘致に努めてまいります。</p>
50	<p>【「第3章2(5)社会資源の開拓と地域による偏りの解消」P.34】</p> <p>地域によって施設に偏りがあり、数も多くない。第2回地域自立支援協議会で、品川区知的障害者育成会の会長が、「重度の方のため、また交通の問題の解消のためにも、障害者施設などは、中学校単位ぐらいで地域にあるのが望ましい」と発言されていた。区としてはこのご意見をどのように考え、どう対応していくつもりか。具体的に回答してください。</p>	<p>ご指摘の障害者支援施設の地域による偏りについては、今期の福祉計画における主要テーマとしています。その解消に向けて、グループホーム開設助成や社会福祉法人への支援等により、民間活力を中心とした整備を推進してまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
51	<p>【「第1章2計画の位置づけ」P.3 図表1-1】</p> <p>○品川区の他の計画とのリンクについて</p> <p>品川区の「子ども・子育て計画」や「子ども・若者計画」とのすり合わせはどうなっているのか。バラバラに策定するのではなく、お互いに十分リンクした内容としてほしい。お互いの担当者でどのように打ち合わせて、それぞれの素案や計画にどう反映させたのか、具体的に回答してください。</p>	<p>障害児福祉計画の策定にあたっては、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進のため、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携が求められています。本計画は庁内連絡会の開催等により、関連支援施策および関連計画との調和と整合性を図って策定しています。障害児支援の体制整備について、’第3章 障害者施策推進の取組みと課題 2 今期の福祉計画における主要テーマと今後の取組み (7) 包括的な障害児支援の充実’ (P.36) および ‘第4章 計画における成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等’ (P.42) に記載しています。</p>
52	<p>【全体】</p> <p>発達障害に関する記載が少なすぎないか。「発達障害」の単語で計画の素案を検索すると、本文中（施設一覧やアンケート除く）では4カ所しかヒットせず、非常に手薄な印象。区として、発達障害に関する記述や計画内容についての記載が少ないという認識はないのか。</p>	<p>発達障害児者への支援につきましては、成長過程において、発達の状況や特性になるべく早い段階で気づき、個々の特性に合わせた支援を各々の成長過程に合わせて切れ目なく行っていくことが重要と考えています。</p> <p>区では、自立支援法施行後に発達障害児を対象とした療育事業コンパスを開始し、その後は、成長過程を見据えた思春期サポート事業ら・る一の実施、成人期支援として平成26年度に発達障害者支援施設「ぷらーす」の開設と、成長過程に合わせて段階的に支援体制の整備を行ってきました。</p> <p>発達障害については、平成22年、障害者総合支援法および児童福祉法において障害者に含まれるものとして明確化されております。本計画は、発達障害児者を含めた記載としており、引き続き発達障害児者への支援の充実に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
53	<p>【全体】</p> <p>品川区には、発達障害児を持つ親の会や当事者の会などがあるようだが、「品川区障害福祉計画・品川区障害児福祉計画（素案）およびパブリックコメントの実施について」を見ると、今回の計画の策定に当たり、これらの団体に対してヒアリング等を実施した形跡がない。品川区の「身体障害者・知的・精神障害者相談員」には発達障害関係の相談員はおらず、相談員からの聞き取りにも発達障害関係の内容は含まれないことになる。障害児に対してはアンケートを行なったが、今回障害者に対してのアンケートは行なわれなかった。</p> <p>①大人の発達障害者の実態や意向はどのようにして把握したのか。②また、それで区としては、発達障害者に対して十分その意向が把握できたという認識なのか。</p>	<p>発達障害児者への支援につきましては、成長過程において、発達の状況や特性になるべく早い段階で気づき、個々の特性に合わせた支援を各々の成長過程に合わせて切れ目なく行っていくことが重要と考えております。</p> <p>区では、自立支援法施行後に発達障害児を対象とした療育事業コンパスを開始し、その後は、成長過程を見据えた思春期サポート事業ら・る一の実施、成人期支援として平成 26 年度に発達障害者支援施設「ぷらーす」の開設と、成長過程に合わせて段階的に支援体制の整備を行ってきました。</p> <p>①発達障害者の状況につきましては、思春期サポート事業ら・る一とや成人期支援事業リクト等相談支援を通じて一定程度の把握をしております。</p> <p>②発達障害者の実態および意向につきましては、必ずしも十分な把握ができていない状況です。必要な方に必要なサービスが行き届くよう、支援体制の整備と充実、意向の把握に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
54	<p>【全体】 難病に関する記載が少なすぎないか。「難病」の単語で計画の素案を検索すると、本文中（施設一覧やアンケート除く）では1カ所しかヒットせず、他区に比べても圧倒的に少ない。今回の計画の策定に当たり、難病関係の団体等に対してヒアリング等を実施した形跡がない。品川区の「身体障害者・知的・精神障害者相談員」には難病関係の相談員はおらず（人工肛門・膀胱の方が1名いるのみ）、相談員からの聞き取りにも難病関係の内容は含まれないことになる。①国の方針により障害者サービス等の対象となる疾病数が増加する中、区として、難病に関する記述や計画内容についての記載が少ないという認識はないのか。②障害サービス等の対象となる難病患者の実態や意向はどのようにして把握したのか。③区としては、難病患者に対して十分その意向が把握できたという認識なのか。</p>	<p>難病等患者については、平成25年施行の「障害者総合支援法」において、障害者の範囲に加えられています。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能です。難病等患者の療養生活を支援するため、保健・医療との連携等により、個々の状態に応じたサービスの提供体制の充実に努めてまいります。</p> <p>①難病等患者は、疾病の種類や症状により適応する支援内容が異なります。本計画は、難病等患者を含めた多様な状態像の方を想定した記載としています。</p> <p>②難病等患者の状況につきましては、窓口等相談支援を通じて一定程度の把握をしております。</p> <p>③難病等患者の実態および意向につきましては、必ずしも十分な把握ができていない状況です。必要な方に必要なサービスが行き届くよう、相談支援の充実等により、適切な情報提供と意向の把握に努めてまいります。</p>
55	<p>【「第5章2(1)③放課後等デイサービス a. 見込量」 P.54】 ○放課後等デイサービスの見込量について 児童発達支援と放課後等デイサービスの平成28年度の1人当たり利用実日数の実績は、前者が5.4日、後者5.3日でほぼ同じで、平成32年度の見込みも10日で同じである。だが、平成30、31、32年度の児童発達支援の見込みが1人当たり8、9、10日なのに対し、放課後等デイサービスの見込みは6、8、10日で、平成30、31年度の日数の見込みが前者よりも少なく見積もられている。これはなぜか。</p>	<p>児童発達支援とは、小学校就学前の6歳までの障害のある子どもを対象として、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。一方、放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスとなります。</p> <p>児童発達支援と放課後等デイサービスは両者とも児童福祉法に基づくサービスではございますが、それぞれ異なるサービスであり、サービス提供内容が必ずしも同一とはならないことをご理解願います。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
56	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス」P.54】</p> <p>計画素案では、放課後等デイサービスの 1 人当たりの見込量が、平成 28 年度の 5.3 日から平成 32 年度では 10 日にほぼ倍増している。その見込量の算定であっても、品川区の放課後等デイサービスの支給日数の「基本 10 日」の方針および要綱における記載は、今後も引き続き継続していくのか。「継続する」か「継続しない」で回答したのち、その理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘の放課後等デイサービスの支給日数につきましては、ご家庭の状況やサービス利用のご意向を踏まえ、障害児支援利用計画等を勘案し、支給決定するものです。</p> <p>いただいたご意見は、支給日数の増加のご希望と受け止め、ご要望として承ります。</p>
57	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス」P.54】</p> <p>品川区の障害者福祉課は、放課後等デイサービスの支給量の「基本 10 日」の方針について、①健常児の塾や習い事が週 2 日程度なので、障害児の放課後等デイサービスの利用も週 2 日が基本、②療育の基本は教育の場だから、放デイはその上乘せとして週 2 日程度の支給でよい、③障害児は家庭で過ごす時間が大事だから と説明しており、放課後等デイサービスのそもそもの意義や役割を理解していない。平成 32 年度に放課後等デイサービスの 1 人当たりの見込量が、現状のほぼ倍の 10 日になると見込んでも、上記の 3 つの独自解釈を引き続き踏襲するのか。「踏襲する」か「踏襲しない」で回答したのち、その理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘の放課後等デイサービスの支給日数につきましては、ご家庭の状況やサービス利用のご意向を踏まえ、障害児支援利用計画等を勘案し、支給決定するものです。</p> <p>いただいたご意見は、支給日数の増加のご希望と受け止め、ご要望として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
58	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス」P.54】</p> <p>○放課後等デイサービスの支給量の根拠について</p> <p>放課後デイサービスについて、区は、「療育は健常児の習い事同様、週 2 日、月 10 日の利用でよい。親の就労などでそれでは足りない人は日中一時支援を使うべし」と、日中一時支援に利用者を誘導している。そもそも放課後等デイサービスを使うか、日中一時支援を使うかは、当事者や保護者の意向を踏まえた上で、一人ひとりの適性や必要に応じた利用ができるよう、支給決定をすべきもの。「週 2 日が妥当」だというなら、それで発達上十分とする医学的・論理的な根拠を回答として示してください。</p>	<p>ご指摘の放課後等デイサービスの支給日数につきましては、ご家庭の状況やサービス利用のご意向を踏まえ、障害児支援利用計画等を勘案し、支給決定するものです。</p> <p>いただいたご意見は、支給日数の増加のご希望と受け止め、ご要望として承ります。</p>
59	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス」P.54】</p> <p>放課後等デイサービスの支給量について、区は日頃から「基本 10 日とうたってはいるが、必要な方にはそれなりの日数を現在も出している」と説明している。実際そういう個別対応をしているにも関わらず、「支給量は基本 10 日」の一文を要綱に載せ続ける理由は何か。</p>	<p>ご指摘の放課後等デイサービスの支給日数につきましては、ご家庭の状況やサービス利用のご意向を踏まえ、障害児支援利用計画等を勘案し、支給決定するものです。</p> <p>いただいたご意見は、支給日数の増加のご希望と受け止め、ご要望として承ります。</p>
60	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス」P.54】</p> <p>○放課後等デイサービスガイドラインの準拠について</p> <p>障害者福祉課長は、放課後等デイサービスの支給量について、以前「(放課後等デイサービス) ガイドラインは守らなくていいと思っている」と述べていたが、計画の策定においては、放課後等デイサービスガイドラインにきちんと則ることが必要ではないか。「必要である」か「必要でない」で回答したのち、その理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘の障害者福祉課長による発言は事実としてございません。</p> <p>放課後等デイサービスの支給量につきましては、厚生労働省「放課後等デイサービスガイドライン」における当サービスの基本的役割である‘子どもの最善の利益の保障および共生社会の実現に向けた後方支援、保護者支援’に則り、対象児のご家庭の状況やサービス利用のご意向を踏まえ、障害児支援利用計画等を勘案し、支給決定するものです。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
61	<p>【「第 5 章 2(1)③放課後等デイサービス b. 見込量の確保等にあたって」 P. 54 本文 4 行目】</p> <p>「学校教育との連携や家族支援の在り方を踏まえながら事業の充実について検討していきます」とは、具体的にどういったことを示しているのか。</p>	<p>放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスです。</p> <p>ご指摘の記載箇所については、‘第 3 章 2(7) 包括的な障害児支援の充実’（P. 36）に記載のとおり、障害児支援には小学校就学後の日中活動の場における合理的配慮の提供や、障害児を育てる保護者支援の充実が必要であり、これらを踏まえた施策を展開していくことを示しています。</p>
62	<p>【全体】</p> <p>○事業所の連絡協議会について</p> <p>第 2 回地域自立支援協議会で、大塚会長から、児童発達支援や放課後等デイサービスの連絡協議会なりネットワークなりを、行政が支援してつくるべきとの指摘があった。「株式会社ならなおのこと、ネットワークを組まなきゃダメ。株式会社が自由にやっていくものではなく、規定の中でやるわけなので、何かしらのネットワークが必要。たぶんそれが無いから、質が担保できないということで課題になっている」との指摘であった。事業所の質向上のため、品川区として連絡協議会の立ち上げを検討し、それを計画の素案に載せてほしい。</p>	<p>平成 29 年度より、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所による事業所連絡会を開催しています。</p> <p>事業所間の情報共有および意見交換、勉強会等を実施することで、個々の事業所の質の向上とともに、地域全体の質の向上に繋がるよう、引き続き事業所間連携の取組みを進めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
63	<p>【全体】 ○事業所の連絡協議会について 第2回地域自立支援協議会で、大塚会長から、障害児通所支援の連絡協議会やネットワークを、行政が支援してつくるべきとの指摘があった。障害児通所支援の他にも、連絡協議会が必要と思われる福祉サービスはたくさんある。品川区としても、他区の事例を参考にするなどして、事業所間の横のつながりを積極的に構築して行っていただきたい。この件についての区の展望を、回答として明記してください。</p>	<p>事業所間の連絡協議会やネットワークの重要性は区としても認識しているところではある。 個々の事業所の質の向上が区の障害福祉全体の質の向上に繋がるよう、引き続き、事業所連携、ネットワーク強化等の取組みを進めてまいります。</p>
64	<p>【「第5章 2(2)①障害児相談支援」 P.56】 ○障害児相談支援について 品川区の障害者福祉課療育支援担当は、現在区から指定を受けて、区内障害児の相談支援を一手に担っており、未就学児から順次開始していると聞いている。計画素案を見ると、平成28年度の障害児相談支援の利用者数は166名にもものぼっている。ところが、「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」によると、〈未就学児〉のうち、日常生活の中で困ったときの相談先として「相談支援事業所」を挙げた人はたったの0.6%しかいない（p40）。その状況の中で、〈未就学児〉〈就学児以上18歳以下〉ともに、40%以上もの人が、子育てのために必要な支援として「専門的な相談支援体制」を求めている（p47、129）。障害者福祉課療育支援担当が区から指定を受けて行っている相談支援事業所は、利用者が求める専門性を有していないのではないか。この事実をどうとらえ、どう改善していくのか。</p>	<p>アンケート結果からは、障害児相談支援事業所としての障害者福祉課の認知が低いことが伺えます。他方、障害児は多種多様な状態像があることから、地域の相談支援全般に専門性を求める声が多数あることが見受けられます。 障害者福祉課の障害児相談支援事業所としての周知とともに、利用者への情報提供と意向・ニーズ把握に努め、必要な人に必要なサービスが提供されるよう、障害者福祉課含め専門性の向上等地域の相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
65	<p>【「第 5 章 2(2)①障害児相談支援」 P. 56】</p> <p>○障害児相談支援について</p> <p>品川区の障害児相談支援は、現在障害者福祉課療育支援担当が区から指定を受けて行なっており、平成 29 年度の実績は 200 名を超える見通しである。これが来年度にいきなり 710 名、31 年度に 791 名、32 年度に 877 名となり、障害児通所支援の利用者数を網羅する見込みとなっている。この数値の伸びに対応するため、区はどのようなプランを立てているのか。相談支援を請け負う事業者は、障害者の相談支援同様、区の息のかかった団体がまたも選定されるのか。障害者のほうが陥っているような、相談支援事業所が区の意向を慮って、中立の立場に立とうとしない状況に、障害児の相談支援事業をも誘導するのはやめていただきたい。利用者である障害児の保護者に向けて、一刻も早く区のプランを明確にすべき。現状でどのようなプランになっているのか（いくつの事業所の合計何人の相談員が相談に当たるのか、地域割りがあるのかなど）、回答として明記してください。4 月から始まる年度の話なので、から、「まだ決まっていない」では遅すぎます。</p>	<p>障害児相談支援につきましては、民間事業所を含めた相談支援体制の整備と強化を図り、本計画に設定する見込量の確保に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
66	<p>【「第 5 章 2(2)①障害児相談支援」 P. 56】</p> <p>○障害児相談支援</p> <p>計画素案によると、障害児相談支援が来年度から品川区でも本格始動する見通しだが、品川区では障害児の保護者に対し、相談支援の周知が十分になされていない。区からは以前、障害児相談支援について、紙ペラ 2～3 枚の説明書きの送付があったのみで、それでは説明として不十分である。本格始動に当たり、障害児の保護者に対し、障害児相談支援の説明会などを行なう必要があると思われる。それについて区としてどう考えるか。</p>	<p>障害児相談支援は、サービス等利用計画の作成により、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に繋がる重要なものと考えています。</p> <p>本計画における見込量の確保に向けて、対象となるご家庭への周知とともに、相談支援体制の整備と充実を図ってまいります。</p>
67	<p>【「第 5 章 2(2)①障害児相談支援」 P. 56】</p> <p>○障害児相談支援について</p> <p>計画素案では、放課後等デイサービスの見込量が増えるように書かれているが、これまで区に支給量アップの相談しても「品川区は基本月 10 日です」の一言で門前払いにしたり、「会議にかけます」といってそのまま梨のつぶてで、相談自体があたかも無きが如くにされたりしてきた経緯がある。障害者福祉課療育支援担当が区から指定を受けて障害児の相談支援を行なっている現状が、仮に移行措置であるにしても、来年度以降の見込量が増えると考えているなら、相談への対応はきちんとルールに則って行なうべき。支給量の増加を望む利用者には、書名で提出させ、書名で回答を出すべきなのに、都合よくうやむやにしてきた事実について、区の療育支援担当はどのように考えているのか回答の上、今後の改善策を明記してください。</p>	<p>ご指摘のような事実はございません。</p> <p>本計画における見込量の確保に向けて、引き続き、必要な方に必要なサービスが行き届くよう、相談支援の体制整備と充実を図ってまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
68	<p>【「第 5 章 2(2)①障害児相談支援」 a. 見込量」 P. 56 表中】</p> <p>障害児相談支援の表の利用者数の「累計」とは、何をさすのか。</p>	<p>ご指摘箇所の「累計」の記載は削除いたします。</p>
69	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援） a. 見込量」 P. 63】</p> <p>日中一時支援の年間延利用者数は平成 26 年度がピークで、以降、利用者数は減っているかほぼ横ばいである。利用料金が見直された平成 29 年度の延利用者の推計値も特段に増えてはいない。平成 32 年度時点で年間延べ 8000 人もの利用を見込んでいるのは、現状の日中一時支援 2 カ所の稼働率を、(仮称)品川区立障害児者総合支援施設に新規で設置される分を含めた 3 カ所に換算して算定したというが、先述のように区内の伸び率は一度頭打ちになっている。そもそもサービスが良くなければ選ばれないはずで、現状でも空きが出ているのに、3 カ所になっても同じ稼働率でいけるという根拠（自信）はどこから来ているのか。試算として甘いと思うが、区として「日中一時支援の見込量を多くしたい」という何らかの理由があるのなら、回答として明記してください。</p>	<p>日中一時支援事業の見込量は、今後のニーズの増加を見込んだ数値を設定しています。見込まれるニーズ増加の背景として、就労しながら子育てをなさるご家庭が増加傾向にあるため保育園で要支援児童が増えている現状や、ご家族内の兄妹関係や介護状況によりレスパイトの要望が高まっていること等が挙げられます。平成 31 年度開設の(仮称)品川区立障害児者総合支援施設での実施も含め、利用者の意向と状態像に合ったきめ細かなサービスの提供および質の向上に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
70	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>第 1 回地域自立支援協議会で、中山参事が「少しずつ日中一時の数字を伸ばしていきたい」と発言している。利用者がどこを選ぶかは、基本的に利用者が決めることである。それなのに障害者福祉課として「日中一時の数字を伸ばしたい」と考えているのはなぜなのか。放課後等デイサービスの数字が伸びては困るのか。計画素案で、平成 32 年度の日中一時支援の年間延利用者を 8000 人もの数字で見込んでいるのは、「日中一時の数字を伸ばしたい」という障害者福祉課の意向のあらわれだと思われる。「日中一時の数字を伸ばしたい」と考える理由を、具体的に回答として明記してください。</p>	<p>日中一時支援事業については、サービス内容をご理解いただいた上で、個々のご家庭の事情やご本人の状況を勘案して、サービスを選択していただきご利用いただいております。</p> <p>見込量については、今後のニーズの増加を見込んだ数値を設定しております。見込まれるニーズの増加の背景として、就労しながら子育てをするご家庭が増加傾向にあるため保育園で要支援児童が増えている現状や、ご家族内の兄妹関係や介護状況によりレスパイトの要望が高まっていること等が挙げられます。平成 31 年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設での実施も含め、利用者の意向と状態像に合ったきめ細かなサービスの提供および質の向上に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
71	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>第 1 回地域自立支援協議会での中山参事の発言の「品川区の考え方としては、放課後等デイサービスは療育に特化し、日中一時の方は親御さんのレスパイトとして整理をしている」と、「少しずつ日中一時の数字を伸ばしていきたいと考えている」は矛盾するのではないか。品川区は、療育よりもレスパイトとしての利用の数字を伸ばすべきだという考え方のなか。また、「よりその方に合ったサービスを使っていたら」と、「少しずつ日中一時の数字を伸ばしていきたいと考えている」も矛盾している。そもそも放課後等デイサービスを使うか、日中一時支援を使うかは、当事者や保護者が決めることであり、区が「こちらの利用を増やしたい」と方針を定めるものではない。放デイには放デイの、日中一時支援には日中一時支援としての役割がある。放課後等デイサービスの支給量を制限し、それでは足りない人を日中一時支援に誘導するのは即刻やめるべき。品川区は今後もこの「放デイの月 10 日で足りない人は日中一時を利用すべし」の方針を続けるのか。「続ける」か「見直す」で回答したのち、その理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘のような方針はございません。</p> <p>放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスです。一方、日中一時支援事業とは、ご家族の就労や介護、一時的休息のための預かり事業であり、それぞれ役割の異なるサービスとなります。</p> <p>それぞれのサービス内容をご理解いただいた上で、個々のご家庭の事情やご本人の状況を勘案して、サービスを選択していただきご利用いただいております。</p> <p>サービスの選択を含めた利用者の意向と状態像に合ったサービスの提供が重要と考えています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
72	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>品川区では、「放課後等デイサービスは基本月 10 日。それで足りない人は日中一時支援を使うべし」という方針である。現状のこの方針があるがために、日中一時支援の利用が一定数確保されているという現状なのに、放課後等デイサービスの見込量が平成 32 年度に倍増する見込みであっても、日中一時支援の稼働率はこれまでと同様のレベルが保たれる（平成 32 年度時点で年間延利用者数 8000 人）と考えているのか。YES か NO で回答したのち、そう考える理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘のような方針はございません。</p> <p>放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスです。一方、日中一時支援事業とは、ご家族の就労や介護、一時的休息のための預かり事業であり、それぞれ役割の異なるサービスとなります。</p> <p>サービスの選択を含めた利用者の意向と状態像に合ったきめ細かなサービスの提供が重要と考えています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
73	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>品川区の日中一時支援「にじのひろば」では、年間登録料 5000 円を、生活保護受給世帯や区民税非課税世帯からも徴収している。東京 23 区でも、日中一時支援に年間登録料を設定しているのは品川区のみである。この方針を続けながら、日中一時支援の利用者数を平成 32 年度時点で年間延べ 8000 人まで伸ばしていくつもりなのか。「生活が苦しくたつて、登録料 5000 円払わないと日中一時支援は使わせないよ」という対応は血も涙もないと思う。障害児を抱えながら、爪に火を点すようにして暮らしているかもしれない、生活保護受給世帯・区民税非課税世帯の方が気の毒でなりません。これを改めるつもりなくして、「平成 32 年度時点で年間延べ 8000 人にまで伸ばす」というのは、運営している品川区社会福祉協議会への忖度かと思えます。品川区の日中一時支援の今年度の登録者は、現時点で六十数名程度と聞いています。70 名で計算しても、70×5000 円で、たったの合計年間 35 万円です。①今後も年間登録料の徴収を黙認するのですか。それぐらい、区が肩代わりできませんか？②そもそも、その年間登録料がないと、品川区社会福祉協議会は、「にじのひろば」を安定運用できないのですか？③区から 860 万円が「にじのひろば」に対して出ていますが、それだけでは運用できないのでしょうか？ 上記の質問 3 点について、それぞれ「できる」か「できない」で回答したのち、できない場合は、それぞれにその理由を明記してください。</p>	<p>ご意見は、日中一時支援事業における年間登録料に関するご要望として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
74	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>計画素案では、日中一時支援の利用者数を平成 32 年度時点で年間延べ 8000 人に見込んでいる。そんなに多くの利用を見込んでいるなら、現在徴収しているキャンセル料や遅延料は廃止していただきたい。そんなものを徴収しているのは、東京 23 区でも品川区のみです。①キャンセル料や遅延料を徴収しないと、品川区社会福祉協議会は、「にじのひろば」を安定運用できないのですか？②区から 860 万円が「にじのひろば」に対して出ていますが、それだけでは運用できないのでしょうか？それぞれ「できる」か「できない」で回答したのち、できない場合は、それぞれにその理由を明記してください。</p>	<p>ご意見は、日中一時支援事業における利用料に関するご要望として承ります。</p> <p>なお、平成 29 年度 1 月末現在、ご指摘のキャンセル料および遅延料の発生はございません。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
75	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に新規で整備される日中一時支援については、知的障害児を主な対象とする民間の放課後等デイサービス事業所では現状カバーしきれていない、発達障害児や医療的ケア児、知的に遅れのない肢体不自由児などを受け持って、その子たちが楽しく過ごせる場を提供してはどうか。現状のままでは、より人気の高い放デイに利用者が流れてしまい、「放課後等デイサービスが月 10 日で足りない人は日中一時支援を使うべし」という品川区独自の方針により辛うじて存続できているような状況に陥りかねない。日中一時支援の利用者数を平成 32 年度時点で年間延べ 8000 人まで増やすため、現状のように放課後等デイサービスの支給量に制限をかけて、質の低い日中一時支援に利用者を誘導するのではなく、放課後等デイサービスよりも利用者を選ばれる、特色があって質の高い日中一時支援を目指すべきだと思う。区は、放課後等デイサービス利用希望者の横流し以外に、日中一時支援の質向上のための方策をどう考えているのか、回答として明記してください。</p>	<p>ご指摘のような方針はございません。</p> <p>放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスです。一方、日中一時支援事業とは、ご家族の就労や介護、一時的休息のための預かり事業であり、それぞれ役割の異なるサービスとなります。</p> <p>サービスの選択を含めた利用者の意向と状態像に合ったきめ細かなサービスの提供および質の向上に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
76	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>品川区では、「放課後等デイサービスの支給量は、基本月 10 日。それで足りない人は日中一時支援を使うべし」という方針である。平成 32 年度に放課後等デイサービスの 1 人当たりの見込量が 10 日となり、現状のほぼ倍となると見込んでいても、品川区の障害者福祉課のこの日中一時支援への誘導方針に変わりはないのか。「変わりはない」か「見直す」で回答したのち、その理由を明記してください。</p>	<p>ご指摘のような方針はございません。</p> <p>放課後等デイサービスとは、学校教育法に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児を対象として、授業の終了後または休業日に生活能力向上や社会交流のための支援を提供するサービスです。一方、日中一時支援事業とは、ご家族の就労や介護、一時的休息のための預かり事業であり、それぞれ役割の異なるサービスとなります。</p> <p>それぞれのサービス内容をご理解いただいた上で、個々のご家庭の事情やご本人の状況を勘案して、サービスを選択していただきご利用いただいております。</p> <p>サービスの選択を含めた利用者の意向と状態像に合ったサービスの提供が重要と考えています。</p>
77	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援事業（日常生活支援）」P.63】</p> <p>日中一時支援「にじのひろば」は、曜日によっては空きがあると聞いている。現状で空きがある状態で、もう一カ所（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に新規で設置をするというのなら、障害児だけではなく障害者も受け入れてはどうか。障害者は受け入れないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご指摘の日中一時支援事業について、ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
78	<p>【「第4章1施設入所者の地域生活への移行(2)成果目標」P.39 本文5行目】</p> <p>国は平成28年度末の施設入所者数の9%以上を地域移行の目標としているのに、品川区が勝手にそこを2%に減らしていいのか。担任の先生が「みんな、90点目指して頑張れ」と言っているのに、「僕はこれまでの成績から見ても、次のテストで90点は絶対無理ですから、20点を目指します」と言って、20点目指して勉強すればそれでいいのか。90点は到底取れそうになくても、最初から90点を目指して努力することが大事なのでは。実績から乖離しているからといって、国の基本指針を無視して、勝手に低く見積もって、結果「達成できました」では何の意味もない。国の基本指針に対して、「品川区としてどれだけ達成できたか」が大事なのであり、その反省を次につなげて、PDCAサイクルを回して、改善していく必要がある。この数値については、地域自立支援協議会でも指摘されていたので、訂正すべき。9%にできないのなら、「過去の実績を踏まえ」以外の明確な理由を回答として明記してください。</p>	<p>国の基本指針は、全国的な施設の整備状況や利用者の状況を踏まえた目標値となっており、本目標値については各自治体が地域の実情に合わせて設定することが示されています。区では、現在の入所者の状態像や、重度の方等が地域で暮らせるグループホームの整備状況、入所待機者等を踏まえた目標値を設定しています。</p> <p>地域生活への移行については、入所者の状態像、ご本人やご家族の意向、移行後の地域での支援体制等踏まえた上で進めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
79	<p>【「第 5 章 3(1)⑧移動支援事業 a. 見込量」 P. 62】</p> <p>ずいぶん少ないように思う。障害児の通学等に移動支援を利用しようとして区に問い合わせると、非常に消極的な返事で、場合によっては他区の事業所を紹介される。区内に事業所を増やすべく、また、区内の利用希望者のニーズに応えるべく、区としては策を練る、補助金を出す、足で探してお願いをするなどの努力をすべきではないか。「事業所が増えないから」と言っているも何の解決にもならないし、事業所が増えないから利用量も増えず、結果見込量も増えないことになり、利用者にとっては負のスパイラルである。事業所が足りないのは、移動支援だけの話ではないが、この反省を区としてどうとらえて、どう解決していく考えなのか。回答として具体策を明記してください。</p>	<p>移動支援事業の見込量については、利用ニーズとともに、地域の訪問系事業所のサービスの提供状況を踏まえて設定しています。</p> <p>ご意見は、サービスの提供体制に関するご要望として受け止め、利用ニーズを充足できる障害福祉サービス全般の基盤整備を進めてまいります。</p>
80	<p>【「第 6 章 1(3)品川区の主な地域生活への支援事業一覧」 P. 71】</p> <p>「知的・精神障害者地域生活サポート 24 事業」および「精神障害者地域生活安定化支援事業ソル」の実績と見込量を掲載してください。掲載（公表）できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、2 事業の実績を記載いたします。見込量については、本計画策定における国の基本指針の算定項目となっていないこともあり算定しておりませんが、当 2 事業は単身で地域に暮らす障害者の生活を支える上での有効なサービスと捉え、必要な方にサービスの提供がなされるよう利用の促進を図ってまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の方考え方
81	<p>【その他】</p> <p>①本計画の策定委員会である自立支援協議会の開催回数が他区に比べて少ない。②委員への資料もギリギリにならないと送られてこないと聞いている。早めに送らないと、当日十分な議論ができないのでは。③障害児のアンケートもせっかく取るのなら、第1回の協議会時にアンケート結果を資料として配布できるようなスケジュールで実施してほしい。以上3点の問題についてそれぞれどう考えるか、回答として明記してください。</p>	<p>①自立支援協議会における開催回数は全3回となります。全回において本計画策定を主題とするとともに、協議会委員への資料の事前配布および効率的かつ効果的な議事進行となるよう議事の事前整理を行ってまいりました。②協議会委員への資料の事前送付につきましては、議事に支障のないよう早急かつ適切な時期に送付をいたします。③第1回協議会は6月開催であったため、8月に実施いたしましたご指摘の障害児実態・意向調査の結果については配布しておりません。なお、本計画策定に調査結果が反映されるよう議事を進めてまいります。</p>
82	<p>【その他】</p> <p>本パブリックコメントの実施期間前、あるいは実施期間中の早い時点で、第2回地域自立支援協議会の議事録が公開されないという事実は、品川区の情報公開に対する意識の低さを如実にあらわしている。①公開しないのは意図的なのか。②意図的でないなら、そうなった原因は何か。③この議事録公開の遅延問題をどう反省し、今後どう改善するか。上の3つの質問にそれぞれ回答してください。</p>	<p>①公表時期については意図的なものはございません。②議事録については、事務局が協議会での議事進行および出された意見等の確認作業を行いながらまとめたものを、各協議会委員が確認および承認を行った後、公表することとなっております。手続きには所定の時間を要することとなります。③適正かつ迅速な公表に努めてまいります。</p>
83	<p>【「第1章4(1)品川区地域自立支援協議会」P.4図表1-3】</p> <p>①地域自立支援協議会の専門部会のそれぞれの委員の名簿を公表してください。②専門部会が傍聴可能でないなら、傍聴可能としてください。③部会の会議資料や議事録を公表してください。上の3点について、それぞれできない場合は、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>①専門部会の構成員については、部会ごとに現場支援者が中心となり、協議事項に合わせた構成となっているため固定化されておられません。②③ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
84	<p>【「第6章4品川区障害児実態・意向調査」P.74】</p> <p>252 ページにわたる「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」を、区ホームページの「健康・福祉」のページに掲載してください。素案の巻末に載っているたった16ページのまとめだけでは不十分です。この252ページにわたる報告書は、肝心の地域自立支援協議会にも提出されず、区議会の厚生委員会にて提出・報告されたのみです。品川区は、これを課内での検討資料としたのち、闇に葬るつもりですか。区はアンケートの協力者などに対し、きちんと結果を知らせる義務があると思います。区のホームページに掲載しない正当な理由があるなら、回答として明記してください。</p>	<p>報告書については区のホームページの「健康・福祉」のページにて公表いたします。</p>
85	<p>【「第6章4品川区障害児実態・意向調査」P.74】</p> <p>「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」の自由意見を取りまとめて公開してください。現状ではたったの1/2ページのみです。「品川区障害福祉計画策定のための基礎調査報告書（平成26年3月）」では、「主な意見」として、当事者の年齢・障害種別を併記して相当の件数が掲載されていましたが（p92～93、p131、p192～193、p203、p208）。対象者の手を煩わせてアンケートを取った以上、きちんと公開してください。年齢が個人情報に抵触する懸念があるなら、おおまかな年代に置き換えてください。公表できないということは、区にとって隠したくなるほど残念な内容だったということですか。自由意見を公表しない正当な理由があるなら、回答として明記してください。</p>	<p>調査アンケートの自由意見については、とりまとめたものを報告書に記載し、区のホームページに公表いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
86	<p>【全体】 ○障害者への実態・意向調査の未実施について 「第5期品川区障害福祉計画」策定に当たり、当事者への実態・意向調査は行なわれなかった。それにより、特に発達障害や難病など、障害者七団体に含まれず、区の相談員のいないジャンルでの障害者の実態・意向の把握が行き届かなかったものと思われる。今後は計画策定のたび、前年度のうちに悉皆で実態・意向調査が行なわれることになったが、今回のアンケート未実施により把握が不十分となった件について、どう反省し、今後はどう改善していくか、回答を明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次期計画策定の際は、発達障害、難病等を考慮した障害児者等を対象とした調査、関連団体へのヒアリング等を実施し、障害児者等の実態および意向を幅広くよりの確に把握することに努めてまいります。</p>
87	<p>【全体】 3年に一度の計画で、特に障害児福祉計画については初の策定であるにも関わらず、計画の区民説明会を行なわない理由は何ですか。回答として明記してください。</p>	<p>本計画策定にあたっては、品川区障害児福祉計画を策定することの周知を含めた障害児実態・意向調査の実施、各障害者団体へのヒアリング、障害者相談員からの意見聴取、自立支援協議会委員における区民の公募、パブリックコメントの実施により幅広く区民の声を聴き、計画に反映しております。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
88	<p>【「第3章2(7)包括的な障害児支援の充実＜取組みの方向性＞②b. 放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）」P.37】</p> <p>品川区在住の特別支援学校在学児童がすまいるスクールを利用する場合、親が支援学校のバススポットからすまいるスクールに直接子どもを連れていく必要がある（もしくは移動支援利用だが、受け入れている事業所が少ない）。そのため、親が仕事で不在の場合、特別支援学校在学児童のすまいるスクールの利用は実際のところ困難である。そこをどう区としてサポートしていくのか、具体的に記載してほしい。「特別支援学校在学児童は、親が直接連れて来ることができなければ、品川区在住であってもすまいるスクールは利用できないね」で切り捨てるのか。担当部署の意向に任せず、障害者福祉課から積極的に働きかけるべき内容だと思うが、障害者福祉課として、この問題をどうとらえ、担当部署とどう交渉していくのか、具体的な考えをお示してください。</p>	<p>特別支援学校等他校からすまいるスクールをご利用される場合は、移動支援事業における通学等支援のご利用が可能となっています。</p> <p>引き続き、よりよいサービスの提供に向けて、関係部署間で連携するとともに、利用ニーズに合わせたサービスの提供基盤の整備に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
89	<p>【「第3章2(7)包括的な障害児支援の充実＜取組みの方向性＞②b.放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）」P.37】</p> <p>特別支援学校在学児童が、すまいるスクールの利用を希望して見学に行くと、「個別の対応はできない」と耳にタコができるほど言われます。区立小学校の支援学級に通うお子さんの場合、障害の程度がどうであれ、すまいるスクールの担当者からそのようなことを言われることはないそうです。品川区在住であれば、特別支援学校在学児童も、等しくすまいるスクールが利用（登録）できるはずです。実際の現場で、特定の障害児に対してそのような対応がなされていることを、障害者福祉課はどうとらえ、担当部署に対してどう改善を要求していくのか、具体的な考えをお示してください。</p>	<p>すまいるスクールでは、特別支援学校の児童はもちろん、全ての児童を分け隔てなく受け入れており、集団での活動に順応できるよう配慮しております。</p> <p>引き続き関係部署間において情報共有及び協議を行い、すまいるスクール事業の向上に努めてまいります。</p>
90	<p>【「第3章2(7)包括的な障害児支援の充実＜取組みの方向性＞②b.放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）」P.37】</p> <p>「障害児受入強化推進事業」の利用を検討し、この推進事業について記載してください。本事業を利用すれば、すまいるスクールでの障害児の受入に必要な専門知識を有する支援員の複数配置のみならず、医療的ケア児の受入れも可能になるかもしれません。担当部署の意向任せにせず、区内在住障害児の利便のため、障害者福祉課から積極的に働きかけるべき内容だと思います。障害者福祉課はこれをどうとらえ、担当部署に対してどう働きかけていくのか、具体的な考えをお示してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
91	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実＜取組みの方向性＞②b. 放課後児童健全育成事業（すまいるスクール）、③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実」P. 37、P. 38】</p> <p>品川区の学童保育「すまいるスクール」は、親が就労していた場合、小学 3 年生までは 19 時まで利用可能。だが、小学 4 年生以上になると、（親が就労していても）利用は 18 時までというルールである。普通学級に通う小学 4 年生以上の児童なら、親が家にいなくても、ひとりで帰宅してひとりで過ごすことが可能であろうが、支援学級や支援学校在学の小学 4～6 年生の場合、一般的に見てそれはなかなか難しい。つまり品川区では、障害児をもつ家庭において、子どもの小学 4 年生進級を機に、親の就労時間の見直しや変更が強いられるという「障害児家庭版 小 4 の壁」が存在している。「障害児を持つ母親のフルタイム勤務はわずか 5%。健常児を持つ親の 7 分の 1」と言われているが、障害児の親であっても従前どおりの就労が続けられるよう、区としても対策を講じるべき。</p> <p>品川区として、すまいるスクールを障害児の居場所のひとつととらえるのなら、親が就労していて 18 時までに迎えに来られず、帰宅や留守番が困難な児童に関しては、18 時以降もすまいるスクールを利用可能にし、その旨を記載してください。障害者福祉課が積極的に担当部署に働きかけない限り、この問題は解決されないと思います。この問題を障害者福祉課としてどうとらえ、どう改善していくか、具体的な考えをお示ください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
92	<p>【全体】 ○障害児家庭と健常児家庭の放課後対策における金額負担の差の解消について</p> <p>品川区では、「放課後等デイサービスは月 10 日。それで足りない人は日中一時支援を使うべし」という方針があるため、障害児家庭と健常児家庭とで、親の就労時の放課後対策にかかる金額に大きな差が生じている。平日週 5 日勤務の一般的な収入の家庭の場合、区立小学校在学の健常児をもつ家庭（すまいるスクールのみ利用）では年間約 4 万円の負担で済むが、特別支援学校在学児をもつ家庭（放デイと日中一時支援の W 利用）は年間約 16 万円もの負担となり、4 倍の差が生じている。これは、障害者差別解消法に抵触しないか。放デイの支給量が月 23 日になれば、親が就労のため不在にしている日は毎日放デイが利用でき、支援学校在学児の家庭の負担額も年間約 5 万 5 千円程度に収まるのに、品川区は「放課後等デイサービスの支給量は基本月 10 日」の方針を依然として掲げ続けている。①この方針が金額負担の差に直結していることをどう考えるか。②区としては、今回の計画において、この金額負担の差を生んでいる「基本 10 日」を撤廃し、この差別を解消する考えはないのか。③このままで問題ないというなら、その理由を回答として明記してください。以上 3 点についてご回答ください。</p>	<p>ご指摘のような方針はございません。</p> <p>個々のご家庭はそれぞれ状況や事情が様々であり、サービス利用のご意向も異なります。また、障害児を育てるご家庭と健常児を育てるご家庭を定型的なものに当てはめた比較はしておりません。</p> <p>ご家庭のサービス利用のご意向に沿ったサービス提供が大切であると考えています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
93	<p>【「第5章2(1)④保育所等訪問支援」P.55、「第6章4品川区障害児実態・意向調査(2)調査結果概要‘保育所等訪問支援の利用状況’」P.82】</p> <p>実施の遅れている保育所等訪問支援は、「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」によると、〈未就学児〉〈就学児以上18歳以下〉ともに、「現在の利用状況」について40%以上の方が無回答とし、「今後の利用希望」では70%以上もの人が「わからない」か無回答としている(p67、146)。これは、ニーズがないのではなく、どんなサービスなのかに加え、現在既に利用しているのかどうかの判断も曖昧だったため、選択肢のどれを選んでよいのかがわからなかったものと思われる。なお、〈就学児以上18歳以下〉の「今後の利用希望」について、「『利用希望はない』が22.4%と最も割合が高く」と記載されているが(p144)、これは利用の希望以前の問題で、アンケートの解説文に「障害児のいる保育所等の施設を訪問し」とあったため、「うちの子は保育所を利用する年齢ではないから対象外だ」と誤判断したものと考えられる。ここから見えてくる、品川区の保育所等訪問支援における情報提供不足や不備について、今後どう改善していくのか、具体策をお示しください。</p>	<p>ご指摘の保育所等訪問支援につきましては、利用対象者および保育所等訪問先への周知とともに、サービスの提供体制の構築を進めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
94	<p>【「第 5 章 2(1)④保育所等訪問支援 a. 見込量」 P. 55、「同 b. 見込量の確保等にあたって」 P. 55 本文 4 行目】</p> <p>国は、保育所等訪問支援を、障害児相談支援と並んで「地域支援機能」の重要な事業の一つととらえているのに対し、品川区の計画素案では、平成 30～32 年度の利用者数の見込みが 2、4、6 人で、微増でしかない。「提供する事業所が増加していない」のは、いわば区の努力不足である。「保育所等訪問先の理解」が足りないなら周知不足である（知り合いの区立保育園園長も、本事業について「説明されたことがない」「知らない」と言っていた）。利用者数が増えないことを区に問いただすと、毎度「事業者側の未整備」を持ち出してくるが、それもひいては区の問題。利用者への周知も不足している。計画素案に「サービスの提供体制の構築に向けて検討を進めていき」とあるが、本事業は創設されて 5 年以上が経つので、「検討を進める」のはとっくに済ませておくべきこと。①そんな悠長なことをのらりくらりと言うのはやめて、計画の記載は「構築を進める」に訂正し、一刻も早く、実際に構築してください。②そのためのプランを具体的にお示してください。</p>	<p>ご指摘の保育所等訪問支援につきましては、利用対象者および保育所等訪問先への周知とともに、サービスの提供体制の構築を進めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、ご指摘の記載箇所について修正いたします。</p>
95	<p>【「第 5 章 2(1)④保育所等訪問支援」 P. 55】</p> <p>品川区では「品川区障害児通所給付費等の支給決定基準に関する要綱」で、保育所等訪問支援の対象を未就学児のみと定めていたが、これが改正になり、学齢児以上も対象になると聞いた。それならば、計画素案の保育所等訪問支援の項目にも「平成 29 年度より、対象を未就学児に加え学齢児も含むこととし」などの一文を加えてください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
96	<p>【「第 3 章 2(7) 包括的な障害児支援の充実<現状と課題>」 P. 36 本文 7 行目】</p> <p>○区内保育園での在園障害児の保護者による加配申請について</p> <p>品川区では、保育園在園障害児の加配の申請は、保護者からは一切できないシステムである。また、主治医は「品川区では加配の決定に際し、主治医の進言は何の役にも立たない」と言っていた。加配が必要かどうかの判断には、いちばん身近で毎日子どもを見ている保護者や、児童発達のプロである医師の意見も取り入れてほしい。本計画素案でも、保育園等での合理的配慮の提供について触れるなら、加配申請についても改善した上で、計画に記載していただきたい。担当部署に対して障害者福祉課が働きかけない限り、この「保護者による加配申請不可」の問題は解決されないと思います。品川区在住障害児への保育園等での合理的配慮の提供のため、この問題を障害者福祉課としてどうとらえ、どう改善していくか、具体的な考えをお示してください。</p>	<p>いただいたご意見は、保育園在園障害児の加配に関するご要望として承ります。</p>
97	<p>【「第 5 章 2(1)②居宅訪問型児童発達支援 a. 見込量」 P. 54】</p> <p>見込量が少なすぎる。品川区の平成 30～32 年度の利用者数の見込みは 1 人、1 人、1 人。一方、隣りの大田区では 11 人、13 人、15 人です。「利用ニーズを見極めながら」とあるが、品川区では、(人口の差があるにしても) 大田区の 10 分の 1 足らずのニーズしかないということですか。この見込量で区内のニーズに応えられるという認識なら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>利用対象者とサービスの提供状況を踏まえて見込量を設定しています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
98	<p>【「第5章2 児童福祉法に基づく障害児サービス」P. 53】</p> <p>居宅訪問型保育事業の「障害児訪問保育アニー」は、2015年10月から、品川区でも利用ができるようになったと聞いている。実際に利用しているご家庭もあるらしいが、計画素案に記載がないのはなぜか。区民の利用の実績があり、利用が可能なら、計画素案に載せるべき。載せられないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>本計画策定における国の基本指針の見込量等算定項目は、児童福祉法における障害児通所支援および相談支援となっており、保育事業に位置づけられるご指摘の事業は該当しておりません。本計画に記載はございませんが、関係部署間で連携し、障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実を図ってまいります。</p>
99	<p>【「第5章2(1)⑤医療型児童発達支援 b. 見込量」P. 55、「同 b. 見込量の確保等にあって」P. 55 本文2行目】</p> <p>「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査」の結果、放課後等デイサービスと児童発達支援は平成30年度からの見込量に伸びが見られたが、利用者の中の38%が「利用できる時間や日数、回数が少ない」と訴えていた医療型児童発達支援では、見込量が変わらずほぼ横ばいである。①ニーズがあるのに、ここを増やさない理由は何か。②「東京都との連携のもと、必要なサービス提供のできる体制整備を進めます」とは、区として具体的に何を予定するのか。上の2点についてご回答ください。</p>	<p>①医療型児童発達支援の見込量については、利用対象者とサービスの提供状況を踏まえて設定しています。</p> <p>②現状では区内に医療型児童発達支援事業所はなく、利用者は都立事業所を利用しています。サービスを必要としている方に必要なサービスが行き届くよう、利用対象者への情報提供と都立事業所との連携を図ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
100	<p>【全体】 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設の計画が、障害当事者の与り知らないところで着々と進められているようで、非常な不安や違和感を覚える。実際に使う人を蚊帳の外にして計画・工事を進めても、障害児者にとって使い勝手の良いものができるはずがない。本計画素案において、障害者の声や意見を広く取り入れ、本施設のプランニングに参加させることを明記していただきたい。できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>（仮称）品川区立障害児者総合支援施設建設にあたりましては、建設計画の構想段階から現在に至るまで、区内障害者の実態および意向を把握するための基礎調査（平成 25 年度）、障害者団体からの意見聴取、窓口等相談、区内障害施設利用者を対象とした説明会の実施により、障害当事者をはじめとした多くの関係者の方々のご意見を反映させていただいております。当施設につきましては平成 29 年度より本体工事に入っており、事業の変更はできないところですが、引き続きご意見等ご協力の程、よろしく願いいたします。</p>
101	<p>【その他】 品川児童学園が現在行なっている「子ども発達相談室」の問題改善について記載してほしい。①初回までの順番待ちが長く、早期療育開始のネックになっている。現状の平均的な待ち日数を教えてください。また、改善の見通しは。②数年前は、民間の児童発達支援を利用すると「子ども発達相談室」は利用できなくなるシステムだったが、今もそうなのか。それはなぜか。③経過観察で行なわれる OT、PT の実施の案内等がいい加減だった。OT や PT とは何なのかの事前説明がなく、こちらも特に下準備もしないまま行った先でいろいろ聞かれるので、せっかくの年 1 回の機会なのに効率が悪い。「当日こういうことを聞きますよ」という案内などをもらっていたら、お互いにもっと実のある時間になったはず。区民の税金を使っているのだから、のんびんだらりとやらず、効率アップをはかっていただきたい。ここは今は改善されたのか。改善されていないなら、今後どう改善していくのか。</p>	<p>①子ども発達相談室における初回相談までの待機期間については、2～3 か月待ちという状況です。ご利用者の方にはご迷惑をおかけしているところですが、初回相談までの間、電話相談や障害者福祉課での相談を並行して実施しております。②利用は可能です。子ども発達相談室では、役割の一つとして、療育につなぐための見極め期間を設けて経過観察を行っています。療育の必要性を見極めて児童発達支援事業での療育につないだ後は、専門相談等により個々の状態に合わせた必要に応じた適切な関わり方をとらせていただいております。③PT(理学療法)やOT(作業療法)等の専門相談については、その必要性も含めてご説明し、ご理解いただいた上で、ご希望を伺っているところです。より丁寧な説明に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
102	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実<取組みの方向性>①専門性の高い相談・療育支援体制の整備」P.36 本文 10 行目】</p> <p>平成 32 年度末までに児童発達支援センターのもう 1 カ所の設置を目指すとのこと。p62 のマップを見ても、荏原地区の施設数が少ないの是一目瞭然である。新たに設置予定の児童発達支援センターは、ぜひ荏原地区にお願いしたい。</p>	ご意見として承ります。
103	<p>【全体】</p> <p>人員が不足していると常を感じています。保健師の担当人数は、東京都の中でもかなり多いと聞きます。保健センターは困ったときに一番最初に訪ねるところと思うので、保健師が余裕をもって支援できるだけの人数の確保をお願いいたします。現場から人数の増加を希望しても、ほとんど希望が通らないと聞きました。</p> <p>発達障害については、ところどころに記述がありますが、やはり、精神障害のなかに含まれていると感じました。精神障害とは別の支援センターを持たないと、専門性のある支援者が育ちにくいと感じます。特性の理解は難しく時間がかかるので、支援者の育成に、きちんとした行政のバックアップを望みます。</p>	ご意見として承ります。

No	ご意見（要約）	区の考え方
104	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実」P.36】</p> <p>○早期発見・早期療育について</p> <p>子どもが生後 8 カ月のときから品川区で子育てをしてきたが、乳幼児健診での対応や、オアシスルームや区立保育園での一部職員の対応に、非常な違和感と不信感を覚えてきた。早期発見・早期療育のため、障害者福祉課の療育支援担当がイニシアチブを取り、区内各担当部署と打ち合わせて、統一見解や対応方法を決めておく必要がある。計画素案にもいろいろと記載はあるが、一保護者の見る現場の状況は決して良いとは言えない。「障害児福祉計画」の名のもとに策定するのなら、早期発見・早期療育のための具体策についても、きちんと各担当部署と協議した上で、統一見解として素案に掲載していただきたい。載せられないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>早期発見・早期療育に関するご意見として承ります。</p> <p>現在、会議体として療育支援ネットワークを設け、早期発見から早期療育、さらには学齢期の特別支援教育の充実等に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、保健・保育・教育等の各部署と連携し、乳幼児期から義務教育終了までの一貫した適切かつ効果的な支援の提供体制を構築しているところです。</p> <p>今後も一層の連携強化に取り組み、区と関係諸機関は、対象者を理解した対応に努めてまいります。</p>
105	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実」P.36】</p> <p>○早期発見・早期療育について</p> <p>障害判定前の子を持つ保護者の不安や、保育者等への相談にどのように対応するか、障害者福祉課が保育課等と連携して早期に取り決めるべき。障害児の早期療育と保護者の精神面でのサポートの方針を区として定め、保護者対応については、「こういう相談があったら、こう対応する」というマニュアル等を作成し、現場スタッフに周知させ、「対応する人によって違う」事態とならないよう配慮すること（対応が違っていると保護者が無駄に混乱します）。また、その方針を本計画に載せてください。載せられないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>早期発見・早期療育に関するご意見として承ります。</p> <p>障害かどうかという見極めに至るまでの保護者対応としては、保護者自身が安心感を得られること、子どもへの理解を深め、子育てに見通しが持てるようになること等が重要であると考えています。</p> <p>早期発見から早期療育、さらには学齢期の特別支援教育の充実等、保健・保育・教育等と連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切で効果的な支援を障害児およびその家族に対して提供できる体制づくりを職員対応含め強化してまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
106	<p>【「第6章4品川区障害児実態・意向調査」P.78、83、85】</p> <p>○情報提供について</p> <p>品川区では、情報の得にくさがサービス利用の妨げに直結している。それは、「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」で〈未就学児〉〈就学児以上18歳以下〉ともに、障害福祉サービスのア～ケのすべての項目において、サービスを利用していない人の理由が、「（「必要がない」と無回答を除いて）「サービスを知らなかった」と「利用方法がわからない」が上位ワントーであることからも見てとれる（p91～94、p189～205）。また、区などの相談窓口に期待することとして、「サービス情報の提供」が最も多い（p7）のも、情報が十分提供されていないことへの不満のあらわれだと思う。この情報提供の意識の低さが品川区の障害福祉の大きなネックであり、問題点でもあるので、これをどう解決し改善していくのか、区の方針とプランを本計画でしっかり示してほしい。その記載は不要というなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>情報提供については、本計画の主要テーマとして取り上げ、「第3章2(1)相談支援の充実と適切な情報提供」（P.29）に記載しております。障害のある方が情報収集のしやすい環境づくりを行い、サービスの利用等に有益に活用できるよう、窓口等相談において援助技術の向上に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
107	<p>【「第6章4品川区障害児実態・意向調査」P.77】</p> <p>○障害者福祉課の対応について</p> <p>「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」によると、日常生活の中で困ったときの相談先として「区の障害者福祉課」を挙げている人が、〈未就学児〉で2.8% (p40)、〈就学児以上18歳以下〉で14.7% (p122) と非常に少ないのに加え、そのうちの14%もの方が、「相談しにくい」と回答している (p6)。課としてここをどう改善していくのか。計画策定のために取ったアンケートで浮き彫りになった問題なので、計画素案にも対応策を載せるべきではないかと思えます。このアンケート結果をどう考え、どう改善するか、具体的な回答をお願いいたします。</p>	<p>障害児の保護者の方が情報収集のしやすい環境づくりを行い、サービスの利用等に有益に活用できるよう、ホームページ等による情報発信の仕方に工夫を凝らすとともに、障害者福祉課においては相談しやすい窓口となるよう援助技術の向上に努めてまいります。情報提供については本計画の主要テーマとして取り上げ、‘第3章2(1)相談支援の充実と適切な情報提供’ (P.29) に記載しています。</p>
108	<p>【「第6章4品川区障害児実態・意向調査」P.89】</p> <p>○行政施策について</p> <p>「品川区障害児福祉計画策定実態・意向調査報告書」によると、アンケート末尾の、ご意見・ご要望の自由記述の項目では、〈未就学児〉〈就学児以上18歳以下〉ともに、「行政施策・体制」と「サービス・質の向上」に関する記載が上位ワンツーであった (p102、215)。行政として、ここをどうとらえるか。非常に大きな問題なので、計画素案にも対応策を載せるべきではないかと思えます。このアンケート結果をどう考え、どう改善するか、具体的な回答をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の障害児実態・意向調査における自由記載欄の記載につきましては、その対応策について大局的な部分において本計画に網羅されています。</p> <p>いただいたご意見については今後の施策・事業の実施において参考とさせていただきます、障害児施策における支援体制の整備や人材育成を通じ、サービスの質と向上に努めてまいります。</p> <p>自由記載欄においては個々の事情を鑑みて対応すべき事項も多く含まれており、個別にご相談に応じてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
109	<p>【「第2章2 身体障害者の状況」P. 10 図表 2-5】</p> <p>例えば視覚障害者の場合で言えば、手帳保持者が平成29年では630人とあるが、等級別の割合を示した表がなかった。身体障害者の割合がそのまま視覚障害に当てはまるわけではないと思うので、これは障害の種類別に表を示して欲しい。</p> <p>ただこのような意見を述べられるようになったのは、障害者福祉課が私のような全盲の視覚障害者でも聞いて分かるような資料を作成して下さったからであり、その事は高く評価したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、平成29年度の障害種別の等級別人数表を掲載いたします。</p> <p>引き続き、全ての方が情報を得やすい環境づくりに努めてまいります。</p>
110	<p>【「第2章4 精神障害者の状況」P. 10 図表 2-8、2-9】</p> <p>区内在住の精神障害者保健福祉手帳1級認定者に障害者福祉手当（月8500円）の支給をいただいております。手当は支給されている方々の生活に有効活用されている現状で感謝しております。しかし、精神障害1級者は精神障害保健福祉手帳認定者の6%（約95人）で自立支援医療費申請者数（精神通院28年度4366人）とは大きな隔たりがあります。生活に困窮する2級者に対してもいくばくかの手当を支給していただくように検討をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
111	<p>【「第 1 章 4(1)品川区地域自立支援協議会」P. 4】</p> <p>現状の障害者団体代表には知的障害と身体障害の代表が参加しているものの精神障害関連の障害者団体代表委員は見当たらない。障害者は大きく分類して身体、知的、精神の 3 障害と言われています。さまざまな障害者のニーズを正確に把握して 3 障害のバランスのとれた意見聴取をするためにも障害者団体の代表に精神障害関連委員も加えていただき、3 障害それぞれに対応した区民ニーズに応えることのできる地域自立支援協議会にしていくように御配慮をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
112	<p>【「第 4 章 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(1)国の基本方針」P. 40 本文 2 行目「同(2)成果目標」P. 40 本文 2 行目】</p> <p>「平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。」とありますが、(1)にも記載があるように「地域住民の協力を得ながら差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく」ためには協議の場に当事者、または家族を参加させていただきシステム利用者の意見も汲み取っていただけるように御配慮をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
113	<p>【「第 6 章 1(3)品川区の主な地域生活への支援事業一覧」P. 71 表中 2 段目】</p> <p>精神障害者地域生活サポート24事業はグループホームで一人暮らしの技術を学ぶことにより単身でアパートを借りて暮らす当事者および個人的にアパート等を借りて単身生活する当事者(約40人強)の生活のよりどころとなっており、なくてはならない制度です。生活サポート事業を継続するためにも品川区のさらなるご支援をお願いしたい。</p>	ご意見として承ります。
114	<p>【「第 3 章 2(3)保健・医療との連携＜取組みの方向性＞」P. 31 本文 2 行目、「第 6 章 1(3)品川区の主な地域生活への支援事業一覧」P. 71 表中 3 段目】</p> <p>取組みの方向性冒頭および精神障害者地域生活安定化支援事業「ソル」は患者さんの病状悪化による入院、退院を頻繁に繰り返すいわゆる回転ドア現象を予防するために精神科医師、看護師、保健士等が精神当事者の暮らすお宅を必要に応じて訪問して診療や相談に応ずるミニアクトともいえる品川区独自の先進的事業であり、地域生活サポート24事業と共に機能することにより多くの障害者を医療面で支えて機能している現状です。区の御理解と協力をお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。

No	ご意見（要約）	区の考え方
115	<p>【「第3章 2(3)保健・医療との連携<取組みの方向性>」P.31 本文 17行目】</p> <p>品川区立障害児者総合支援施設（平成31年4月開設予定）を企画建設していただき感謝しております。「精神科のクリニック・デイケア・訪問看護ステーションを併設し、医療連携を図ります。」と記載があります。この制度に加える形で新規施設を拠点として医療や福祉等の社会資源を利用できずに自宅などに長期間ひきこもる状態が続く方の御宅を医療や福祉の専門家が訪問し、すみやかな社会復帰にむけてのACT制度導入の検討をお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の精神障害の方への支援施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>
116	<p>【「第3章 1(2)<2. 地域生活支援体制の整備>」P.23 表中 1 段目】</p> <p>平成28年にはグループホームふくふく（精神障害者）が開設されたと記載があり、施策の推進に感謝いたしております。これで精神障害者用のグループホームは2か所に増えましたがいずれも経過型の施設で2年間の利用後はアパート等に引越ししなければならない現状です。入居に至らない入居希望者も多く、単身生活が難しい状態の当事者も多くみられるため滞在型のグループホームを新たに開設していただくようお願いいたします。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の精神障害の方への支援施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
117	<p>【全体】</p> <p>発達障害を持つ人は子どもから大人まで、区内に潜在的に多数存在していると考えられます。発達障害児・者の多くは、手帳を持っていない人が多く、また家族、本人もそれと気が付いてすらいない場合がまだまだ多いです。</p> <p>数としては多いのに、他障害に比べて支援がまだ整っていないのが現状です。投入される予算も、支援を受けるべき人数に対して圧倒的に少ないです。</p> <p>高機能の発達障害児に対応できる放課後等デイサービスが区内に少ないです。また区内の各相談機関にも発達障害の分かる専門家が少ないです。</p> <p>発達障害者支援法が改正され、「個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるように」、「発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われる」ことは、国及び地方公共団体の責務であることが明示されました。これに照らし合わせると、品川区において発達障害を早期に発見し発達支援を行い、乳幼児、学齢期、思春期、青年期、成人期にわたる切れ目のない支援が実現しているかという、まだ道半ばです。</p> <p>こうした事態をぜひ改善していただき、発達障害児・者のライフステージに応じた切れ目のない支援を区が責任をもって実行していただきたいと願います。</p>	<p>ご意見として承ります。今後の発達障害の方への支援施策推進の際に参考とさせていただきます。</p> <p>発達障害児者への支援につきましては、成長過程において、発達の状況や特性になるべく早い段階で気づき、個々の特性に合わせた支援を各々の成長過程に合わせて切れ目なく行っていくことが重要と考えております。</p> <p>区では、自立支援法施行後に発達障害児を対象とした療育事業コンパスを開始し、その後は、成長過程を見据えた思春期サポート事業ら・るーとの実施、成人期支援として平成 26 年度に発達障害者支援施設「ぷらーす」の開設と、成長過程に合わせて段階的に支援体制の整備を行ってまいりました。</p> <p>こうした取り組みを通じ、潜在的なニーズの把握も可能となっております。今後はさらに専門的な関わりを含めた体制整備を進め、必要な方に必要なサービスが行き届くよう、支援体制の充実に努めてまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
118	<p>【全体】</p> <p>今回の計画については、全般的には、多岐にわたる障がい者への思いやりのある計画であると感じました。ただ、発達障害の場合、専門の手帳がないので、精神障害者保健福祉手帳を申請することになるのですが、認定数が少ないことに驚きを感じました。発達障害を持っていて、困難を抱えていても、計画の対象となっていない発達障害の方がいらっしゃる事が推測されます。発達障害はなおることはないので、ある一定人数はどの年齢でもいるはずですから、発達障害として独立した手帳の必要性と、発達障害を障害として認知をしていただけるような取り組みを、家族も行っていく必要性を感じました。</p> <p>大人になっても利用することが出来る発達障害専門の施設が1か所でもあるということは大変にありがたいことではありますが、発達障害も色々なタイプがあり、施設との相性もあります。将来的に、発達障害の施設が増えることを熱望いたします。</p>	<p>ご意見として承ります。発達障害の方への支援施策推進の際に参考とさせていただきます。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
119	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実<取組みの方向性>③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実」P. 38】</p> <p>○旧素案（第 2 回地域自立支援協議会時に提出されたもの）と新素案（パブリックコメント実施時に公開されたもの）の相違・変更点について</p> <p>旧素案（29 ページ）に記載のあった「平成 30 年度より、社会参加を目的とした移動支援事業の対象を小学 4 年生からとし、自立に向けた社会体験の機会を増やしていきます。」の一文が削除されたのはなぜですか。理由をお教えてください。②記載をやめただけではなく、この施策自体を取りやめたということですか。③取りやめた場合、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>平成 30 年度より、社会参加を目的とした移動支援事業の対象範囲を小学校 4 年生以上の児童に拡大いたします。</p>
120	<p>【「第 5 章 1(1)訪問系サービス a. 見込量（重度訪問介護）」P. 45 表中 1 段目】</p> <p>○旧素案（第 2 回地域自立支援協議会時に提出されたもの）と新素案（パブリックコメント実施時に公開されたもの）の相違・変更点について</p> <p>旧素案では平成 30 年度から 48 人（6, 240 時間）、49 人（6, 370 時間）、50 人（6, 500 時間）だったのが、新素案では 48 人（6, 240 時間）、52 人（6, 760 時間）、56 人（7, 280 時間）に変更されているが、利用者数が微増したのみで、一人当たりの利用時間数は変更前も変更後も 130 時間のままである。第 2 回地域自立支援協議会で志子田委員が求めているのは、利用者数のアップではなく、利用時間のアップのはず。なぜ利用者数の見込みを増やし、利用時間は据え置きなのか。理由を回答として明記してください。</p>	<p>重度訪問介護の対象者については、個々の事情を鑑みて支給決定されることとなります。計画上の数値としては、現在の平均利用時間に上乗せを行った上で、見込量を算定しています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
121	<p>【「第 5 章 3(1)⑥日常生活用具給付等事業 a. 見込量」 P. 61 表中 6 段目】 ○旧素案（第 2 回地域自立支援協議会時に提出されたもの）と新素案（パブリックコメント実施時に公開されたもの）の相違・変更点について 排泄管理支援用具の見込量が、旧素案では平成 30 年度から 8, 772 件、8, 902 件、9, 035 件だったのが、新素案では 5, 772 件、5, 902 件、6, 035 件となり、それぞれ 3000 件ずつ減っているのはなぜか。</p>	<p>当初、日常生活用具給付等事業の対象である排泄管理支援用具の紙おむつの給付対象者拡大分を考慮して見込量を設定していましたが、当拡大分は当事業外での給付に変更されたため、見込量から当該分を除外しています。</p>
122	<p>【「第 5 章 3(1)⑥日常生活用具給付等事業 b. 見込量の確保等にあって」 P. 61】 日常生活用具給付等事業の「見込量の確保等にあって」で、旧素案に記載のあった「給付対象者の拡大など」の一文が削除されたのはなぜか。理由を回答として明記してください。</p>	<p>日常生活用具給付等事業の対象である排泄管理支援用具の紙おむつの給付対象者拡大分の給付を当事業外に変更したためです。</p>
123	<p>【「第 2 章 1 障害者手帳交付者数等の推移」 P. 7 本文 6 行目、P. 8 図表 2-2】 「受給者証」とは何の受給者証のことか。わかりにくいので表の右側の解説文で説明してください。記載できないなら、その理由を回答として明記してください</p>	<p>「受給者証」とは、障害福祉サービス受給者証のことで、障害福祉サービスの利用を希望される方が市区町村に申請後、市区町村が障害支援区分調査と認定を行い、相談支援事業所作成のサービス等利用計画案を勘案してサービスの種類や量を決定した後、交付するものです。分かりやすい図表タイトルに変更するとともに、脚注による説明を追記いたします。</p>
124	<p>【「第 2 章 4 精神障害者の状況」 P. 12 本文】 「申請件数は」を「自立支援医療費（精神通院）の申請件数は」に、「認定件数は」を「精神障害者保健福祉手帳の認定件数は」としてください。現状のままではわかりにくいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
125	<p>【「第 2 章 4 精神障害者の状況」 P. 13 図表 2-9】 解説文が見当たりません。なくてよいのでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、説明を追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
126	<p>【「第 3 章 1(1)②c. 共に生きる、共に暮らす地域社会の実現」P. 18 本文 9 行目】</p> <p>「児童福祉法や教育関連の施策についても障害のあるなしに関わらず地域で共に育つ・育てることを基本として捉える」とは、具体的に子どもにかかわるこういった事項をさしていますか。</p>	<p>障害児支援は、児童福祉法での対応を基本とし、障害児である前に「子ども」であり、健全育成の視点を中心とすることが大切であると考えます。障害児支援の場合、まず、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童は健全な環境での育ちが保障されなければなりません。早期発見・早期対応の視点に立ち、健全に成長できるような環境を整えるための支援が大切であり、母子保健・子育て支援・家族支援が重要であると考えます。障害のあるなしにかかわらず、子どもたちが同じ地域でお互いに刺激し合いながら共に学んで遊んで育つ環境を整えていくことが大切であることが示されています。</p>
127	<p>【「第 3 章 1(1)③a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化」P. 19 本文 1 行目】</p> <p>「障害者の基礎調査結果」とは、平成何年度に実施したもののことをさしていますか。P19 記載の「平成 29 年実施の障害児実態・意向調査によると」と同様、「平成〇年実施の…」とここにきちんと明記してください。できない場合は、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>「障害者の基礎調査」は、平成 25 年度実施の区内障害者および 18 歳未満の障害児のいる世帯を対象としたアンケート調査です（配布数 5,299、有効回収数 2,961、回収率 55.9%）。脚注を追記し、実施時期等の記載をいたします。</p>
128	<p>【「第 3 章 1(1)③a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化」P. 19 本文 6 行目】</p> <p>「自立を促進していく」の言い回しに違和感がある。「自立を支援していく」「自立を支えていく」などに書き替えてはどうか。区としては、この言い回しに違和感はないのか。</p>	<p>ご指摘の表現は、区からの支援という趣旨とともに、地域生活を望まれる障害者の意向に寄り添い支える趣旨で使われています。このままの表現とさせていただきます。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
129	<p>【「第 3 章 1(1)③a. 自立した地域生活実現のための在宅支援の強化」 P. 19 本文 14 行目】</p> <p>「横断的なネットワーク体制」とは何か。「強化していきます」とあるのだから、既に存在するネットワークのはず。具体的に説明してください。</p>	<p>‘横断的なネットワーク体制’とは、高齢福祉部門や保健センター等保健医療部門との連携等在宅支援のための区における協力・連携体制を示しています。</p> <p>高齢障害者や難病等患者への支援等部門間連携の必要な課題の共有および適切かつ効果的な支援を行うための調整会議を実施しています。</p>
130	<p>【「第 3 章 1(2)＜1. 相談支援体制の充実＞」 P. 22 本文 5 行目】</p> <p>「障害者福祉課に設置されている基幹相談支援センター」は何名体制なのか。そのうち専従職員は何名か。</p>	<p>区に位置づける基幹相談支援センターでは、障害者福祉課内の職員（障害者相談係 6 名、知的・精神障害者福祉担当 4 名、療育支援担当 2 名）がその役割を担い、地域の相談支援の企画・調整、自立支援協議会の運営、人材育成、権利擁護対応、ケースワークに係る相談業務等を行っています。</p>
131	<p>【「第 3 章 1(2)＜2. 地域生活支援体制の整備＞」 P. 23 表中 2 段目】</p> <p>「障害児を見守る家族等」の「見守る」の表現に違和感がある（「障害児実態・意向調査」の「介助する」も大いに違和感があるが）。うちにも障害児がいるが、決して見守っているわけではない。適切な表現に改めてください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、‘医療的ケアを要する障害児を見守る家族’について、‘医療的ケア児の家族’に修正いたします。</p>
132	<p>【「第 3 章 1(2)＜2. 地域生活支援体制の整備＞」 P. 23 表中 2 段目】</p> <p>「重症心身障害児者等在宅レスパイト事業」について、本計画内で他に記載がない。実績や見込量を記載してください。できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご指摘の事業は、本計画策定における国の基本指針において、見込量等の算定項目ではございません。</p> <p>重症心身障害児者等在宅レスパイト事業は平成 28 年度に開始し、延べ利用者 15 人に 52 時間を提供しています。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
133	<p>【「第3章 1(2)＜3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実＞」P.24 本文 12 行目】</p> <p>「(障害児の) 相談支援体制の構築に努めてきました」の言い回しに違和感がある。努めてきてこの有様か。もっと自省をこめた言い回しに訂正してください。できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
134	<p>【「第3章 1(2)＜3. 子どもの成長を支える療育と家族支援体制の充実＞」P.24 表中 8 段目】</p> <p>「しながわっこのサポートブック」、当方は障害児の親だが、そのようなものの存在を聞いたことがない。区のホームページで検索しても出てこない。「作成しました」とあるが、作成して終わりですか。周知不足じゃないですか。</p>	<p>サポートブックにつきましては、保護者の方が使用できるよう作成いたしました。</p> <p>周知および導入につきましては、段階的に順次説明会等を通して、お使いいただき始めています。</p>
135	<p>【「第3章 1(2)＜6. 豊かな日常生活を送るためのサービスの充実＞」P.26 表中 1 段目】</p> <p>移動支援の「グループ型支援」とは何ですか。わかりにくいので、説明を加えてください。</p>	<p>移動支援事業のグループ型支援とは、屋外での移動が困難な複数の障害者または障害児（グループ）に対して、余暇活動等社会参加のための外出を一人の支援者（ガイドヘルパー）が支援するものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、脚注により説明を追記いたします。</p>
136	<p>【「第3章 1(2)＜9. 障害者理解と共感のやさしいまちづくり＞」P.28】</p> <p>「障害者理解と共感のやさしいまちづくり」の項目に、「障害当事者の意見に耳を傾け」「障害当事者から積極的に意見を募集し」などの一文を加えてください。できない場合は、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
137	<p>【「第 5 章 3(1)⑧移動支援事業 a. 見込量」 P. 62】</p> <p>年間延利用者数と年間延利用時間数の記載だが、一人当たり年間（あるいは月間）何時間の利用を見込んでの算出なのか。回答として数字を明記してください。</p>	<p>移動支援事業の見込量算出における平均利用時間については 10 時間としています。</p>
138	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援（日常生活支援） a. 見込量」 P. 63】</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業の年間延利用者数の見込量は、平成 31 年度に 1 カ所新規で設置されて 2 カ所から 3 カ所になっても 1 割ずつ程度しか増えていないのに、同様に 2 カ所から 3 カ所に増設される日中一時支援の年間延利用者数の見込量は、何を根拠に約 3 割ずつ伸びると見込んでいるのか。回答として明記してください。</p>	<p>地域活動支援センターと日中一時支援事業は異なるサービスであり、同数の増設となりましても、利用者数は同割合では増加いたしません。</p> <p>それぞれのサービスの見込量については、利用ニーズとサービスの提供状況を踏まえて設定しています。</p> <p>日中一時支援事業の見込量は、今後のニーズの増加を見込んだ数値を設定しております。見込まれるニーズ増加の背景として、就労しながら子育てをするご家庭が増加傾向にあるため保育園で要支援児童が増えている現状や、ご家族内の兄妹関係や介護状況によりレスパイトの要望が高まっていること等が挙げられます。</p>
139	<p>【「第 5 章 3(2)②日中一時支援（日常生活支援） a. 見込量」 P. 63】</p> <p>①日中一時支援の見込量の表には、地域活動支援センター機能強化事業に合わせて、設置数を併記すべき。②「見込量の確保等に当たって」の項目にも、地域活動支援センター機能強化事業と同様、「なお、平成 31 年度開設の（仮称）品川区立障害児者総合支援施設に 1 カ所設置の予定です。」の記載を加えるべき。以上 2 点について、記載しない場合はその理由を明記の上、ご回答ください。</p>	<p>①設置数については、‘第 6 章 1(1)品川区の主な障害者支援施設一覧’ (P. 66) および ‘(2)品川区の主な障害者支援施設所在地’ (P. 69) に記載しています。②ご意見を踏まえ、追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
140	<p>【全体】 「発達障害者成人期支援事業『リクト』」「精神障害者交流スペース『憩いの場』」や、「発達障害・思春期サポート事業『ら・るーと』」および「発達障害者支援施設『ぷらーす』」は、計画本文での記載は不要なのか。特に発達障害についてはただでさえ記載が少なく、なぜ発達障害関連の事業や施設を計画本文で取り上げないのか疑問。計画本文で取り上げない場合は、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>発達障害児者への支援につきましては、成長過程において、発達の状況や特性になるべく早い段階で気づき、個々の特性に合わせた支援を各々の成長過程に合わせて切れ目なく行っていくことが重要と考えています。</p> <p>区では、自立支援法施行後に発達障害児を対象とした療育事業コンパスを開始し、その後は、成長過程を見据えた思春期サポート事業ら・るーとの実施、成人期支援として平成 26 年度に発達障害者支援施設「ぷらーす」の開設と、成長過程に合わせて段階的に支援体制の整備を行ってまいりました。</p> <p>発達障害については、平成 22 年、障害者総合支援法および児童福祉法において障害者に含まれるものとして明確化されています。本計画は、発達障害児者を含めた記載としており、引き続き発達障害児者への支援の充実に努めてまいります。</p>
141	<p>【「第 6 章 1(1)品川区の主な障害者支援施設一覧」P. 68】 「にじのひろば荏原」って何ですか？「にじのひろば荏原」って何ですか？もうとっくにないかと思っていましたが、まだあるんですか？恥ずかしいですよ。直してください。（区のホームページも）</p>	<p>「にじのひろば荏原」は移転により「にじのひろば戸越」に名称変更しております。ご指摘のとおり、修正いたします。</p>
142	<p>【全体】 他区でもパブリックコメント実施に合わせて計画の素案が公開されている。品川区の過去の実績だけを参考に今後の計画を立てても意味がない。他区の素案は検討材料としたのか。</p>	<p>地域にはそれぞれ地域固有の現状や課題がございます。国の基本指針においても、計画は地域の実情に応じた計画となるよう求められています。他自治体の計画も参考にしておりますが、他自治体との計画とは一概には同様のものとはならないことをご理解ください。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
143	<p>【全体】 全体的に「検討を進めていきます」「検討していきます」が多すぎる。これから3カ年の計画なのに、来年度から3年かけて検討していくと言うのか。これから始まる事業ならともかく、とっくに走っている施策や事業に対して「検討を進める」では遅すぎる。もっと前向きな方向に書き直してください。</p>	<p>障害者を取り巻く環境やニーズは時間の経過とともに変化しています。実施している施策や事業においても、そのような状況の変化に合わせて適切かつ効果的に利用者にサービスを提供するために、検討や見直しが重要と考えております。</p>
144	<p>【全体】 視覚健常者でも、白黒だとわかりにくい部分がある。白黒で世に出る可能性があるなら、適宜直してください。</p>	<p>単色での製本印刷を予定しております。ご意見を踏まえ、分かりやすい表示に努めます。</p>
145	<p>【全体】 ①品川区における職員の障がい者雇用人数の実績を、障害種別に分けて公表してください。②算定基礎労働者数に対する雇用率が、障がい者法定雇用率の2.3%（官公庁）をクリアしているのかどうかも併せて記載してください。上記2点について、記載できない場合はその理由を回答として明記してください。</p>	<p>①品川区における職員の障害者雇用人数は、身体障害者42人、精神障害者1人となっております。②算定基礎労働者数に対する雇用率は2.66%となっております。①②いずれも平成29年6月1日時点における数値となります。</p>
146	<p>【「第5章2(1)④保育所等訪問支援」P.55】 「児童指導員や保育士が保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児～」とありますが、実際には「保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童」となっているはずですが。是非、「保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童」と記載頂きたいです。そして、提供する事業者が、増加していないと記載ありますが、どのようにしたら増加するか考えて頂きたいと存じます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、保育所等訪問支援の説明について修正いたします。 事業所の確保については、事業の周知と訪問先への理解を進め、サービスの提供体制の構築を図ってまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
147	<p>【「第 5 章 3(1)⑧移動支援事業」 P. 62】</p> <p>移動支援は、全く記載がありませんが、現在は、障害児であっても共働き夫婦が増えております。こちらにも、提供する事業者が、増加していないとお聞きしていますが、どのようにしたら増加するか考えて頂きたいと存じます。</p>	<p>移動支援事業については、‘第 5 章 3(1)⑧移動支援事業’（P. 62）に記載があります。サービスを必要としている方にサービスが行き届くよう事業者等サービスの担い手の確保に努めてまいります。</p>
148	<p>【全体】</p> <p>パブリックコメントの募集期間をもっと、長くして頂きたいです。特に、12月から1月の募集では、忙しく、検討しづらいです！私の所属する団体でも意見を検討したかったです。もっと、時間的に余裕を持って、計画を立てて下さい！</p>	<p>ご意見として承ります。今後の計画策定におけるパブリックコメント実施の際に参考とさせていただきます。</p>
149	<p>【全体】</p> <p>「品川区の障害福祉は決して進んでいない。むしろ遅れている」との区の発言があった。その反省をこの計画にどう記し、どう改善していくのか。具体的に回答してください。</p>	<p>障害のある方のニーズを的確に汲み取り、施策・事業の有効性について検証を行いながら、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めてまいります。</p>
150	<p>【「第 4 章 5 障害児支援の提供体制の整備等(2)成果目標」 P. 42 本文 4 行目】</p> <p>「保護者支援」って何ですか。障害児の保護者ですが、聞いたこともないです。</p>	<p>療育の場での保護者支援として、保護者自身が安心感を得られること、子どもへの理解を深め、子育てに見通しが持てるようになること等の支援が重要であると考えています。区の療育事業では、早期発見から学齢期に至るまでのお子さんの成長過程において、療育者等が子育てのパートナーとして、保護者の気持ちに寄り添った支援を心がけてきました。また、障害のある子どもだけでなく、兄弟姉妹をもつご家庭全体へも支援の目を向ける必要があります。</p> <p>施策・事業等制度としての支援を含め、障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実を図ってまいります。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
151	<p>【「第 5 章 1(1)訪問系サービス a. 見込量（行動援護、重度障害者等包括支援）」P. 45 表】</p> <p>行動援護、重度障害者等包括支援は、どうして実績と見込量の記載がないのですか。</p>	<p>行動援護、重度障害者等包括支援は実績がございません。代替の支援策による対応から事業者参入の見込みが薄く、見込量は設定しておりません。</p>
152	<p>【「第 4 章 5 障害児支援の提供体制の整備等(2)成果目標」P. 42 本文 4 行目】</p> <p>発達支援センターの増設が目標となっていますが、現在ある品川児童学園でより内容の濃い密な支援が可能になるような人員等体制の強化は行われないのでしょうか。</p>	<p>品川児童学園において、個々の状態像に合った一人ひとりの健やかな成長に向けて、より充実したきめ細かな支援となるよう努めてまいります。</p>
153	<p>【「第 3 章 2(7)包括的な障害児支援の充実<取組みの方向性>③障害児を育てる保護者のための子育て支援の充実」P. 38】</p> <p>きょうだい児の子育て支援もあてはまるのでしょうか。障害児を育てる家庭において、きょうだい児の保育に支障をきたすことがあります。けれども現在の保育園入園基準においては、介護、看護の要件にはあてはまりにくく、且つポイントが低いため、きょうだいの入園が適わずに障害児の療育ができないことがあります。家庭支援においては保護者や障害児だけでなくきょうだいについても支援をお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>障害児を育てるご家庭における兄弟姉妹等への支援は、区の保育事業等子育て施策との連携のもと、充実を図ってまいります。</p>
154	<p>【「第 3 章 2(4)地域生活支援拠点の整備<取組みの方向性>」P. 32 本文 1 行目】</p> <p>「区では 5 つの視点から」を、「区ではこの 5 つの視点から」あるいは「区では前述の 5 つの視点から」に直してください。現状のままだと、ページをまたぐのでわかりにくいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
155	<p>【「第 3 章 2(7)①専門性の高い相談・療育支援体制の整備」P. 36 本文 11 行目、「第 4 章 5 障害児支援の提供体制の整備等(2)成果目標」P. 42 本文 7 行目、「第 5 章 2(1)④保育所等訪問支援 b. 見込量の確保等にあたって」P. 55 本文 4 行目】</p> <p>保育所等訪問支援について、p29 では「充実を図ります」としているが、p35 では「体制整備を進めていきます」、p48 では「サービスの提供体制の構築に向けて検討を進めていきます」と、方針に温度差があり一貫性が見えない。国は「平成 32 年度末までに保育所等訪問を利用できる体制を構築することを基本とする」としているの、品川区も「構築する」としてご下さい。できないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>○P. 36 本文 11 行目 保育所等訪問支援の充実を図ります。→保育所等訪問支援の利用ができる体制を構築します。</p> <p>○P. 42 本文 7 行目 保育所等訪問支援を利用できる体制整備を進めていきます。→保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。</p> <p>○P. 55 本文 4 行目 サービスの提供体制の構築に向けて検討を進めていきます。→サービスの提供体制の構築を図ります。</p>
156	<p>【「第 4 章 1 施設入所者の地域生活への移行(2)成果目標」P. 39 本文 5 行目】</p> <p>施設入所者数は、国の「2%以上削減」の基本指針に対し、品川区の目標は「0%削減」でよいのか。その理由を回答として明記してください。</p>	<p>国の基本指針は、全国的な施設の整備状況や利用者の状況を踏まえた目標値となっており、本目標値については各自治体が地域の実情に合わせて設定することが示されています。区では、現在の入所者の状態像や、重度の方等が地域で暮らせるグループホームの整備状況、入所待機者等を踏まえた目標値を設定しています。</p> <p>地域生活への移行については、入所者の状態像、ご本人やご家族の意向、移行後の地域での支援体制等踏まえた上で進めてまいります。</p>
157	<p>【「第 4 章 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(2)成果目標」P. 40 本文 8 行目】</p> <p>「成果目標」は、成果目標を記すべきところなのに「検討していきま</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
158	<p>【「第5章1障害福祉サービス」P.44、「同2児童福祉法に基づく障害児サービス」P.53】</p> <p>各項目の「見込量の確保等に当たって」で、「事業者間連携の取組みを推進していきます」「関係機関の連携により～検討していきます」「連携を図り、対応していきます」など、連携任せな記載が目立つ。連携は確かに大事だが、連携はあって当然で、肝心の、連携した上でどう見込量を確保するのかの記載がない。訂正してください。</p>	<p>事業者等関係機関の連携がサービス利用者への適切かつ効果的なサービス提供に繋がると考えます。連携体制の構築の推進を図ることで見込量の確保に努めてまいります。</p>
159	<p>【「第5章1(2)⑤就労定着支援 b. 見込量の確保等に当たって」P.48 本文2行目】</p> <p>「効果的な就労定着支援の在り方について検討していきます」とあるが、在り方の検討で終わらせず、見込量の確保についても記載してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。</p>
160	<p>【「第5章1(4)③地域定着支援 a. 見込量」P.52】</p> <p>地域定着支援の見込量が少なすぎる。第2回地域自立支援協議会で田中委員が指摘していた箇所だが、30年度を1人増やしただけ。見直すべき。</p>	<p>ご指摘の地域定着支援事業は、利用対象者とサービスの提供状況を踏まえて設定しています。</p>
161	<p>【「第5章2(1)②居宅訪問型児童発達支援 a. 見込量、③放課後等デイサービス a. 見込量」P.54】</p> <p>見込量の表中の「利用日数」は「利用実日数」ではないのか。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>
162	<p>【「第5章2(2)①障害児相談支援 b. 見込量の確保等に当たって」P.56】</p> <p>計画相談支援の説明文のように、「平成26年度以降、障害児通所支援を利用するすべての障害児が対象となっています。」等の一文を加えてください。必要です。加えないなら、その理由を回答として明記してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、追記いたします。</p>

No	ご意見（要約）	区の考え方
163	<p>【「第 5 章 3(1)③成年後見制度利用支援事業 a. 見込量」 P. 59】</p> <p>表の「単位/年」は、「単位」の間違いでは。</p>	<p>ご指摘のとおり、修正いたします。</p>
164	<p>【全体】</p> <p>第 5 期障害者福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の骨子案を視覚障害者が音声で聞き取りやすようにテキスト化していただき、ありがとうございました。おかげ様でとても興味深く読むことができました。たいへん参考になりました。</p> <p>今まで全く知りえなかったことや気づけなかったことが、初めて具体的に紹介されたと言う感じがしました。ありがとうございました。</p> <p>逆にこれらの内容が、表やグラフで表されていたら、視覚障害者はほぼお手上げ状態だったと思います。今後もこのような配慮が全ての資料で行われることを要望致します。</p>	<p>引き続き、全ての方が情報を得やすい環境づくりに努めてまいります。</p>